

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和5年 3月8日・9日・10日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	子ども未来課	2～17
2	健康推進課	17～34
3	福祉課	34～49
4	住民環境課	49～59
5	請願・陳情	59～73
6	文化スポーツ課	73～94
7	学校教育課	94～107
5-2	請願・陳情	107～113

議事のとんまつ

1 日目

午前9時 開会

○5番 寺平福祉文教常任委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は7名でございます。ただいまより福祉文教常任委員会を開催いたします。まず会議録署名委員の指名をいたします。会議録署名委員に6番 松本委員、7番 唐澤委員を指名いたします。では審査順序に従いまして委員会審査を行います。

①こども未来課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まず、子ども未来課の審査に入りたいと思います。まず議案第2号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第9号）子ども未来課に係る部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは令和4年度箕輪町一般会計補正予算に係る部分について説明させていただきます。説明については係長からいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 それでは一般の13ページをお願いいたします。歳入からでございますけれども、まず国庫負担金01-03 児童手当の負担金でございます。こちら今年度の児童手当の支給をする件数が減少していることに伴いまして、支出が減となることに伴いまして国の負担金の減になります。

続きまして02-03 民生費国庫補助金のうちの児童福祉費補助金、出産・子育て国庫補助金についてお願いいたします。こちらは、12月の議会の際に、お願いをしている事業になりますけれども、その際の出産・子育て応援事業の事業経費の増に伴いまして、国の補助金の増額を予定しているものでございます。1ページおめくりいただきまして14ページをお願いいたします。

続きまして県の負担金になります。国と同じように児童手当の県の負担金の分になります。こちら児童手当の支給の減に伴いまして減少の見込みとなっております。

続きまして、民生費補助金ですけれども、先程の出産・子育て応援事業の補助金につきまして、県費分につきましても同じく増額を見込んでおります。続きまして、歳出をお願いいたします。一般の24のページをお願いいたします。中段から下になりますけれども、02-01、0371 の児童手当費になります。扶助費としまして児童手当を計上しておりますけれども、支給見込みの減少ということで減額の補正を組ませていただきました。当初の見込みよりも子供の数が減っているというところで支給件数も約9割の見込みとなっております。続きまして0373 出産・子育て応援交付金事業費でございます。先ほども歳入のところで説明しましたが、出産子育て応援券のギフトの件数の見込みの増額がございます。それに伴いまして通信運搬費や支払いに伴う手数料を増額をさせていただいております。また広域

連合でシステム改修を予定しておりますが、その負担金が示されてきておりますので、その分の増額を計上をさせていただいております。

子ども未来課分につきましては以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので引き続き質疑に入ります。質疑1件ですけれども、まず質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 何かご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですかね。質疑を打ち切ります。

次に、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第2号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号) 子ども未来課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第11号 箕輪町子ども・子育て審議会条例及び箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これ一括じゃないですね。11、それぞれでしたっけ。じゃあそれぞれですね。はい。じゃあ11号を議題とします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは議案第11号につきまして細部説明を申し上げます。提案理由につきましては本会議で出ましたけれども、こども家庭庁の設置に伴う関係法律の整備により引用する法律の規定の条ずれを改正するためのものがございます。1ページになりますけれども、第1条、第2条で、それぞれ2本の条例を改正するものがございます。第1条におきましては、箕輪町子ども子育て審議会条例の一部改正といたしまして、第77条を第72条に改めるものがございます。第2条におきましては、箕輪町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。資料につきまして新旧対照表4ページからになります。第4条の中で(1)、(2)、(3)というふうになっておりまして、認定子ども園、幼稚園、保育園、保育所ということで法律を引用しておりますけれども第2項がなくなりまして、第1項でとらえる必要がなくなりまして、それぞれ項という文字をなくすものがございます。5ページ以下同様の趣旨で改正となっております。施行日は2ページになりますけれども、令和5年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、質疑、ご意見を受け付け

たいと思います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 何かご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。

次に討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第11号 箕輪町子ども・子育て審議会条例及び箕輪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決すべきことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第12号 箕輪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 議案第12号につきまして、説明させていただきます。提案理由につきましては基準となる厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものでございます。説明につきましては、（聴取不能）と同様になりますけれども、4ページ新旧対照表に沿って説明させていただきたいと思います。

まず、5ページをご覧くださいと思います。第7条第4項に第1号、第2号を加えるものでございます。家庭的保育事業者による連携施設の確保について定めた第1項第3号の規定を適用することとしない場合の規定といたしまして、第1号、利用乳幼児にかかる保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育また保育が提供されるよう、必要な措置を講じているとき、第2号、連携施設の確保が著しく困難であると認めるとするものでございます。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。第7条の次に2条を加える改正でございます。まず、第7条の2安全計画の策定等についてです。第1項につきましては、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活等における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など、安全に関する事項についての計画の策定と必要な措置を講じなければならないと規定するものでございます。第2項につきましては、職員に対する安全計画の周知と研修と訓練の定期的な実施について、第3項は保護者との連携が図られるよう、保護者に対し安全計画に基づく取り組みの内容等の周知について、第4項は、定期的な安全計画の見直しと、必要に応じた安全計画の変更について規定するものでございます。

続きまして、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認についてでございます。

第1項につきましては、事業所外での活動、取組等の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼等により利用乳幼児の所在の確認を義務付けるものでございます。第2項は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を、日常的に運行するときの見落としを防止する装置の備え付けと、降車の際の所在の確認について義務付けるものでございます。

続きまして、7ページになりますけれども第11条の改正でございます。他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員基準として、職員の兼務についてこれまで保育に直接従事する職員について除外していた部分を、行う保育に支障がない部分に限るとするものでございます。

続きましてその下、第14条でございます。懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除は、民法等の一部を改正する法律によりまして、民法及び児童福祉法による懲戒権に関する規定が削除されたことによるものでございます。

続きましてその下、第15条衛生管理等についてでございます。家庭的保育事業所の職員に対し、感染症及び食中毒の予防等の研修・訓練の定期的な実施について規定するものでございます。8ページになります。第38条の改正は、居宅訪問型保育事業者が行う保育として、母子家庭等の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。副委員長

○6番 松本委員 6ページの第7条のところ職員研修及び訓練その他家庭的事業における安全に関するいろいろな書いてあるんですが、この研修や何かはどのくらい時間が決まっているとかはありますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 ちょっと時間までについては、明確なものを確認したことはありませんけれども、家庭的保育が非常に小さいものでありますので、その辺ちょっとどのくらいになるかということとはわかりませんが、おおがかりなものではないんじゃないかなというふうに推測します。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにありますか。入杉委員

○13番 入杉委員 5ページからの安全確保の面で、移動のときの自動車の乗り降りの確認をするっていう、規定ですよ。当町の場合は該当する事案が今あるんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 まずこの条例につきましてはですけども、家庭的保育事業を実施しているものに対する基準でありますので、町の実施している保育とは、また違うものっていうことがあります。で、町に対しては安全計画の策定っていうことが求められておりまして、現在策定中でございます。自動車の運行につきましては、現在送迎等で利用している点

はありませんけれども、園の行事等で利用することはありますので、施設長に対しましては注意するようにとすることで促してはおります。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 7ページの、先程の松本委員からもご指摘がありましたけれども、感染症防止の訓練の（聴取不能）規定された感染症、決まった感染症があったら、これとこれってというふうに今提示していただくことはできますでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 すみません。これ自体、条例だけではなくて、先程改正の時でも申し上げた省令のほうと相まって実施していくところもございますので、ちょっとそちらの確認ができておりませんが、一般的に感染症っていうもので捉えて、これとこれってという具体的なものは、どこかに定めはあるかとは思いますが、今ちょっと列挙することはできません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご意見ございますか。何か。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。

次に討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第12号 箕輪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第13号 箕輪町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは、議案第13号につきまして細部説明をさせていただきます。提案理由につきましては、児童の保育園入園に関する制限事項のうち、これまで制限した事例がなく、今後も制限する必要がないものについて見直しをしまして、条例改正をするものでございます。内容につきましては、2ページをご覧くださいと思います。入園制限ということで第4号に精神的欠陥を有する場合ということで定められておりましたけれども、必要がないということで見直します。1ページお戻りいただきまして、施行日ですけれども、交付の日から施行するというものでございます。説明につきましては以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ご

ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 何かご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では次に討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第13号 箕輪町保育園設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算子ども未来課に関わる分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算子ども未来課に関わる部分について説明をします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 それでは、令和5年度箕輪町予算に関する説明書を用いまして説明させていただきます。一般の83ページをお願いいたします。歳出から説明をさせていただきます。昨年度と大きく変更しているところにつきまして主に説明をさせていただきます。

それでは0370 児童福祉総務費からお願いいたします。まず最初に報酬でございます。子ども子育て審議会委員報酬を計上させていただいております。こちらは令和6年度に子ども子育て支援事業計画の見直し策定の年になりますのでその準備というところも兼ねまして、委員会を開催するものに対しての報酬になります。7番報償費でございます。こちらは、例年出産祝い金を計上させていただいております。令和5年度につきましては、155人を想定をして計上をさせていただいております。また、12 委託料です。委託料のうち、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査委託料を計上させていただいておりますが、こちらは先ほどもお話しさせていただいたきま子ども子育て支援事業計画策定に向けた、子どもや子育て家庭の実態把握をするものになります。おめくりいただきまして84ページをお願いいたします。備品購入費でございます。こちらはゼロカーボンの関係で電気自動車を公用車として1台、もともとあった車の更新ということで購入の予定をさせていただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 同じ事業コードの18負担金になります。子どものための教育・保育給付費負担金、こちらは町外の幼稚園、認定こども園に通園する園児の日中利用に関わる負担金でございます。また、後程ご説明させていただきますが、令和5年度に町の保育料を10%

から15%引き下げをさせていただきたいと思っております、幼稚園、認定こども園の保護者負担は、保育園の保育料と同じでございますので、その保育料を引き下げにする分の、町がその分施設に負担する負担金額が増えますので、前年当初比で341万4,000円増の負担金を見込んでおります。

次の子育てのための施設等利用給付費、こちらは幼稚園、認定こども園長時間保育に係る負担金でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 0371 児童手当費についてお願いいたします。こちらは中学校3年生までの子どもさんに対しての児童手当費の計上となっております。続きまして0372の子育て支援センター事業費につきましてお願いいたします。こちらは子育て委支援センター、町内2か所ございますけれども、その2かに関わる運営に関わる経費を計上しております。事業費の中にあります4番印刷製本費でございます。子育て支援センターの事業の見直しを図るとともに、パンフレットを新しく印刷をしたいということで計上をさせていただいております。それから12委託料でございます。こちらは清掃等の経常的な（聴取不能）のほか新たに子育て支援の動画作成業務の委託料を計上させていただいております。こちらは支援センターの活動内容ですとか家庭でもできる保護者と子どもが遊ぶ手遊び、そういったものを動画にしまして、配信をするということを計画しております、そのための業務委託料を計上させていただいております。使用料につきましては、経常的なものがほとんどになりますけれども、イオンにありますみのわ〜れの中のほっこりルーム、そちらの商業施設賃借料につきましてもこちらで計上をさせていただいております。

また、次の工事請負費です。こちら、子育て支援センターいろはぼけっこのトイレの改修を行いたいということで計上をしております。これまでいきいきセンターサンライズですけれども、大人用のトイレがあります。今までは子どもさんは家庭と同じように補助便座を使用しまして小さい子供さんも用を足している状況でしたけれども、ここで子どもが使いやすい、またトイレトレーニングなども練習しやすいようにということでトイレの改修（聴取不能）するものでございます。また、玄関の屋根の防水が劣化しておりますので、それに伴う工事も計上をさせていただいております。18の負担金、補助金及び交付金ですけれども、こちらは子育てサークルに対する補助金、またファミリーサポート事業を利用される家庭に対する、その利用者負担金に対する補助、助成を計上をさせていただいております。続きまして0377読育推進事業費でございます。こちらはみのわっこ絵本プレゼントということで、箕輪町で（聴取不能）子どもさん、月齢に応じて絵本をプレゼントさせていただいている予算になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 次の86ページをお願いいたします。0380保育園運営費となります。01節の報酬でございますけれども、会計年度任用職員の報酬となっております。通常保育士の分、また特別保育といたしまして、フリーの保育士、土曜保育の保育士、長時間保育の保育

士の報酬、また、日々の代替の保育士の報酬、調理員の報酬、産休職員の報酬、代替保育士の報酬、事務職員の報酬というようなかたちとなっております。少し飛んでいただきまして、07 節の報償費のところの中ほどのみのわっこチャレンジ事業に関わる経費でございますけれども、豊かな探求心と自己肯定感を持った子ども育成を図るための各園、趣向を凝らした保育、特色ある保育の取り組みということでございまして、そういった中でリトミックですかバランスボール、わらべうた等々、講師をお招きすることによる謝礼となります。また、令和5年より、木下保育園と沢保育園を予定しておりますけれども、保育園のそばで菜園を設けまして、食育の一環として野菜作りを地域の方のご協力を得ながらやっていきたいという風に考えております。そういったものを給食の食材として使ったりというようなことを考えておりますけれども、その菜園管理をしてくださる地域の方への謝礼ということで予算を計上させていただきました。

87 ページをお願いいたします。12 節の委託料でございますけれども、委託料のいくつかある中の一番最後のところですが、訪問看護師派遣業務委託料ということで新たに計上させていただきました。こちらは医療的ケアが必要な園児、お子さんの保育園への受入れ体制を整備するため、訪問看護事業所から、看護師一人を派遣してもらうというので考えております。委託契約を結ぶということで予定しております。おめくりいただいて88 ページをお願いしたいと思います。13 節の使用料及び賃借料でございますけれども、この中の下から2 番目になりますけれども、保育園等紙おむつ専用回収箱のレンタル料ということで、昨年10月よりレンタルしておりますけれども、今後は通年の契約ということで、少し予算を増やして対応したいと思っております。それから18 節の補助金でございます。保育士等資格支援事業助成金ということで創設したいと思っております。こちらは、保育園で勤務する職員で、資格を持たない保育補助員の方だとか、保育士の方がより専門的な知識を深める意味で、幼稚園教諭の免許を取得したり、補助員にしてみれば保育士の資格、あるいは幼稚園教諭の資格を取得する場合の支援をしていこうということで、資格取得に関わる費用の一部を助成していきたいというふうに思っております。以上です。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 すみません。引き続きまして0381 保育園施設整備費をお願いしたいと思います。こちらは保育園の施設整備に関わる費用でございます。89 ページの工事請負費ですけれども、保育園施設整備工事ということで内訳とかここには記載しておりませんが、そのうえの委託料のところにも出てきておりますけれども、松島保育園の照明器具、をLED化すると、これゼロカーボンの取り組みの一環ですけれども、LED化工事を予定しております。そのほか各保育園の整備の費用ということで計上させていただいております。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 引き続きお願いいたします。0396 子ども子育て支援事業費につきましてお願いいたします。こちらは12 節の委託料につきまして、お願いいたします。委託料の中に病児・病後児保育委託料を計上させていただいております。こちら箕輪町の子どもさ

んにつきましては、病児・病後児保育は上伊那生協病院にありますいちごハウスと、伊那中央病院のところにありますあるぷす、この2か所を利用できるようにしておりますけれども、そのうちのいちごハウスに対する委託料をこちらに計上させていただいております。1ページおめぐりください。90ページをお願いいたします。同じく委託料の中で、一番上の行になりますけれども、子どもの居場所づくり推進事業ということで、こちらの委託料は、現在社会福祉協議会のほうに委託をしておりますコーディネーター業務の委託料となっております。

次の18節の負担金、補助金及び交付金です。こちらに病児・病後児保育の運営負担金を計上させていただいておりますが、こちらは先ほど説明しましたあるぷすのほうに対する負担金ということで計上をしております。また、補助金としましてこどもの居場所づくり事業補助金で計上しております。現在進めておりますこどもの居場所づくり、実施する団体に対する補助金を計上をさせていただいております。

続きまして0397相談支援事業費になります。こちらは、障がいや発達特性を持つ子供さんが、障がい福祉サービスを利用するにあたっての計画相談を行うための経費となっております。相談支援事業所みのわを子ども未来課の中で運営をしております、それに関わる経費について計上をさせていただいているものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 続きまして0398児童発達支援事業費について説明をさせていただきます。昨年に比べて圧倒的にまず多いのは、基本的に、こちら若草園の運営費が例年ですと入っていますが、次年度は、ここに若草園の増改築事業と、それに伴います付帯工事の工事費が含まれておりまして、予算が増額となっております。では、詳細説明させていただきます。まず、07の報償費につきましては言語聴覚士等謝礼とありますが、昨年度まではそこに心理士につきましては木下のさくらみらい塾にいます心理士のほうを委託料という形でもってございましたが、そちらのほうから今回は滝小児科のほうに働かされている心理士さんのほうをお願いするというかたちになりました。こちらの報償費のほうに盛りましたので少し増えております。また、その分委託料につきましては、大きく変わっているのは若草園の増改築工事の管理委託料が入りまして、増額となっております。

続きまして14工事請負費につきましては、若草園増改築関連工事ということで6,000万近くの増額という予算のほうを計上させてもらっています。こちらにつきましては、若草園の現在の建物の東側に増築するものと、今の既存の施設のスタッフルームとして使っているところを、重心、または医ケア児の子供たちの過ごす場所に改修します。それに伴いしまして、三日町保育園のほうから給食等を持ってくることになりまして、そちらの三日町保育園の増築、または倉庫の改修が含まれております。また、若草園の東側の畑がありますけれども、そちらを駐車場にするということで、そちらの付帯工事、外構工事が含まれております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 それでは、歳入のほうに移らせていただきます。予算説明書、お戻りい

ただいて15ページをお開きいただければと思います。14款の分担金及び負担金のページとなります。民生費負担金の中の児童福祉負担金でございます。保育園運営費に関わる負担金ということで、保護者の皆様からの保育料をご負担いただく部分、また、滞納金の繰越分も計上しております。また、特別保育分といたしまして、契約時間を超えた延長の保育料金、また、沢保育園と子育て支援センターで一時預かりの保育をしております、そちらの保育料も含んでおります。なお、令和5年度から一時預かりの保育につきましては、1日当たりの利用額を1,600円を上限とするということにさせていただくこともあって、歳入、若干げんというかたちになっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 同じく負担金の中の、病児・病後児保育利用負担金でございます。こちらは、いちごハウスを利用しているのが箕輪町だけではなく、南箕輪村や辰野町、伊那市の子どもさんも利用をしております。そちらの市町村からの負担金ということで歳入の予定となっております。

続きまして、1ページおめくりいただきまして16ページをお願いいたします。相談支援事業負担金とありますけれども、こちらは相談支援事業所みのわで子どもさんの計画作成をした費用につきましては、国保連のほうから歳入を予定しております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 続きまして、10 児童発達支援事業の負担金、こちらにつきましては若草園で通ってきた子どもさんたちに提供しているサービスにつきましては、国保連のほうに請求した分がこちらのほうに歳入というかたちで入ってくるものになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 その次の保育園副食費負担金でございます。こちらは、給食、おやつ等の保護者負担金となります。それから20ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金でございます。民生費の国庫負担金の保育園運営費負担金でございます。子どものための教育・保育給付費負担金ということで、こちらは、歳出のほうでもご説明させていただきましたが、町外の幼稚園、認定こども園に通われている（聴取不能）の方の負担金、ありますけれども、国の方から公定価格から保護者負担、つまり町の保育料を差し引いた額を町が支払いますけれども、それに対する一定額について、国のほうから負担があるということでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 同じく国庫支出金の民生費国庫負担金のうちの児童手当費負担金です。こちらは、児童手当費の給付に対するものの国庫分の負担金となっております。

続きまして21ページをお願いいたします。民生費国庫補助金のうちの児童福祉費の補助金でございます。子ども・子育て支援事業補助金でございます。こちらは子育て支援センターの運営ですとか一時預かり、また、子ども・子育て支援事業に関わるもの、母子衛生費も含めまして、これらの事業に対する補助金が国庫からも計上をさせていただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 その下の下の14の子育てのための施設等利用給付交付金でございます。こちらは、幼稚園、認定こども園の預かり保育、長時間の保育に関わる国の補助金となります。また、次の保育対策総合支援事業補助金でございますが、こちらは町内の保育園の新型コロナ対策として行う、衛生用品等の購入に対する国の補助金となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 同じく補助金の18地域子供の未来応援交付金です。こちらは、子どもの居場所づくり推進事業でコーディネータの委託をしている経費や居場所づくりを実施する団体に対する補助金、この事業に対しまして交付金を受けているものになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 23ページをお開き頂きたいと思えます。県支出の民生費県負担金でございます。保育園運営費負担金、02節のところですが、子どものための教育・保育給付費、県の負担金ということで、幼稚園・認定こども園の日中利用にかかわる県の負担分となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 続きまして児童手当費、こちらにつきましても県の方の負担金を予定しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。県支出金のうちの02節児童福祉費補助金につきまして、国庫と同じように子ども・子育て支援事業補助金につきまして県費分を計上をさせていただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 その下のところでございます。多子世帯保育料減免補助金でございます。県の補助金になりますけれども、第3子の保育料、減額に対して一定の補助をいただくものということで、令和4年度と同額を計上しております。それから、子育てのための施設等利用給付金、幼稚園・認定こども園の長時間の利用分の補助金となります。それから、保育対策総合支援事業補助金でございます。こちらは、医療的ケア児に係る訪問看護師派遣経費に係る補助金でございます。

それから30ページに飛ぶんですが、お開きください。20款の繰入金でございます。18目のふるさと応援基金繰入金でございます。この中の0381保育園施設整備費に関わる繰入金が充当されるということになっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 続きましてその下の欄、0398ふるさと応援基金繰入金として、児童発達支援事業費のほうに700万というかたちの繰入れがされるというかたちでなっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 33ページをお開きください。22款諸収入でございます。雑入の06節

に保育園職員給食費負担金とございます。保育園の職員の給食費の負担金となります。それから34ページをお願いいたします。34ページのほう、雇用保険の本人負担分ということで0372 子育て支援センター、それから保育園、また子ども未来課にあります教育相談員、若草園のそれぞれの会計年度任用職員の負担分となります。それから37ページをお願いいたします。12の雑入2に入りますけれども、中ほどからあります0372に子育て支援センター事業費で、子育てイベントの参加者の負担金、0380の保育園運営費としましては、園児の名札等々の雑入になります。それから40ページをお願いいたします。23款の町債でございます。民生債の保育園整備事業債でございます。松島保育園の照明器具のLED化工事について起債を行うものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 続きまして、その下の欄、03の福祉施設整備事業債であります。こちら若草園の増改築事業につきまして、児童福祉施設整備事業債を町債というかたまりで借り入れるかたちとなります。

細部説明は以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。中村委員

○14番 中村委員 84ページのゼロカーボンの公用車ですけれども、どういった車種を入れようとしているのでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 もともと使用しております公用車が軽の箱バンを使用しておりますので、それに替わるものということで同じ軽の箱バンの電気自動車を予定をしております。

○14番 中村委員 85ページの14節の工事請負費のところですが、496万8,000円って載ってますけれども、これトイレ改修費がいくらで、玄関の屋根防水工事がいくら、内訳をお願いしたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 こちらの工事費に関するものですが、トイレの改修が約400万を予定をしております。また、屋根の防水工事につきまして、約94万を予定をしております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 89ページの松島保育園のLED化工事、設計委託料っていうのはいくらくらいになるのでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 70万円ほどを予定しております。

○14番 中村委員 88ページの保育士の資格取得事業助成金なんですけれども、これで保育士の資格等を取れた場合、その後それって資格が上がったりして報酬等に関係してく

るっちゅうことはあるんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 保育士資格を持っている職員あるいは幼稚園の資格を既に持っている職員については、そういう資格取得手当的なものはないんですけど、保育補助員の職員の方で、資格取得をしたいという希望を持っている方もそれなりにいらっしゃいますので、そうするとそういう補助員の方は有資格者としての位置づけになりますので、報酬の単価は上がってくるということでございます。目的とするところは、保育の質を向上させていくということがねらいとしてございます。一応一人当たり5万円くらい取得にかかるかなと踏んでいるんですけども、そうすると二人分くらいというところであるんですけども、また状況によって予算が不足してくれば、また補正で予算をお願いしていくようなかたちになるかなというふうに思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 それによって会計年度職員とか、あと、ゆくゆくは正規職員とかそういうふうになっていく可能性があるんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 正規は正規で条件がいろいろありまして、ここのところは年齢制限も大分広めにとっておりますので、今勤められている会計年度さんにそういう気があれば、そういった正規職員の受験をしていただいて、そちらの道に進んでいただくということもあろうかと思えます。資格を取ったからといって、当然にそういう道が開かれているというものではございません。

○14番 中村委員 わかりました。ありがとうございました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 関連ですけど、これは勤務しながら、この資格の勉強ができるということですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 その通りでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。副委員長

○6番 松本委員 24ページの多子世帯の減免の補助金なんですが、多子世帯は何人からになるんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 この補助金は、何人というか、その対象の児童がひと月につき6,000円の減額をするものに対して、県が半額補助してくれる、3,000円ですか、補助してくれるというものでございます。で、人数というよりもトータルの、延べの月数で補助をしてくれるということになっております。一応前年と同額を計上させていただいたというふうにお話しさせていただきましたけれども、計算上は233月分ということで見込んでおります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。入杉委員

○13番 入杉委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、86 ページ、報償費のところでございます、プール監視ボランティア、お散歩見守りボランティア、保育園のこの（聴取不能）のところはわかるんですが、プール監視や、お散歩見守りボランティアというのは、年度の当初にこのボランティアとして登録なりなんなりされた方とという考えでよろしいですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 このボランティアの方については有償ボランティアの方ですけど、社会福祉協議会に登録をいただいたボランティアさんをご紹介いただいております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 関連で。そうしますとそのボランティアさんに一時間幾らという有償のボランティア代としてお支払いしていると、で、何人ぐらいになりますでしょうか。延べで。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園係長 すみません。毎年お願いしてきているんですけども、ちょっと延べ人数何人かというのが、今すぐ数字が出ないので申し訳ございません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 さきほどの、ちょっと補足でお願いしたいんですけど、保育士の資格取得の件ですけど、いわゆる研修っていうのは、どのくらいの期間で何時間の研修を受ければとか、そういうことがあるのでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 ちょっと詳しくなくていけないんですけども、保育士資格の取得方法っていくつかありまして、学歴とかそういったもの、あと経験年数とかいろいろな取得方法があります。例えば学歴を満たしておれば、例えばテキストと実技試験で受かる、資格取得についてはできたり、通信教育であったりっていうこともありますので、ちょっと資格の取得方法については、いろいろあるのかなという中で、こういった金額を設定させていただいております。

○3番 釜屋委員 私の考えとしては、保育士さんが足りない部分を、そういう資格を取ってやってみたいっていう人も増やしたいということで、その質の向上を上げるっていうことですかね。

○田中子ども未来課長 その通りでございます。

○3番 釜屋委員 ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

ちょっと私のほうから1点。85 ページの子育て支援動画作成委託料なんですけれども、先程説明のほうで、家庭でもできる体操なりなんりの動画を撮るという説明を受けたんですけども、主要施策の概要のほうでみると、23 ページの下段のほうですかね、活動内

容や遊びを動画配信し楽しい空間をPRするという一方で、目的をどこに置いていくのかという、要は外部に向けてのPRと、家でお母さんとかお父さんにおうちでもできる体操の動画を作るという、たぶん作り方が変わってくると思うんですけども、事業の趣旨としては、どういう方向で作られるのかという、ちょっと教えていただければと思います。係長

○鈴木子育て支援係長 ご指摘いただいた点ですけども、実際に子育て支援センターでどのような、すくすく広場ですとか、講座をやっているのかというような活動内容もPRをしつつ、普段そこで実施しています手遊びですとか遊びの場面も同じように動画配信をするっていうことを計画をしています。なかなか今、長くコロナ禍で支援センターに利用制限をせざるを得ないという期間もありまして、そこへの足を運ぶ回数が減ってしまっているところがありますので、そこでの活動内をPRをすることで、家庭でも子育てを楽しんでいただきながら、そこで興味を持った方に子育て支援センターに足を運んでいただくっていう、両方を目的としております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それ1本の動画で、それとも別々の動画をつくってそれぞれ配信する形になりますか。

○鈴木子育て支援係長 1本につき2、3分の短い動画をたくさん作るっていうことで計画をしております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 分かりました。じゃあこれは活動、この2分動画では内容の外に向けたPR、また次の何本かの動画の中には、じゃあ今日は手遊びに絞った動画という形でそれぞれ複数つくっていくっていうことですね。

○鈴木子育て支援係長 はい。一応予定では24本の動画を作成をして配信をするっていう計画で予算を計上しております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 わかりました。ほかによろしいでしょうか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 関連です。それは、欲しい方が買えるというか、どんなかたちで皆さんに、ただ放送するだけで（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 今のところインターネットを使った、YOUTUBE等を使った配信を考えております。ですので、利用者の方に買っていただくっていうことはあまり想定をしております。

○3番 釜屋委員 っていうのは、コロナ禍でそういったように支援センターに行かれないかたりしている子供が、まもなく保育園行きたいんですけど、まだ人見知りがどうしてもそういう中で強くて、なじめるかなっていう心配があるところにこういうものがあると、本当に溶け込みやすいかなっていうように思って、今安心したところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 15ページの民生費負担金の中の下から2番目の06のところ、説明では、町外から通っている子供たちに対して、対してもらっているものだっていう話がありましたけれども、この町外から通っている方っていうのは、前年とか前々年に比べて増えて

きているのでしょうか、お伺いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子育て支援係長 こちらは、いちごハウスを利用をされる方の各市町村からの負担金になるんですけれども、いちごハウスにつきましても、コロナの影響でかなりの利用の制限がございました。感染症を防止するという観点から、ひと部屋につき一人までっていう制限がございましたので、どんどん大勢の方を受け入れてあげられるという状況では無かったというふうに聞いています。そんな中で箕輪町の方が大勢利用されている現状もありますので、特にほかの市町村が増えてしまっているということは、無かったっていうふうに聞いております。

○14番 中村委員 わかりました。ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 併せてご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了します。次に討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算、子ども未来課に係わる部分を可決すべきものと決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

審査は以上になります。

【子ども未来課 終了】

②健康推進課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開します。それでは健康推進課に係わる審査を開始します。まず議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第9号）健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第1号令和4年度箕輪町一般会計補正予算（第9号）で、健康推進課に係わる部分を健康づくり支援係の北原係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 一般会計補正予算第9号の26ページをお願いします。健康推進課に係わる部分になりますが、4款の衛生費、保健衛生総務費、まず0401の一般保健費ですが、扶助費です。新型コロナウイルス感染症傷病見舞金の増額を補正するものです。国保の関係

になりますが、申請者数増加により増額させていただく分になります。

続いて0407 国民健康保険繰出事業費の部分です。こちらは上伊那広域連合負担金増額による繰出金の増となっております。

次が保健事業費の関係になります。0415 母子衛生費です。こちらは償還金利子及び割引料の増額の補正をお願いするものなのですが、令和3年度産後ケア事業等が対象になっている母子保健衛生費国庫補助金なのですが、実績に応じて差額を返還するための補正をお願いするものです。

続いて老人保健費のほうにお願いします。0424 後期高齢者医療事業費ですが、こちらは上伊那広域連合負担金増額によりまして後期高齢者医療特別会計総務費繰出金の増額をお願いするものです。

続いて0425 後期高齢者保健事業費です。こちらは委託料なんですけれども、後期高齢者検診委託料について後期高齢者の方の検診受診者数が見込数を上回ったため、委託事業費の増額をお願いするものとなっております。

説明については以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですかね。ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)健康推進課に係わる部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第2号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では、議案第2号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきまして、国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは国保の6ページをお願いします。歳入となります。1款 国民健康保険税でございますが、こちらは収入見込みによりまして補正をするものとなります。7ページをお願いします。6款 県支出金の保険給付費等交付金でございますが、こち

ら、保険者努力支援分ということで実績に基づきまして、額が確定してきましたので計上するものでございます。計上するものでございます。国保の8ページをお願いします。10款繰入金でございます。一般会計繰入金でございますが、こちらは職員給与費等繰入金の増ということで、先程北原のほうから説明がありましたが、一般会計から上伊那広域連合負担金が増額になることに伴いまして増額するものでございます。2項の基金繰入金でございますが、こちらは収支の調整で減額するものとなります。国保の9ページをお願いします。12款諸収入でございます。一般被保険者延滞金でございますが、収入の見込みによりまして、増額をするものでございます。国保の10ページをお願いします。歳出となります。1款総務費 4111 一般管理費でございますが、こちら上伊那広域連合の負担金の増となっております。国保の11ページをお願いします。6款 基金積立金でございます。4611でございますが、こちらは収支の調整によりまして、基金への積立金を増額するものでございます。

説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 ご質問させていただきます。7ページの保険者努力支援分ってこれどういうものなのかちょっとご説明を。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 こちらは、例えば医療費通知を出しているだとか、ジェネリック通知を出しているだとか、あと重症化予防の対策をしているだとか、そういったものとか、あと今回載せた分につきましては、特定健診の未受診者の対策、受診勧奨をしたりだとか、あと結果説明会の人件費だとか、そういったものが確定してきましたので、それに伴いまして同額したものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 今に関連して、結局まだ年度が終わってないので（聴取不能）前の年度の実績ってということでしょうか。いつの時点の実績か。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 今年度の実績となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 そうするともう既に今年度まだ終了してないけど実績を送ってっていうことなんですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 交付申請をしております、実績がほぼこれで固まってきましたので、それで計上させていただいているものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。中村委員

○14番 中村委員 9ページの諸収入のところの一般被保険者の延滞金、これが449万円8,000円っていうことは、この間も聞いたかもしれないけど、何人分くらいあって元金はい

くらなのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 すみません。ちょっと何人とか資料を持ち合わせてませんのでわからないんですが、要は国保税を延滞している方に、率でいついつから何%という延滞金がかかってきます。それについて収入となったものについてここに入ってきているんですけど、それが増額になったのでここで補正をするものというかたちになります。ちょっと延滞金の人数についてはちょっと税務課のほうへ問い合わせてみないと、確認とらないとわからないような状況です。

○14番 中村委員 何か考えるに400万も延滞金が入ってくるって、相当の金額が延滞されてるんじゃないかなって感じがするんですけど、その辺はどうですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 もしあれなら後ほど、数字的なものがあれば。出そうです。税務課。係長

○小林国保医療係長 3年度の未収金の決算によりますと、3,400万円ほどありますので、それが今年度と、あと現年の賦課したものに延滞金がかかってくるわけですけど、規模としてはそれくらいになってるかと思います。その3,400万円プラス現年分で滞納した分にかかってきていればかかってくるようなかたちになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 関連で、延滞されている方っていうのは、大変に経済的な困窮者の方が多いということになりますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 細かいところはちょっと、税務課のほうで対応しているのでわからないんですが、やはり滞納するっていうことは何かしら原因があって、中にはそういった困窮されている方もいらっしゃると思います。ただ、税務課の方でもそういった方に納税相談とか設けてまして、分納誓約を結んだりとか、そういったことで対処していますので、はい、お願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

ちょっと関連してなんですけれど、今の滞納で、税務課ということになると思うんですけど、補正前が20万円で補正額が449万円ということは、見込みに対して大幅に増えているっていう、要因というかはやっぱり分からないですね。税務課に聞いてみないと分からないですかね。

○小林国保医療係長 やはり延滞金というのはちょっとどれぐらい入ってくるのかっていうのが見込めなくて。例年20万ほど当初で載せていただいているんですけど、近年は確かに実績が多いようなかたちにはなっております。ちょっと当初の見込みが甘かったといえどその通りだと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第2号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第3号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第3号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)につきまして、国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは、後期の6ページをお願いします。歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料ということで、見込みによりまして補正をするものでございます。後期の7ページをお願いします。4款繰入金。総務費繰入金でございますが、こちらは後ほど出てくる歳出のほうの上伊那広域連動負担金の増に伴いまして、一般会計から繰り入れるものを増額しています。8ページをお願いします。歳出でございます。1款 総務費でございます。6700 一般管理費でございますが、先ほど申し上げました通り、上伊那広域連合負担金の増額となっております。後期の9ページをお願いします。2款 広域高齢者医療広域連合納付金ということで、事業コードは6720でございますが、こちらにつきましては、先ほ収入の見込みで増額となる保険料を後期高齢者医療広域連合への納付金とし同額を支出する補正となります。

説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございますか。中村委員

○14番 中村委員 最後に説明していただいた後期高齢者医療の負担金 1,273万2,000とか増えてる要因はなんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 やはり被保険者数が増えてることが一番の要因だと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございま

すか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第3号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第10号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では、議案第10号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは、第10号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。2ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、出産育児一時金の現行の40万8,000円から改正案としまして48万8,000円とするものでございます。1ページへお戻りいただきまして、こちらの提案理由のほうにもあるんですけれども、健康保険法施行令等の一部改正によりまして令和5年度から産科医療補償制度、これは出産の際事故等で出産した者が脳性麻痺とかかかった場合に、その養育に係る経済的な負担を軽減する補償制度になりますが、そちらの制度に加入している分娩機関で出産した場合、出産育児一時金である48万8,000円と、その産科医療補償制度の掛け金である1万2,000円を合わせた総額50万円を支給するものとなります。現行は出産育児一時金である40万8,000円と産科医療補償制度の掛け金である1万2,000円を合わせた42万円を支給しているものでございます。もし産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は、この1万2,000円を支給せずに、出産育児一時金のみの支払いとなります。1ページの附則をご覧ください。施行期日は令和5年4月1日からとなります。また、経過措置としまして、施行日前に出産した場合は従前の例となります。

説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。入杉委員

○13番 入杉委員 今ご説明のありましたこの出産医療制度加入病院ですか、これは上伊那の中でどれくらい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 産科医療保障制度に加入している医療機関ということですかね、私の認識だと、ほとんどの医療機関が入っているような感じですが、入っていないところも一部あると思います。例えば、たまに本当に、私も4年ぐらいで2回くらいか、全国であるけ

れどもというかたちですね。

○13番 入杉委員 これは、先ほど脳性麻痺とかっておっしゃられたんですけど、それ以外の医療事故と、失礼ですけども出産時のその、異常分娩というか、そういうものに対応するものすべてというふうに考えていいんですか。

○小林国保医療係長 この産科医療補償制度につきまして、重度の脳性麻痺の方、補償するものになっておりますので、そのほかのものについては対象にはなっていないようなかたちです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 そうするとこの脳性麻痺とか、その胎児といいますか、生まれてくるお子さんに対するもので、妊婦ではないということですね、はい、わかりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 今どの部分の質問した（聴取不能）追加説明の内容。

○13番 入杉委員 追加説明の（聴取不能）失礼しました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 すみません。勉強不足で。出産した方にこれは全ての出産育児一時金っていうことだもんで、今脳性麻痺とか何とか言っているんだけど、そういう人たちが対象ということ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 出産された方には全員出産育児一時金っていうものが払われます。

○9番 青木委員 そうですね。それで、今行った脳性だとかそこは文章のどこにも出てないんだけど、それはどういうことを今言っているわけですか。これ、この一部改正の中にはそういうことが一言も載ってないんだけど。障がい者とかそういう、文言が出てないんだけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 すみません。その部分は、その改正案のところの下のところ、新旧対照表の下のところ、これに3万円を上限として加算するものとするというところで、これが産科医療補償制度の分を加算して払えるというところの規定になっております。で、今ご説明（聴取不能）。

○9番 青木委員 3万円の上限が、今その障がい者ということに含まれるということですか。

○小林国保医療係長 その産科医療補償制度に加入されている分娩機関に払われるっていうかたちで3万円を上限としているというかたちになります。

○9番 青木委員 あったときはその3万円の中で判断するということだね。障がい者の（聴取不能）どのにも文言が出てねえもんで聞いてるわけ。だから、関係あるのかなって思って、その障がい者の話が。この中に。あの基本的に。この改正案の中に、お聞きしたいのは今言ってるように、障がい者の文言が出てこないもんで。

○13番 入杉委員 障害者じゃなくて。

- 9番 青木委員 いや、言っていたもんで。それはどういう判断で言っているのかという話。
- 13番 入杉委員 障害者（聴取不能）それとは違います。
- 9番 青木委員 だから聞きたいの。基本的にはこれは生まれた方には全員支給されるわけでしょう。今度ね。
- 小林国保医療係長 そうです。
- 9番 青木委員 すべての人に。それで今その私が言うのはこの改正案の中に異常分娩だとか障がい者という話が出てきたから、それはどこから出ているんですかという話。
- ・・・ 保険はこれには関係ない。
- 9番 青木委員 でしょう。保険の分には関係ないでしょう。これ。だから言っているわけよ。
- ・・・ 3万円の中に入ってくる（聴取不能）。
- 9番 青木委員 っていうこと。上限の中に、3万円に。そういう判断でいいの。3万円ばかりだと少ないような気がするんだけどさ、異常分娩だとか障がい者に。
- ・・・（聴取不能）
- 9番 青木委員 限度が。そういうこと。そういう意味ね。そういう意味でいいの。だから最大3万円でしょう。その辺がよく分からない。
- 7番 唐澤委員 あのね、これはちょっと違うっていうかあれですけど。（聴取不能）支給されるあれでね、個人の話でさっきの話は、そういうものも一応保険料として後で出るけれど、ここのところで一応それも加算してくれると。そういうことなんですよ。
- 9番 青木委員 だからもしそれならね、この改正案の文言の中に、私の意見は、そういうことも入っていないもんで読み取れないんじゃない。これ見たときに。入杉さんが言っているようなことは。改正案のどこにも書いてないじゃない、そんな一言も書いてないじゃん。
- 13番 入杉委員 それだけじゃないから。書く必要ないと思いますけど。定めるものっていう（聴取不能）
- 9番 青木委員 定めるだけど、勘案し必要があると認めるときは規則で定めるところにより3万円を上限として加算するものとする、その中に入っているという意味。分かりました。そういう意味なら分かる。だけど、障害者の障の字も出てこないからさ。
- 13番 入杉委員 それは各必要ないでしょう。定めるものだから。
- 9番 青木委員 でもそうなる時、たった3万円でもいいのかなっていう判断があるじゃんね。
- 13番 入杉委員 それは保険料だから。
- 9番 青木委員 もちろんそうなんだけど。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 （聴取不能）唐澤委員
- 7番 唐澤委員 ちょっと私もね、途中で言っちゃってあれだけど、ちょっとその辺はね、問題整理ね、課のほうでしていただければ（聴取不能）

- 9番 青木委員 ちょっとお願いします。保険料(聴取不能)、少ねえような気がするよ。そういう意味でいいのかな。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 説明をもう一度。ちょっと理解を統一するために。
- 9番 青木委員 いや、俺は3万円ばかりだと少ないと思うよ。仮にそうだと(聴取不能)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 課長
- 9番 青木委員 だからこれ一時金が48万円払うわけでしょう。だからそういう判断は仮にほかの人が言っていた場合に説明これでできるのかという話よ。入杉さん言ってるようなことが。違う。だって全ての人に48万円払うわけだよ。障害が出た場合は。
- 13番 入杉委員 出た場合じゃないの。
- 9番 青木委員 だからどこにも出てないからなんでという話よ。
- 13番 入杉委員 そうじゃなくて、出産をする前にもう(聴取不能)異常分娩になってしまった保証金ではないから。
- 9番 青木委員 それじゃあ前と後の話か。それは出産する前に払われる。ちょっと理事者側から説明お願いします。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 課長
- 柴宮健康推進課長 今回40万8,000円から48万8,000円になるっていうのは健康保険法の改正があって、同じく国保の方もこの額に変えました。これが出産育児一時金っていう額で定められた(聴取不能)今言っている産科医療補償制度の掛け金っていうのは現在決まっているのは1万2,000円です。これ3万円以内っていうのに入っているんで、その1万2,000円を48万8,000に足して50万円をお支払いしている。その掛け金1万2,000円っていうのは、掛金ですので、もし障害があったときに3,000万の補償が出るっていう産科医療保障制度の掛け金。掛け金を足してお支払いしているっていうことです。
- 9番 青木委員 わかりました。実際そういう障がい者が生まれたときは支払額はまた違いますよ、こういう話だね。
- 柴宮健康推進課長 そうです。生まれたときはこの掛金をかけていただければ、もし何かあったときに、産科医療補償制度の中で3,000万を上限にして補償がありますっていう制度です。それに加入している医療機関は、ほぼすべての医療機関が入っていると思われませんが、例えばたまに個人の選択で、自宅分娩しますよとか、助産院でも入っていなかったり、それは個人の自由で選んでいただいているので、この1万2,000円を足して払わない方もいます。ただ、医療機関はほぼ入っているかと思います。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員。
- 7番 唐澤委員 (聴取不能)のあれだもんで、ですから、結局その産科からくる医療費請求っていうものを見たことないんで私はあれですけど、その中に1万2,000円も入ってくるという考え方でいいんですよね。分娩料とかそういう中に、そこの産科から請求の中にあると。それを結局この50万円の中で補填してもらえると、そういうことですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 実際町への請求は、国保連のほうから来ます。で、医療機関は国保連に請求をして国保連からお支払いしていただいて、町は国保連にお支払いしているようなかたちで、産科医療補償制度、入った部分も含まれて請求が来ております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了します。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第10号 箕輪町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算につきまして健康推進課に係わる部分を健康づくり支援係の北原係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 歳出のほうからご説明したいと思いますので、緑の予算に関する説明書の、まず、78ページをお願いします。あわせて、本日お配りさせていただいた資料、3ページ、4ページが歳出の部分になりますので、3ページの方をお願いいたします。まず、3款 民生費 0321 高齢者等福祉施設管理費になります。これについては、げんきセンター、げんきセンター南部、高齢者の施設の感染症対策を含む維持管理に関わる経費について計上してございます。前年と比較して200万ほど多くなっているんですけども、主な増減の理由としては、げんきセンター南部のトレーニングマシンを計画的に更新していくということにしておりますので、その分と新規のマシンを購入する費用、また両施設の自動ドアの修繕費が増額となっております。

次に緑の冊子のほう92ページに飛んでいただくようにお願いします。今度は4款のほう、衛生費のほうのご説明をします。まず、保健衛生総務費のほうの、0401 一般保健費になります。一般保健費につきましては、職員の人件費ですとか保健補導員会、食生活改善推進委員などの健康づくりの要となる組織の育成にかかる経費ですとか、健康づくり推進に向けての協議会の委員報酬といったもの、あとは広域連合等の負担金ですとか、骨髄バンクドナ

一等の助成金が主な経費となっております。この中の新規なんですけれども、新規事業として、アピアランスケアという、がんの治療のあとの、外見上の変化に対する補完するような装具ですとか、着るものですね、そういったものに対する補助のものについて、新しく予算計上させていただいております。あとは、国保関係になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の傷病見舞金のほうを予算計上させていただいております。

次に93ページ0404 予防接種事業費になります。こちらのほうは、予防接種、定期接種といわれる予防接種に関わる経費になります。個別接種の委託料、今個別接種になっておりますので、医院さんのほうへお支払いする委託費ですとか、ワクチン代が主なものになっております。主に増額の理由なんですけれども、予防接種の委託費が増額しております。HPV、ヒトパピローマウイルス子宮頸がんワクチンのキャッチアップの年代の方たちがおりますので、その方たちの分の対象者が増えておりますので、その分を増額しているのと、HPV ワクチンの償還払いの制度がありますので、その補助金を増額しております。

続いて、94ページをお願いします。0407 国民健康保険特別会計繰出事業費です。こちらは、国保の特別会計への人件費、事務費の繰出しとなっております。

続いて、0408 精神保健事業費になります。こちらは、会計年度任用職員で、お願いしている保健師の報酬ですとか、各種相談ですね、こころの相談に来ていただいているドクターですとか臨床心理士さんへの謝礼、あとは自殺予防の関連としてこころの講演会ですとかゲートキーパー養成講座の謝礼等を計上しております。

続いて、95ページ0410 保健センターの管理費です。保健センターの施設の維持管理に関する経費となっております。こちらのほうは大きく前年よりも増額の予算計上となっているんですけれども、ゼロカーボンの関連の予算を増額とさせていただいているのが一番大きなものとなっております。保健センターの屋上に太陽発電設備を設置する工事に係る経費、設計委託料ですとか工事請負費が増額となっております。また、施設のほかの2階のブラインドの改修ですとか東側の出入り口のところに段差があるんですけれども、そこを出入りしてがん検診の時のバスに乗り移ったりとかするんですが、そのところがちょっと段差が大きくなっておりますので、安全に出入りできるように手すりを設置する工事についての経費を増額とさせていただいております。

説明資料、次のページ4ページをお願いします。緑の冊子のほうは95ページ、ここから目が保険事業費になります。0415 母子衛生費ですが、会計年度任用の保健師ですとか、管理栄養士といった会計年度任用職員の報酬ですとか、あとは妊婦健診、乳幼児健診、産婦健診等の委託費ですとか、フッ化物洗口にかかる経費ですとか保健センターのほうで行う離乳食教室だとか、母親学級ですとか各種教室、そういった母子保健に関する経費を計上させていただいております。こちらのほうなんですけれども、減額している部分があるんですが、妊婦健康診査ですとか乳児一般健康診査の委託費なんです、過去の実績に応じて計上しております、出生数が減少してきている影響もありまして、少し少なく計上をしました。あと、新規事業としましては、オプション的 newborn スクリーニング検査費用の助成のための

補助金を増額させていただいております。こちらは、もともと新生児スクリーニング検査という先天性代謝異常の検査というのは、公費で行われている部分がありますが、二つの新しい疾患について、オプションですね、自費での検査ができるようになりましたので、その部分を町のほうで補助をして検査を受けていただく体制をとらせていただきたいと思いますので、その分の予算を計上させていただいております。緑の冊子96ページのほうをお願いいたします。0416 検診事業費です。主に成人ですね、大人の方の検診に関する経費のほうを計上してあります。で、増額する主な理由としましては、胃の内視鏡検診の対象者を、令和4年から胃の内視鏡検診が始まっておりますが、令和4年は50歳代が対象者でした。2年に1回の対象でした。で、令和5年はそれにプラス60代の方を追加するというように計上してございます。緑の予算書、97ページになります。0417 健康増進事業費です。こちらは、会計年度任用職員さんの報酬ですとか、健康増進、健康づくりに係る事業についての経費を計上してございます。主なものとすると、高血圧ゼロ対策ということで、今減塩チャレンジ等進めてきておりますけれども、令和5年度につきましては、減塩チャレンジ講演会というのを開催する予定でございまして、そちらのほうの講師の謝礼ですとか、講演会の際に必要な消耗品等を計上させていただいております。また、健康ポイント事業参加者が令和4年度に1,000人を超えまして、参加者数が増えておりますので、景品にかかる委託料ですとか、報償費についても少し見込みを増やすかたちで計上しております。それと、訪問等行きますので、公用車のほうを健康推進課のほうで2台管轄しているんですけども、2台ともリース契約のほうに変わってきてございまして、2台分のリース料が1台から2台に増えたことでその分が増額となっております。98ページ、老人保健費の0424 後期高齢者医療事業費です。こちらは、後期高齢者医療療養給付費ですとか、後期高齢者医療基盤安定の繰出し金にかかる経費となっております。

続いて、緑の冊子99ページになります。0425 後期高齢者保健事業費になります。こちらは後期高齢者の方の検診ですとか、保険事業と介護予防の一体的実施にかかる経費について計上してございます。補正でもさせていただきましたが、後期高齢者の方、多くの方に検診を受けていただいておりますので、検診委託料ですとか、人間ドックの補助金のほうを増額したかたちで予算のほうを作らせていただいております。

歳出については以上になります。

続いて、歳入のほうの説明をしたいと思っております。お配りした資料は1ページに戻っていただいて、緑の冊子は17ページをお願いいたします。15款 使用料及び手数料です。民生使用料の中の高齢者福祉施設使用料ですが、げんきセンターとげんきセンター南部の利用する際の利用料がこちらのほうに計上してございます。64歳以下の方が100円ということになっております。

次に20ページをお願いします。国庫支出金の国庫負担金になりますけれども、国保基盤安定に関するものと、母子保健衛生費に関するものの二つがございまして、で、母子保健衛生費については、未熟児養育医療の負担金ということで、未熟児養育医療の対象となられた方

の医療費の2分の1を国が負担することになっておりますので、その分を計上してございます。

次に、総務費国庫補助金のほうです。地方創生推進交付金の中で、0417健康増進事業費というところがございます。こちらについては、働き盛り世代の健康増進事業ということで、計画のほうを上げておまして、健康ポイント事業ですとか、プロから学べるトレーニング等の健康増進事業に対する交付金となっております。また、もう1点、地域脱炭素移行再エネ推進交付金ということで、先ほど歳出のところでもご説明しましたが、保健センターの太陽光（聴取不能）に対する、経費に対する交付金となっております。

続いて、衛生費の国庫補助金になります。感染症予防事業費等補助金ですが、こちらは予防接種の関心の風しん抗体検査ですね、追加的対策で男性の方に対する風しんの抗体があるか検査をさせていただいたものに対する補助金となっております。

次の母子衛生費の補助金ですが、こちらは産後ケアに対する補助金です。産婦健診ですとか産後ケア事業、あとは育児母乳相談助成券等の事業がこれの対象になっておりますので、実績に対して2分の1が補助となっております。緑の説明書の23ページをお願いします。県の関係になります。県の衛生費の負担金のほうですが、老人保健負担金につきましては、後期高齢者保健基盤安定のための負担金となります。国保基盤安定負担金が一般保健費のほうに入りまして、あと、母子保健衛生費の負担金が未熟児養育医療費の先ほど国が2分の1、県が4分の1となりますので、その分の4分の1が県から負担金として歳入となります。また、予防接種事業費のほうでは、再接種費用補助金ということで、予防接種をされた方が（聴取不能）とかで、予防接種の免疫機能がゼロ二になってしまった時に再接種というのを行うんですが、そこでかかった経費について2分の1を県が補助するというかたちになっております。

続きまして、説明書24ページをお願いします。県の補助金のほうになりますけれども、まず精神保健事業費の補助金です。地域自殺対策事業補助金ということで、自殺対策の取り組みに対する補助金のほうを計上してございます。

次の健康増進事業費補助金ですが、健康増進事業費の中には、歯科ドックですとか肝炎といった検診の事業に対する補助と、健康増進事業に対する補助のメニューが二つございますので、そちらのほう分けたかたちで計上させていただいております。あと、骨髄バンクドナー助成制度とアピアランスケア助成制度については、2分の1を町が、残りの2分の1を県がみるというかたちになっておりますので、こちらを計上させていただいております。27ページをお願いします。財産収入のところになりますけれども、今げんきセンターのとなりのひまわりクリニックさんのほうへ診療所を貸し付けしております。その収入のほうを計上させていただいております。

次に30ページをお願いします。繰入金になります。特別会計繰入金ということで、国保の方、検診を受けていただく際に自己負担がありますけれども、自己負担の半分、国保の方については半分以上を国保のほうから負担していただくということで、その分についてはこちら

のほうへ計上させていただいております。あと、ふるさと応援基金繰入金ということで、ふるさと納税いただいたものを検診事業費のほうに繰り入れていただくというかたちになっております。34 ページお願いします。諸収入の雑入になりますけれども、検診事業個人負担金ということで、個々に負担していただく（聴取不能）ですね、窓口でお支払いいただくものについてを、それぞれ成人のものについては0416のほうへ、後期高齢者の方については0425のほうへ歳入というかたちにさせていただいております。あと、雇用保険料本人負担分につきましては会計年度任用職員さんに対していただくものになります。あとはげんきセンターの屋根の上に載っている太陽光の発電の販売代ですとか、未熟児養育医療費自己負担金ですね、それぞれの皆さんの収入に応じて自己負担をいただいておりますので、その部分と、活動量計とかアカデミー、購入いただいたりご参加いただいた方の自己負担金などをこちらのほうに計上しております。大きな金額とすると、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の補助金ですとか、後期高齢者の健康診査の補助金等がこちらのほうの諸収入というかたちで計上させていただいております。

説明については以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。中村委員

○14番 中村委員 97ページの真ん中あたりの委託料です。4款、検診等の委託料ですけれども、一応60代まで増やしたということですのでけれども、一応50代が何人で60代が何人というような見込みをお聞きしたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 がん検診の実施状況。予算なのでこれからだけでも、聞くとしたら根拠となる実施状況というか。という聞き方になりますかね。係長

○北原健康づくり支援係長 検診なので、50代60代の方全員が受けるわけではないので、その中でどのくらい受けるであろうという見込みの下で予算を計上しているんですけれども、昨年はR4の当初ですね、50代で120人を見込んだんですが、実際に検診のほうに受けに来られた方40名だったです。で、そういう実績を含めまして、今年は50代の方を合わせて130人、両方合わせて130名の方を見込んで計上しているというような状況です。

○14番 中村委員 訪問用公用車リース料ですけれども、これは電気自動車にはならなかったですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 1台は電気自動車となっております。そうではない1台につきましては、急な対応が必要になってしまったものですから、ちょっと電気自動車のほうが簡単に手に入るような状況ではなかったの、早急な対応が必要ということで普通の車となっております、もう1台につきましては日産の軽の車を新しくリースさせていただきました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算健康推進課に係わる部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第17号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第17号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計予算につきまして小林係長から説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 では、予算に関する説明書、国保の3ページをお願いします。歳入となります。1款 国民健康保険税でございます。国保税の減免対象者が前年度より少なくなる見込みのため前年度より増額を見込んでおります。国保の4ページをお願いします。2款 使用料及び手数料でございます。こちらは督促手数料となっております。国保の5ページをお願いします。3款 国庫支出金でございます。01の災害臨時特例補助金につきましては、事例があったときに使うものとして科目計上をしております。08 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金でございますが、こちらにつきましては出産育児一時金で増額に伴いまして、一人当たり5,000円の補助が入ってくるということで15人分を計上しております。国保の6ページをお願いします。6款 県支出金でございます。01 保険給付費等交付金でございますが、こちらは普通交付金と特別交付金と分かれておりまして、普通交付金につきましては医療負担でかかった診療分となっております。また、特別交付金につきましては保険者の取組の実績に対して交付していただけるものとなっております。2項の財政安定化基金交付金でございますが、こちら事例があったときに賄えるように予算化しておるものがございます。国保の7ページをお願いします。8款 財産収入でございますが、こちらは基金の利子を計上しております。国保の8ページをお願いします。9款 寄附金でございます。計上をさせていただいております。国保の9ページをお願いいたします。01 一般会計繰入金でございますが、基盤安定からその他繰入金までそれぞれ一般会計から繰り入れてくるものがございます。2項の基金繰入金でございますが、こちらは収入不足の補てんとし計上させていただいております。国保の10ページをお願いします。11款 繰越金でございますが、こちらは決算後に前年度繰越金が決まりますので、それに合わせて補正を予定しておるものがございます。国保の11ページをお願いします。12款 諸収入でございますが、延滞金また第三者納付金等返納金、そういったものが主なものがございます。国保の12ペ

ページをお願いします。歳出となります。1 款 総務費でございます。4111 一般管理でございますが、こちらは、人件費また上伊那広域連合への負担金等となっております。4112 の連合会負担金でございますが、こちらは国保連合会へお支払いする手数料等になっております。国保の 13 ページをお願いします。4121 賦課徴収費でございますが、こちら国保税の賦課徴収の経費となっております。4131 運営協議会費でございますが、こちらは国保運営協議会に関する委員報酬だとか、国保新聞の購入の経費となっております。4141 趣旨普及費でございますが、こちらは常会回覧としまして、信濃の地域医療を年 10 回発行しておりますので、その経費の分でございます。国保の 14 ページをお願いします。4151 医療費適正化特別対策事業費としまして、こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員の人件費、または医療費通知等の作成手数料が主なものとなっております。国保の 15 ページをお願いします。2 款 保険給付費でございます。こちらは、一般と退職被保険者それぞれ計上させていただいておりますが、一般の被保険者の療養の給付費、療養費、次のページに行きまして 16 ページでございますが、国保連に払う 4215 審査手数料、支払手数料、高額療養費、高額介護合算療養費、輸送費まで。こちらまでが医療費としまして普通交付金のほうで、かかった分が県から交付されてくるようなかたちとなっております。あと、審査支払手数料のレセプト処理の分については交付されないようなかたちとなっております。18 ページをお願いします。4241 出産育児一時金、こちらは 15 人分を計上させていただいております。4243 審査支払手数料ということで、出産育児一時金に伴う国保連への手数料、4251 葬祭費、4271 傷病手当金につきましても計上させていただいております。国保の 19 ページをお願いします。3 款 国民健康保険事業費ということで、こちらは、県への納付金となります。それぞれ区分が分かれておりますが、一般被保険者等医療給付費分以下、国保の 20 ページの介護納付金分まで、県への納付金の予算となっております。国保の 21 ページをお願いします。5 款 保健事業費でございます。4511 特定健康診査等事業費でございますが、こちらは主に健診の委託料等が主なものとなっております。4512 疾病予防費でございますが、こちらは人間ドックの等の補助金が主なものとなっております。4514 保健指導事業費でございますが、会計年度任用職員の人件費や、保健事業に関わる委託料の関係等が主なものとなっております。昨年と違うのは、委託慮のところでデータヘルス計画策定支援業務委託料ということで、次期データヘルス計画を策定するもののツールの委託料として計上させていただいております。国保の 23 ページをお願いします。4611 基金積立金でございますが、こちらは基金の利子分を積み立てるように計上させていただいております。国保の 24 ページをお願いします。7 款 公債費でございますが、こちらは事例があったときに使うように計上させていただいております。国保の 25 ページをお願いします。8 款 諸支出費でございます。保険税の還付金、また 4831 保健給付費等交付金償還金でございますが、これは金額が固まったところで補正をさせていただきますが、県への返還金となります。国保の 26 ページをお願いします。引き続き 8 款 諸支出費でございます。4841 延滞金等となっております。国保の 27 ページは予備費として計上させていただいております。

説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しました。どうでしょう。まだ議案のほかにもこの後まだ補正もう1本あるので、よろしいですかね。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開します。

議案第17号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計予算の質疑から再開したいと思います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第17号 令和5年度箕輪町国民健康保険特別会計予算を原案どおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第18号 令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 、議案第18号 令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは、令和5年度後期高齢者医療特別会計予算にかかる説明書の3ページをお願いします。歳入となります。1款 後期高齢者医療保険料ということで特別徴収の保険料、これは年金天引きになります。現年度分、こちらが普通徴収、納付書で収めるようなかたちです。あとは滞納繰越分としましてご覧の金額を計上させていただいております。後期の4ページをお願いします。2款 使用料及び手数料でございますが、こちらは督促手数料を計上させていただいております。後期の5ページをお願いします。4款 繰入金でございます。一般会計からの繰入金としまして、総務費繰入金、基盤安定の繰入金ということでそれぞれ計上させていただいております。後期の6ページをお願いします。5款 繰越金でございますが、こちらにつきましては、決算後に前年度繰越金として補正を予定しております。後期の7ページをお願いします。6款 諸収入でございます。延滞金、(聴取不能)、保険料の還付金としまして、こちらは現年度分について還付するものを計上させていただいております。あとは雑入の予備費ということで計上させていただいております。

後期の8ページをお願いします。3 歳出でございます1款 総務費でございます。6700 一般管理費でございますが、こちらは職員の人件費、または上伊那広域連合の負担金等が主なものでございます。6710 徴収費でございますが、こちらは保険料を調整する経費に関わるものを計上させていただいております。後期の9ページをお願いします。2款 後期高齢者医療広域連合納付金ということで、6720 でございますが、保険料の負担金、あとは基盤安定の負担金としてそれぞれ広域連合へ支払うものとして計上させていただいております。後期の10ページをお願いします。3款 諸支出金でございます。6730 保険料還付金でございますが、こちらは過年度分に対する保険料の還付金となっております。後期の11ページをお願いします。4款 予備費でございますが、こちらご覧の金額を計上させていただいております。

説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質疑を終了します。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第18号 令和5年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。議案関係は以上になりますかね。では議案を終了し、協議会に移ります。

【健康推進課 終了】

③福祉課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、会議を再開したいと思います。引き続き、福祉課の審査に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)福祉課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 それでは、議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)につきまして、福祉課に関わる部分につきまして、それぞれ担当する係長よりご説明申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の23ページからお願いいたします。

では、0301 社会福祉総務費でございます。こちらのほう、上伊那広域連合の負担金とまた福祉の基金の積立金ということで増額をお願いするものでございます。0307 こちらのほうは住民税非課税世帯の臨時特別給付金でございます。9月30日に終了いたしました10万円の給付のものでございます。こちらのほう、世帯数が確定いたしましたので、減額をお願いするものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松介護保険係長 続きまして、0323 高齢者等生活支援事業費になります。こちら扶助費ですが、要援護高齢者が必要とする住宅改修を対象として補助するものでございまして、希望者の増加によりまして補正をお願いするものです。

○北條社会福祉係長 続きまして、0325 家族介護等支援事業費でございます。こちらのほう、要介護1から要介護5の方に対しまして、要介護1の方で2万円、要介護5の方で6万円という支給を行っているものでございますが、ほぼ皆さんの申請が出そろってきたということで、減額をお願いするものでございます。おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。0332 でございます。こちら老人福祉の施設入所措置事業でございますけれども、措置者の増加ということで現在6名の方、また特別養護老人ホームのほうに1名ということで措置する方が増加しているということで増額をお願いするものでございます。

○小松介護保険係長 続きまして、0333 介護保険事業運営費になります。こちら、介護保険特別会計のほうに繰出す繰出金になりますが、実績見込みに応じて補正するものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 0359 地域活動支援センター事業費です。こちら、指定管理料なんですけれども、みのわ〜れの分ですが、電気料の高騰によりまして、1か月あたり2万円の消費税の12倍で補正をしてございます。6ページをご覧いただきまして、第3表、債務負担行為ですが、これに伴いまして、次年度からも限度額が増額となっております。

○北條社会福祉係長 それでは歳入のほうをご説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。民生費の負担金です。老人福祉施設の入所者措置の事業の負担金でございますけれども、先ほどご説明いたしました利用者の増に伴いまして、負担金の増をお願いするものでございます。

続きまして13ページの民生費の国庫補助金でございます。社会福祉費の補助金で、住民税非課税世帯の事業の補助金でございますが、先ほど減額した分をこちらのほうでも歳入として減額するものでございます。続きまして、15ページをお願いいたします。19款の寄付金でございます。民生費の寄付金でございますけれども、こちらのほうは、寄附の方が増えているということで増額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせてご意見ございますか。

(なしの声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、質疑を終了します。次に討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)福祉課に関わる部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨報告いたします。次に、議案第4号箕輪町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 それでは、議案第4号箕輪町介護保険特別会計補正予算(第5号)の細部につきまして、担当する係長よりご説明申し上げます。

○小松介護保険係長 それでは、箕輪町介護保険特別会計の介護12ページをご覧ください。

まず、歳出のほうからご説明させていただきます。3100 一般管理費になります。こちら負担金になりまして、上伊那広域連合への負担金の増の補正をお願いするものでございます。

続きまして、3106 認定調査等費ということで、実績見込みにより主治医意見書の作成手数料を増額をお願いするものでございます。

続きまして、3107 認定審査会共同設置負担金でございます。こちらにつきましては、広域連合のほうで開催していただく審査会等の負担金の減額ということで補正をお願いするものでございます。

続きまして、介護13ページをご覧ください。3111 介護サービス等諸費になります。こちら、要介護1から要介護5の方の介護給付費になりますが、実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、3119 介護予防サービス等諸費になります。こちらにつきましても、要支援1、2の方の給付について、実績見込みに応じまして減額をお願いするものでございます。

続きまして、3125 審査支払手数料になりますが、こちら財源組替をお願いするものでございます。

続きまして、介護14ページをご覧ください。3127 高額介護サービス等費になりますが、こちらは、本人負担が一定額を超えた分に対する給付につきまして、同じように実績見込みに応じた補正をお願いするものでございます。

続きまして、3128 高額医療合算介護サービス等費ですが、こちらにつきましては財源組

替をお願いするものでございます。

続きまして、3150 特定入所者介護サービス等費ですが、こちらにつきましても実績見込みに応じた補正をお願いするものでございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続きまして、15 ページをお願いいたします。地域支援事業費の 3151 介護予防・生活支援サービス事業費になりますけれども、まず委託料につきましては、いきいき塾の委託料が増となりましたので 42 万 8,000 円の増となっております。また、18 の負担金につきましては、訪問 A サービスの(聴取不能)の不用額について減額をしております。

続いて、3152 介護予防ケアマネジメント事業費になりますけれども、報酬については不用額の減となっております。委託料につきましては、介護予防のケアマネジメント委託料が当初見込みより増えておりますので増額のほうをさせていただいております。

続いて、3153 から 16 ページの 3158 までになりますけれども、この後歳入でご説明いたしますけれども、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の増額補正がありましたので、そちらの関係ですべて財源組替となっております。

○小松介護保険係長 続きまして、介護 17 ページをお願いいたします。3133 介護保険給付準備基金積立金になります。こちら、基金の利息ですが実績見込みによりまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、介護 18 ページをご覧ください。3147 予備費になります。こちら、歳入歳出を調整したもので、予備費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入になります。介護 6 ページをご覧ください 1 款 保険料になりますが、こちら、第 1 号被保険者保険料になります。実績見込みに基づき、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4 款 国庫支出金になります。こちらにつきましても、先ほどご説明させていただきました介護給付費の実績見込みに基づき、国庫のほうの負担金も金額が変わってきますので、実績見込みに基づいた補正をお願いするものでございます。

続きまして、国庫補助金の調整交付金になります。こちらにつきましてもじっせきみこみに応じた補正をお願いするものでございます。以下、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金につきましても、実績見込みに応じた補正をお願いするものでございます。

続きまして、介護 8 ページをご覧ください。5 款 支払基金交付金になります。こちら国庫支出金同様、介護給付費交付金、地域支援事業交付金につきまして、実績見込みに応じた補正をお願いするものでございます。

続きまして、介護 9 ページ、6 款 県支出金になります。こちらにつきましても、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、実績見込みに応じた補正をお願いするものでございます。

続きまして、介護 10 ページをご覧ください。10 款 繰入金になります。こちら介護給

付費の実績見込みに基づく町負担分の補正になります。一般に相対するものになります。

続きまして、地域支援事業繰入金、こちらにつきましても実績見込みに応じたものになっております。

続きまして、低所得者保険料軽減繰入金、こちらにつきましては、低所得者に対する保険料軽減分の繰入金になりますが、こちらの実績見込みに応じた補正をお願いするものになります。

続きまして、その他一般会計繰入金、こちら事務費等の繰入金になりますがこちらも実績見込みに応じた繰入金の補正をお願いするものでございます。16款 財産収入になります。こちら基金利子の減ということで、実績見込みに応じた補正をお願いするものでございます。

以上、介護保険特別会計のご説明を終わります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせてご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、質疑を終了します。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に、採決に入ります。議案第4号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第5号)を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議に報告いたします。次に、議案第14号 箕輪町高齢者支援事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 それでは、議案第14号 箕輪町高齢者支援事業に関する条例の一部を改正する条例制定について、担当する係長より細部説明を申し上げます。

○小笠原高齢者あんしん係長 では、議案第14号の新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。今回の条例改正におきましては、2事業の廃止について提案のほうをさせていただいております。まず、一つ目の事業になりますけれども、箕輪町軽度生活支援事業になります。こちらの事業については、いわゆるヘルパーの派遣というようなことで、一時的に必要な場合のヘルパー派遣等ということで、実際に使われた方については、雪かきですとかごみ出し等の軽度なヘルパー事業ということで行っておりました。しかしながら、平成29年に総合事業の創設もございましたし、また、地域の支えあいとい

うことで、雪かきですとかゴミ出しなんかの支援を地域で行ってきたということで、平成29年以降、5年間利用がございませんでしたので、今回廃止させていただくものであります。

続いて、別表第2になりますけれども、中段の箕輪町介護者支援事業になります。こちらについては、やすらぎチケットという名前で介護者に対して券をお配りをしていただけなんですけれども、今年度から要介護認定者生活支援金事業のほうへ移行したため、廃止するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせてご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、質疑を終了します。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第14号 箕輪町高齢者支援事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。次に、議案第15号 箕輪町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 それでは、議案第15号 箕輪町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例制定について、担当する係長よりご説明申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 では、議案第15号について、細部説明を申し上げます。この条例につきましては、妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を促して、母子の健康保持及び増進を図ることを目的に、妊産婦に対する医療費の助成を行うものでございます。新旧対照表の3ページのほうをご覧ください。まず、目的のところ妊産婦を足させていただきました。次に第2条のところですけども、妊産婦の定義としまして、こちらのほう、妊娠の届け出が受理した日の属する月の初日から出産または流産及び死産を含みますけれども、した日の属する月の翌月の末日までにある方を妊産婦というふうに定義をさせていただい

ております。それ以外につきましては、条、号の変更等をさせていただいております。この福祉医療の更新というのが8月1日に更新をされるということになっておりますので、施行日につきましては、令和5年8月1日というふうにさせていただいております。細部説明については以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

(「なしの声あり」)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせてご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第15号 箕輪町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議にて報告いたします。次に、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算、福祉課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長
○小沢福祉課長 では、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算、福祉課に関わる部分につきまして、担当する係長よりご説明申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 では、歳出のほうからご説明いたしますので、一般の74ページをお開きください。では、民生費です。0301 社会福祉総務費でございます。こちらのほう、福祉課の人員費、訪問者に関わる経費、また民生児童委員関係の経費、各種団体負担金、補助金、交付金等、また令和5年につきましては、総合福祉計画のうち介護保険事業計画と障がい者福祉計画の策定年度になっておりますので、そちらのほうの経費、また、ゆとり荘のトイレ等の手すりが修繕が必要な状況になっておりますので、そちらの経費、また、個別避難計画等の作成等の経費を計上させていただいております。

続きまして、0302 福祉センターの管理費でございます。現在福祉センターにつきましては、人材センターに指定管理を行っておりますので、そちらの指定管理料等を計上させていただいております。0304 町社会福祉協議会の補助金でございますけれども、こちらは、社会福祉協議会に委託予定でございますボランティア育成事業等の委託料を載せさせていただいております。また、おめくりいただきまして補助金でございますけれども、こちらのほうは社協の事務費、また人員費のほうを計上をさせていただいております。0306、こちらのほうが福祉医療の給付費でございます。乳幼児、障がい者、また65歳以上の方の

障がい者、ひとり親世帯等のものでございます。繰出し金というものがございすけれども、こちらのほうは現物給付による国保の調整交付金でございまして、国保会計へ繰出すものでございます。0310 妊産婦の医療費の給付事業でございす。こちらのほう、先ほど条例のほうで出しました妊産婦に対する医療費の補助を計上させていただいております。0311 重層的支援体制整備事業費でございす。こちらのほうは、住民の皆様の複合化、複雑化した福祉課題に対応する仕組みづくりということで、3年間かけまして準備事業を実施するものでございす。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 0312 町単独社会福祉事業費です。こちらにつきましては、町で単独で行う福祉サービスの事業となっております。来年度は新たに障がい者見守り事業としまして、安心見守りシールの交付事業を実施いたします。0317 心身障がい児者支援事業です。こちらにつきましては、タイムケアや住宅改修など、自立支援に対する事業費となっております。

○北條社会福祉係長 0320 町単独の老人福祉事業費でございす。こちらは、長寿のお祝い金、また上伊那福祉協会の施設建設の債務シルバー人材センターへの補助金、また長寿クラブ加入者へのマレットゴルフ使用料等を計上させていただいております。

一つ飛ばして、0322 です。老人クラブの活動助成金でございすけれども、こちらのほうは、長寿クラブ会（聴取不能）の連合会、また地区の長寿クラブにつきましては、併せて20団体分になりますけれども、そちらの方に補助金を出すものになります。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて、0323 高齢者等生活支援事業費になります。主なところになりますけれども、12の委託料になります。まず、緊急通報システム管理通報業務委託料になりますけれども、こちらについては、既に（聴取不能）の機器を導入して15年以上経過しており、既に現在の機器の修理もきかないということで、来年度、機器の入れ替え等もございすため、基本料金が現在2,600円なんですけれども、それが4,000円に上がるということで増額のほうさせていただいております。13の使用料及び賃借料になりますけれども、こちら新規になります。要介護連携電子（聴取不能）使用料ということで、既に伊那市では一昨年度から始まっておりますけれども、医療機関、また介護保険事業所、また地域包括等を連携して、いわゆるウェブ上でやりとりをする、そういった連携のものがございす。そちらについても定住自立圏の取り組みで検討しておりまして、令和5年度から一応下半期ですけれども、導入の方を予定しております。

続いて19の扶助費になります。まず、高齢者タクシー助成券につきましては、10月から（聴取不能）タクシーが導入される予定になっておりますので、基本的に高齢者の部分につきましては、一応9月分までというような計上をさせていただいております。また、高齢者外出支援券につきましては、本年度までは増額で4,000というかたちになっておりましたけれども、令和5年度からは元どおり2,000円というかたちに戻させていただく予定となっております。

続きまして、80ページをお願いいたします。0324 介護予防・いきがい活動支援事業費になります。こちら新規事業になりますけれども、みのわいきいきポイントということで、それぞれ報償費、需用費、委託料ということで計上させていただいております。事業の概要につきましては、個別政策資料のほうにも掲載させていただいておりますけれども、65歳以上の方、所属する介護予防団体、またボランティア団体に対しまして、その参加者に対して活動の回数に応じたポイントを付与し、またたまったポイントにつきましては、みのちゃんポイント、またクオカードに交換するというような事業になっております。報償費につきましては、そのポイントになっておりますけれども、委託料につきましては、参加者の登録ですとか報償品の発送事務等について、外部に委託する関係で委託料のほうを計上させていただいております。実際に65歳以上の方で、介護予防のそういった団体に属している方については、実人数でも1,000人を超えておりますし、延べ人数でも2,000人を超えているというかたちになっておりますので、そういった中で事業のほうを展開をしております。

○北條社会福祉係長 0325 家族介護等支援事業費でございます。こちらのほう、在宅で過ごしてらっしゃいます要介護1から要介護5の方に対しまして、生活支援金として交付するものでございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて0329 高齢者生活支援ハウス運営費になります。こちらにつきましては、上古田のグレイスフル箕輪に委託しております生活支援ハウスの運営委託になっております。こちらの定員10人に対しまして、現在7人の方が入居をされております。

○北條社会福祉係長 0332 老人福祉施設の入所措置費でございます。こちらの方ですけれども、養護老人ホーム、また（聴取不能）措置として特別養護老人ホームのほうの措置費として計上をさせていただいているものでございます。

○小松介護保険係長 0333 介護保険事業運営費でございます。こちら、低所得者への利用負担軽減を図る事業所への助成や介護保険特別会計への繰出金を行うものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 81ページの上のほうですが、0351 障がい支援区分認定等事務費です。こちらにつきましては、ヘルパーなど居宅介護サービスに必要な区分認定のための経費となっております。0353 介護給付費です。こちらにつきましては、障がい者や障がい児に対する居宅介護や、児童発達支援等の福祉サービスにかかる経費となっております。0355 自立支援医療費等事業費です。こちらにつきましては、心身障がい者手帳をお持ちの方が指定した医療機関で医療を受けるための医療費となっております。おめぐりいただきまして、82ページです。0356 補装具交付等事業費です。こちらにつきましては、車いすや補聴器など、補装具の購入や修理に対する補助の経費となっております。0357 地域生活支援事業費です。こちらにつきましては、手話通訳や成年後見など地域で生活をされる皆さんを支援するための事業費となっております。今回、ストマの公費負担分を増額ということで畜便袋につきましては、7,000円を8,600円、畜尿袋につきましては、9,000

円を1万2,300円と増額をする予定となっております。0359 地域生活支援センター事業費です。こちらにつきましては、みのわ〜れとみのあ〜るの運営経費となっております。

○北條社会福祉係長 ページ飛びまして、94ページをお願いいたします。こちらですけれども、0409 献血推進費でございます。こちら郡の（聴取不能）の献血推進協議会の負担金のほうを計上させていただいておりますのでお願いいたします。

続きまして、歳入のほうをご説明させていただきます。一般の15ページをお願いいたします。14款の分担金及び負担金でございます。その中の民生費の負担金でございますけれども、02 老人福祉の施設の入所者措置の事業費の措置費の事業費でございます。こちらのほうは、利用者の負担金というふうになっております。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いてその下になりますけれども、05 高齢者生活支援サービス負担金になります。こちらにつきましては、特殊寝台等利用者負担金ということで、ベッドの貸し出しにつきまして、新規では既に停止しておりますけれども、現在貸しておられる方いらっしゃいますので、そちらの方の負担金になっております。その下の10町単独老人福祉事業利用者負担金ですけれども、こちらは、町の単独のショートステイの利用者の方の負担金となっております。

続いて、17ページをお願いいたします。17ページ15款 使用料及び手数料の1項3目 民生使用料になります。01になりますけれども、生活支援ハウス使用料ということで、こちら、グレイスフル箕輪の生活支援ハウスに入っていらっしゃる方の利用料となっております。

○小松介護保険係長 飛びまして、一般20ページをご覧ください。16款 国庫支出金になります。03 民生費国庫負担金になります。01 社会福祉費負担金の01 介護低所得者保険料軽減負担金になります。こちら、低所得者に対する保険料の負担が入るものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 20ページの0103の04 自立支援事業負担金です。こちらにつきましては、それぞれの事業に対する2分の1の負担となっております。

○北條社会福祉係長 21ページをお願いいたします。03の民生費国庫補助金の中の社会福祉費の補助金でございます。こちら生活困窮者の就労準備支援事業費ということで、社協へ委託している事業、また重層的支援体制整備事業につきましての補助金でございます。

○宮尾障がい者福祉係長 同じく03 自立支援事業費補助金です。こちらにつきましても、手話通訳など地域生活支援事業に対する事業の2分の1の補助となっております。22ページをご覧ください。03 委託金です。委託金の民生費委託金、04の特別児童扶養手当事務取扱交付金ですけれども、こちら社会福祉総務費になっておりますが、障がいの関係ですので、前年度と同様の額の金額を計上してございます。

○小松介護保険係長 続きまして、23ページ17款 県支出金1項3目 民生費県負担金になります。1節の社会福祉費負担金になります。こちら国庫でもありましたが、介護低所

得者保険料軽減負担金ということで、低所得者に対する負担金になります。

○宮尾障がい者福祉係長 同じく 04 自立支援事業費負担金です。こちらも国庫と同様ですけれども、それぞれの事業に対する 4 分の 1 の補助となっております。02 県補助金、03 民生費県の補助金で、01 の社会福祉費補助金ですけれども、01 地域福祉総合助成金ですが、支えあいマップや住宅改修、小児慢性等の事業の、小児慢性は事業費の 4 分の 3 で、それ以外の事業につきましては 2 分の 1 の補助となっております。

○北條社会福祉係長 おめくりいただきまして 24 ページのほうをお願いいたします。こちらのほう、02 の福祉医療費給付事業補助金でございますけれども、福祉医療に関わります県の補助区分ごとの補助プラス事務費でございます。

○小松介護保険係長 24 ページ 07 介護保険事業補助金になります。こちら、先ほど歳出の方でもご説明をさせていただきました社会福祉法人による利用者負担軽減になりまして、4 分の 3 補助となっております。

○北條社会福祉係長 次の 11 の介護予防生活支援事業補助金でございますが、こちらのほう、老人クラブの活動助成ということで、長寿クラブへの町の補助に対する補助金ということで計上をさせていただいております。

○宮尾障がい者福祉係長 自立支援事業費補助金です。こちらにつきましては、ストマや地域生活支援事業に対する事業費の 4 分の 1 の補助となっております。

○北條社会福祉係長 26 ページをお願いいたします。17 款の県支出金でございます。民生費の委託金ということですが、社会福祉費の委託金、こちらのほうは民生児童委員に関わる交付金ということで計上をさせていただいております。おめくりいただきまして、29 ページをお願いいたします。19 款の寄附金でございます。民生費の寄附金として、1,000 円を計上させていただいております。

○小笠原高齢者あんしん係長 続きまして、30 ページをお願いいたします。二つ目になりますけれども、介護保険特別会計繰入金になります。こちらにつきましては、0324 で説明いたしました。みのわいきいきポイント事業、新規事業になりますけれども、こちらにつきまして、介護保険特別会計で国庫補助金として受けました保険者機能強化推進交付金につきまして、事業費の全額につきまして、一般会計へ繰り入れて実施するものでございます。

続きまして、35 ページをお願いいたします。

○宮尾障がい者福祉係長 22 款 諸収入です。11 の雑入 01、0301 社会福祉総務費の特別障がい者手当等受給者資格所得状況調査委託料としまして、県のほうからくる金額ですけれども、前年度と同じ金額となっております。

○北條社会福祉係長 36 ページの一番上段をご覧ください。ゆとり荘デイサービスの事業使用料といたしまして、社会福祉協議会からの収入を見込んでございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて 37 ページをお願いいたします。中段にございますけれども、0323 高齢者等生活支援事業費ということで、認知症損害賠償保険料個人負担金

ということで、昨年度から開始しました損害賠償保険料につきまして、お一人あたり1,000円ということで5,000円を計上してございます。

説明につきましては以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせてご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、質疑を終了します。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算 福祉課に関わる部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に、議案第19号 令和5年度介護保険特別会計予算を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小沢福祉課長 議案第19号 令和5年度介護保険特別会計予算につきまして、担当する係長より細部説明を申し上げます。

○小松介護保険係長 それでは、介護14ページをご覧ください。介護保険特別会計の歳出よりご説明させていただきます。まず、3100一般管理費になります。こちら、広域連合などの負担金、事務費等となっております。12の委託料ですが、こちら実施しております高齢者実態調査なんです、来年度作成していく、第9期介護保険の計画の参考にするため、分析等を業務委託するものでございます。

続きまして15ページ、3102賦課徴収費になります。こちら保険料の徴収や納付に関する経費になっております。続きまして、3106認定調査等費になります。こちら、介護認定調査や審査会に諮るためにかかわるものになります。

続きまして、介護16ページをご覧ください。3107認定審査会共同設置負担金になります。こちら、広域連合のほうに支払う負担金となっております。

続きまして3109趣旨普及費になります。こちら、介護保険に関するパンフレットを作成するものとなっております。

続きまして、3110包括支援センター運営委員会費になります。こちら、運営委協議会の委員報酬となっております。

続きまして、介護17ページになります。2款の保険給付費となっております。3111介

護サービス等諸費になります。こちら、要介護1から5の方の介護給付費となっております。

続きまして、3119 介護予防サービス等諸費になります。こちら、要支援1、2の方の予防の給付費となっております。

続きまして3125になります。こちら、審査支払手数料となっております。レセプト代となっております。

続きまして、介護18ページをご覧ください。3127 高額介護サービス等費になります。高額分を負担するものでございます。

続きまして、3128 高額医療合算介護サービス等費になります。こちら、高額分を介護と医療との負担割合で負担するものとなっております。

続きまして、3150 特定入所者介護サービス等費になります。こちら、低所得者の居住費、食費が一定限度を超えた差額分を補填するものでございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続きまして、介護19ページをお願いいたします。3151 介護予防生活支援サービス事業費ですけれども、こちらについては総合事業のサービス費になっておりまして、委託料につきましては、短期集中デイリハビリの訪問サービス、また、いきいき塾等の通所（聴取不能）サービス等の委託料となっております。18の負担金、補助及び交付金になりますけれども、まず補助金につきましては、住民（聴取不能）のBサービスに対する訪問通所の補助金となっております。また、交付金につきましては、ヘルパーまたデイサービスの事業所のサービスを利用した際に支払われる交付金となっております。

続いて3152 介護予防ケアマネジメント事業費になりますけれども、こちらの総合事業のみを利用されている方に対する、ケアマネジメントに対する人件費、またケア（聴取不能）に係る費用となっております。では、介護20ページの3153 一般介護予防事業費になります。こちらにつきましては、いきいき百歳体操ですとか、そういった介護予防事業に係る人件費が主なものとなっております。

続きまして、3154 包括的支援事業費になりますけれども、こちらにつきましては、地域包括支援センターの運営に関わる人件費となっております。22ページをお願いをしたいと思います。その中で、13の使用料及び賃借料と備品購入費がございまして、相談記録管理システムにつきましては、来年度で5年を迎えまして、更新にかかる部分と、またサーバーにつきましても5年経過するということで交換が必要になりますので、それで備品購入費のほうを新たに計上をさせていただいております。

続いて3155 任意事業費になります。こちらで大きな事業といたしましては、12の委託料としまして、認知症見守り支援事業委託料ということで、こちらを認知症見守り登録団体すまいるということで社協のほうに委託している事業となっております。また、扶助費のほうにございまして、成年後見制度等利用支援事業につきましては、これまでは町長申し立てに限って補助をするというようなかたちになっておりますけれども、国また県、

また他市町村の中で補助の拡大がございまして、来年度からにつきましては、町長申し立てだけではなくて親族申し立て、本人申し立て、あと後見人につきましてもそれぞれ専門職等の後見に対する利用補助も含めて拡大のほうをしております。

続いて3156 在宅医療介護連携推進事業費になります。こちらは、医療と介護連携にかかる費用となっております。24 ページ生活支援体制整備事業費になりますけれども、こちら、主は委託料ということで計上してございますけれども、社協にコーディネーターの配置に係る人件費となっております。

続いて3158 認知症総合支援事業費になります。こちらで大きなものとしては12の委託料になりますけれども、認知症初期集中支援チーム相談支援業務委託料ということでこちらにつきましても引き続き神経科病院とチームを組みまして相談支援のほうにあたっていく、そちらの委託料となっております。

続いて3159 審査支払手数料につきましては、総合事業にかかる審査支払の手数料を国保連のほうに支払っている分になります。

○小松介護保険係長 続きまして、介護26 ページをご覧ください。3133 介護保険給付準備基金積立金になります。利子の積み立てになっております。

続きまして9 款 諸支出金になります。3138 第1号被保険者保険料還付金、こちら保険料の還付となっております。3139 償還金、こちら国などの過年度の精算分になっております。

○小笠原高齢者あんしん係長 続きまして、3148 一般会計繰出金になりますけれども、こちらは先ほど一般会計のほうでも説明させていただきましたが、みのわいきいきポイントにかかる費用を介護特会から一般会計に繰出すものでございます。

○小松介護保険係長 続きまして介護28 ページ3147 予備費を計上してございます。

続きまして、歳入のほうをご説明させていただきます。介護3 ページをご覧ください。保険料になります。第1号被保険者保険料ということで、現年度分の特別徴収、普通徴収、あと過年度分の滞納繰越分を計上してございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて4 ページになりますけれども、まず介護予防事業負担金につきましては、訪問Cサービスにかかる(聴取不能)の負担金となっております。その下の01 任意事業負担金につきましては、成年後見制度の申し立てに係る一旦町が費用を立て替えて本人に求償する分の負担金となっております。

○小松介護保険係長 続きまして5 ページにあります使用料及び手数料になります。こちら、介護保険料に関しまして督促手数料となっております。

続きまして介護6 ページをご覧ください。4 款 国庫支出金になります。これ以降国県などからの歳入になりますが負担割合がございまして、居宅介護給付費につきましては、国からは25%、そのうち5%が調整交付金となっております。県から12.5%、市町村では12.%を負担するものとなっております。また、施設等の介護給付費につきましては、国からは20%、そのうち5%が調整交付金、県からは17.5%、市町村からは12.5%の負担

となっております。これに基づいてご説明をさせていただきます。

介護6ページ4款 国庫支出金になります。介護給付費負担金、給付費に対する国の法定負担分ということで計上してございます。

続きまして、(聴取不能)補助金、調整交付金ということで5%分を計上してございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて2目、3目、地域支援事業交付金になりますけれども、2目の周防豪事業につきましては、対象の事業費の25%が国庫の負担金となっております。また、3目の総合事業以外につきましては、対象事業費の38.5%が国庫の負担となっております。

○小松介護保険係長 続きまして、介護7ページ保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金となっております。こちらにつきましては、高齢者の自立支援や重度化予防等に関する取組みを推進するための交付金であったり、介護予防、健康づくり等に資する取組みを重点的に評価するための交付金となっております。

続きまして、その他補助金ということでシステム改修等が発生した際の補助金となっております。

続きまして、5款 支払基金交付金になります。8ページをご覧ください。こちら、介護給付費交付金になります。2号被保険者が支払った保険料となりまして、27%となっております。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて地域支援事業推進交付金になりますけれども、同じく対象事業費に対する27%の負担となっております。

○小松介護保険係長 続きまして、県支出金になります。こちら、介護給付費負担金、こちらは、県の法定負担分といことで12.5%計上しているものでございます。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて県補助金になりますけれども、1目の地域支援事業交付金、総合事業になりますけれども、こちら対象事業費の12.5%が負担となっております。2目の総合事業以外の地域支援事業になりますけれども、こちらは対象事業費の19.25%が負担となっております。

○小松介護保険係長 4項の委託金になります。1目 総務費委託金になりますが、こちらにつきましては、生活保護を受けていらっしゃる第2号被保険者の認定調査の委託費が県から入るものでございます。

続きまして、介護10ページ、10款 繰入金をご覧ください。介護給付費繰入金になります。こちら、町の法定負担分12.5%分のものになります。

○小笠原高齢者あんしん係長 続いて2目、3目になりますけれども、地域支援事業繰入金ということで、先ほど県費と同様になりますけれども、総合事業については、12.5%、総合事業以外につきましては、19.25%の負担となっております。

○小松介護保険係長 続きまして、低所得者保険料軽減繰入金になります。こちら、一般の81ページにありましたように、低所得者の保険料の軽減負担ということで、国、県、

町から入るものでございます。

続きまして、その他一般会計繰入金になります。こちらにつきましては、事務費の町からの繰入金になります。

続きまして、11款 繰越金になります。こちら前年度からの繰越金になります。

続きまして、12ページをご覧ください。13款 諸収入になります。ケアプラン作成料や会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分となっております。延滞金や利子を計上してございます。

続きまして、16款 財産収入になります。こちら基金の運用収入を計上してあります。

以上で介護保険特別会計のご説明を終わります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせてご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第19号 令和5年度箕輪町介護保険特別会計予算を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

以上で議案の審査を終了します。協議会に切り替えたいと思います。

【福祉課 終了】

④住民環境課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 会議を再開いたします。これより住民環境課に係わる審査を始めたいと思います。まず、議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号) 住民環境課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 すみません。それでは議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)について、詳細についてそれぞれ担当係長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 それでは補正予算書(第9号)をご覧ください。歳出のほうから説明

をさせていただきます。19ページをご覧ください。19ページですけども、0232 財産管理費 住民環境課分です。10-05 公衆トイレの電気料等に9万円を増額するものでございます。住民環境課で管理しております松島コミュニティ東、JR沢駅東、JR木ノ下駅トイレの上下水道、電気料になります。特に冬場になりますと、木ノ下駅トイレの電気料が10倍近く高くなるということで、この時期でございますけれども9万円の増額補正をお願いしたいと思っております。

続きまして27ページをご覧ください。0460 ごみ・し尿処理事業費でございます。08-01の負担金、補助及び交付金でございますが、上伊那広域連合負担金1,469万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちら上伊那広域連合のほうから減額ということと通知がきましたので、それに従いまして減額補正するものでございます。

○有賀住民係長 続きまして、20ページをお願いいたします。中段0254 戸籍・住民基本台帳費でございます。11節 役務費01 通信運搬費に48万9,000円を増額するものでございます。個人番号カード等の発送郵券料でございます。マイナンバーカード受け取りのご案内通知やマイナンバーカードを郵送するためのものでございまして、マイナンバーカードの申請増加に伴い、増額をお願いするものでございます。以上です。

続きまして、歳入を説明させていただきます。13ページをお願いいたします。16款 国庫支出金です。2項 国庫補助金、2目 総務費補助金です。24 個人番号カード交付事務費補助金、48万9,000円を増額となります。先ほど歳出でご説明いたしました通信運搬費に対する国庫補助金となります。

細部説明は以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 続いて、繰越明許費の補正についてご説明いたします。5ページをご覧ください。5ページの02 総務費、01 総務管理費、伊那松島駅公衆用トイレ建設事業費といたしまして、2,710万2,000円を繰越明許費に追加させていただきます。

以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 以上となりますので、よろしくご審議ご決定のほどお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。青木委員

○9番 青木委員 27ページの上伊那広域のごみ飼料事業費の減額の1,400幾らの減額の要因は何でしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 要因でございますが、住民環境課で上伊那広域連合に払っております負担金が、ごみ処理広域化一般事務費、クリーンセンター八乙女の整備事業費、上伊那クリーンセンター費、クリーンセンター八乙女費、最終処分費と、後はごみ処理施設、こちら

は起債か、がありますので、基本的にすべてのものについて当初予算より減額ということで、お知らせが来ています。クリーンセンター八乙女の整備事業費についても大分当初より減額ということでございますが、もともとの金額が大きいのでそれぞれの項目に対して減額ということで来ているので、一律にこれという原因というものがありません。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 支出が確定したからということですか、簡単に言うと。

○・・・ そうですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 大変にごみの量が少なくなったとかそういうことではないんですね。前年に比べて。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 そういった話は聞いておりません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。それでは、質疑を終わります。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)住民環境課に係わる部分を原案どおり可決すべきことと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算住民環境課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 それでは一般会計補正予算につきまして担当の係長からそれぞれ説明させていただきますが、ゼロカーボン関係につきましては当課に関わる部分のみご説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 それでは令和5年度箕輪町予算に関する説明書の55ページをご覧ください。それでは歳出からご説明いたします。55ページ02款 総務費の0232財産管理費です。予算額が1,828万7,000円になります。そのうち、住民環境課分が110万7,000円になります。一番右側の説明欄にある括弧書きの47000が住民環境課分になります。こちらにつきましては、先ほども松島コミュニティセンター東、JR沢駅東、木ノ下駅トイレ等の需用費、消耗品費、光熱水費、修繕料、また公衆トイレの維持管理委託料や、土地の賃借料になります。

続きまして、62ページをご覧ください。0245公共交通事業費でございます。予算額が、4,806万2,000円になります。こちら、企画振興課で扱っている部分もございまして、住民環境課

分の予算としましては、3,511万8,000円になります。主な歳出につきましては、伊那松島駅に関わる駅員の報酬、また委託料になりますが、みのちゃんバスの業務委託料、あと、伊那本線、伊那市、南箕輪、と一緒に共同運行しております関係の伊那地域定住自立圏地域公共負担金ということで、そちらが主な歳出になっております。

続きまして、63ページをご覧ください。住民諸費の0247消費者行政事務費でございます。予算額につきましては、292万7,000円になります。主な歳出でございますが、消費者行政啓発の冊子の印刷代、あと特殊詐欺防止対策機器設置事業、補助事業の補助金になってございます。

○有賀住民係長 続きまして66ページをお願いいたします。下段から次の67ページにかけて0254戸籍・住民基本台帳費となります。3,783万9,000円を計上させていただきました。総合窓口業務に係る経費となります。主なものといたしまして、マイナンバーカードの取得推進のための啓発品代を報償費に計上させていただきました。また、箕輪町人権擁護委員会への補助金になりますが、人権擁護の活動に経費がかかるということで、委員さんより要望がございまして、2万円増額し10万円計上させていただきました。それ以外の歳出につきましては例年通りとなります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 では、続きまして99ページをご覧ください。0430環境衛生費でございます。予算額は4,207万9,000円を計上させていただきました。主には職員の人件費、公用車の維持費、狂犬病予防や飼い犬対策などの経費となります。新規事業といたしまして、12-01委託料に動物死体処理委託料として15万4,000円を計上させていただきました。こちらの動物、一般的には主に猫等の死体処理にかかわる業務を、土日につきましては民間の業者をお願いをしていくという委託料になってございます。

続きまして100ページをご覧ください。0431公害対策事業費になります。予算額につきましては、23万8,000円でございます。主には、旧八乙女最終処分場の水質検査業務委託料等になります。

続きまして、101ページをご覧ください。0433自然保護事業費でございます。予算額が230万5,000円。こちらですけれども、廃棄物不法投棄監視員の報酬、町内地下水に関わる水質調査業務、また、水源かん養保全対策交付金などに関わる経費でございます。

続きまして、0435自然エネルギー導入促進事業費です。予算額が687万2,000円になります。こちらですけれども、みどりの資源リサイクルステーションの運営に関わる経費、また、廃食用油の収集業務と処分業務委託料が主なものとなります。また、新規事業といたしまして、1201委託料にみどりの資源リサイクルステーションの管理業務委託料として、123万7,000円を計上してございます。こちら、来年度、予定は6月1日ですが、管理人というかシルバーさんをお願いいたしまして、あそこに監視というか、搬入してくる選定枝等いろいろ適切じゃないものが混ざってきたりするので、その管理をしていただく予定でございます。それに伴いまして、14-01工事費でございますが、みどりのリサイクルステーション

整備工事費としまして、310万2,000円を計上しました。こちらにもフェンスを設置させていただきまして、フェンスで囲って管理人さんが見ていないところ以外からは入れられないとか、来年度は搬入日を指定しまして、それ以外は鍵をかけ、そこに捨てられないというようなかたちをとりたいと考えております。

続きまして、0436 ゼロカーボン推進事業費でございます。予算額が1億2,474万4,000円になります。主な新規事業につきましてでございます。まず、12-01 委託料でございますが、事業予定施設調査業務委託料ということで、550万円を計上しております。こちら、重点対策等加速化事業実施のための公共施設の詳細調査業務委託料となっております。

続きまして、補助金受付事務委託ということで、336万4,000円を計上しております。こちらは、重点対策加速化事業を実施するための事務委託料で、いわゆる住民向け補助金の受付事務の委託料となっております。

続きまして、プロモーション動画制作業務委託ということで、22万円を計上させていただいております。こちら、ゼロカーボン推進の取り組みについてプロモーション動画を制作し、町内外への発信及び記録資料の制作の委託料となっております。

続きまして、18-01でございます。まず負担金になります。再エネ設備系統接続負担金ということで、88万円を計上しております。こちら、再エネ電力を地域で活用するための、中部電力への接続（聴取不能）負担金ということでございます。20万円の5か所、庁舎、通信センター、保健センター、文化センターを予定しております。

続きまして、PPA 導入施設調査負担金ということで、16万5,000円を計上しております。こちら、PPA 導入施設の調査負担金ということで、5万円×3か所ということでございます。夢まち LABO、ながたの湯、ながた荘の予定でございます。

続きまして、補助金になります。住宅太陽光等発電設備設置補助金ということで、9,100万円計上しております。こちらですけれども、まず住宅用太陽光発電設備設置補助金ということで、こちらが太陽光ですね、1kWあたり10万円×5kWhで、100件分、こちらをまず5,000万円、あと住宅用蓄電池設置補助金ということで、こちらがkWあたり6万円×7キロで50件、2,100万円、あと蓄電池設備導入ということで、こちらが1件10万円の20件分ということで200万円、あと住宅用太陽熱利用システム設置補助金ということで、1,800万、こちらが補助率3分の2、上限60万円で30件分ということで9,100万円の補助金になります。

続きましてEV等購入補助金ということになります。こちら、電気自動車の購入補助ということで、10万円×10万円ということでございます。

続きまして、V2H 充放電設備導入補助金100万円、こちらにも10万円×10基ということで計上しております。

続いて住宅断熱リフォーム補助金ということで750万円こちらは、断熱リフォームを行った住宅に上限15万円×50件ということで計上させていただいております。

続きまして、新築住宅ZEH化推進補助金ということで700万円、こちらが上限10万円の

70件ということで、新築住宅のZEH化推進の補助金になってございます。

続きまして、交付金になります。住宅用PPA導入推進協力金ということで20万円。こちらはPPA及び県のグループパワーチョイスの太陽光発電設備を導入した個人事業者に対して協力金を交付するものでございます。1万円×20戸分となっております。続きまして23-01及び出資金でございます。再エネルギー活用地域新電力会社出資金といたしまして、100万円を計上しています。こちらは、丸紅伊那みらいでんきへの出資金になります。

続きまして103ページをお願いいたします。墓園費、0451公園墓地事業費でございます。予算額が266万3,000円になります。主には公園墓地の維持管理費となっております。新規事業といたしましては、令和4年度に導入しました公園墓地管理システムの使用料として、13-01使用料に33万円を計上させていただきました。また、合葬式墓地の周辺整備工事としまして、14-01工事請負費に75万7,000円を計上させていただきました。

続きまして103ページと104ページをご覧ください。清掃費、0460ごみ・し尿処理事業費でございます。予算額が2億6,603万8,000円になります。主には、ごみ・資源物収集業務委託料等のごみ処分の経費になります。また、伊那中央行政組合、上伊那広域連合への負担金となっております。新規事業といたしましては、12-01の委託料ですが、乾電池、蛍光灯の処理の委託料としまして、176万7,000円を計上させていただきました。また、災害廃棄物処理に関わる基礎調査業務委託料ということで99万円、あと、混合ごみ処分委託料ということで19万8,000円を計上させていただきました。あと、18-02補助金でございますが、アレチウリ等駆除区衛生部補助金といたしまして、80万円を計上させていただきました。こちらですけれども、アレチウリ等の駆除について、全町一斉に何かできないかということで、各区に衛生事務嘱託員の人数分の補助金を出しまして、まずは衛生事務嘱託員の皆さん、みんなでアレチウリの駆除に取り掛かれるようにということで、今回新たに設けさせていただきました。

続きまして、0461生活排水汚泥処理施設運営費でございます。こちらは予算額が783万7,000円でございます。主には木下一の宮にあります汚泥処理施設の維持管理業務委託料になっております。

また、主要事業の概要等の調書の65ページをお願いいたします。一般会計及び特別会計予算給与費明細書並びに主要事業の概要等の調書になります。の65ページをお願いいたします。ちょっと重複するところもございますが、こちらが令和5年度の上伊那広域連合負担金の明細表になります。住民環境課につきましては、衛生費になります。総額で1億3,184万5,000円の負担金の支出になってございます。おめくりいただきまして、66ページです。こちらが、伊那中央行政組合負担金明細表になります。負担額といたしましては、衛生センター負担金ということで、1番下段になります。一般会計負担金のところですが、こちらが住民環境課分になります。3,702万1,000円の負担金の歳出でございます。

歳出については以上でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。予算に関する説明書の17ページを

ご覧ください。17 ページ 15 款 使用料及び手数料でございます。上から 2 段目になります。総務使用料の 02 町内巡回バス使用料といたしまして、99 万 9,000 円を計上させていただきました。また、その一つ飛ばして一つ下です。03 公園墓地使用料といたしまして、203 万 2,000 円を計上させていただきました。

○有賀住民係長 18 ページをお願いいたします。中段にあります総務手数料のうち 03 節 戸籍住民基本台帳手数料でございます。こちらが 909 万 4,000 円を計上いたしました。住民票や戸籍の証明などの交付手数料となります。

○三井生活環境係長 続きまして、04 衛生手数料になります。01 の保健衛生手数料ということで、85 万 2,000 円を計上させていただきました。こちら、犬の登録料、狂犬病、予防注射の済票の交付手数料となっております。続いて、02 の清掃手数料でございます。こちらは 43 万円を計上させていただきました。一般化廃棄物処理業許可申請等手数料と、浄化槽清掃業許可申請等手数料になってございます。続きまして、その下ですが、03 公園墓地管理手数料でございます。こちらは使用者の方から管理手数料ということで 83 万 6,000 円、また滞納繰越分ということで 3 万円を計上させていただきました。

○有賀住民係長 20 ページをお願いいたします。16 款 国庫支出金でございます。2 項 総務費国庫補助金になりますけれども、24 個人番号カード交付事務費補助金といたしまして、747 万 3,000 円を計上させていただきました。

○三井生活環境係長 それでは 21 ページをご覧ください。総務費国庫補助金の中の 21 ページ、0436 ゼロカーボン推進事業費といたしまして、7,421 万 4,000 円を計上いたしました。

○有賀住民係長 続きまして、22 ページをお願いいたします。下段になります。3 項 2 目 総務費委託金、02 節 戸籍住民基本台帳費委託金でございます。中長期在留者住居地届出等事務委託金といたしまして、39 万 1,000 円を計上させていただきました。

続きまして、すぐ下の段の 03 目 民生費委託金でございます。国民年金事務委託金といたしまして、425 万 4,000 円を計上いたしました。

○三井生活環境係長 23 ページをご覧ください。下段のほうでございます。県補助金、総務費県補助金、総務管理費県補助金ということで、総務管理費補助金、ゼロカーボン推進事業費といたしまして 306 万 2,000 円。こちら元気づくり支援金といたしまして計上させていただきました。あとその下でございますが、消費者行政活性化事業補助金ということで、25 万円。こちらゼロカーボン推進事業費ということで計上させていただきました。

○有賀住民係長 26 ページをお願いいたします。中段 03 項 委託金 02 目 総務費委託金です。03 節の戸籍住民基本台帳費委託金になります。人口動態調査委託金といたしまして、2 万 8,000 円を計上いたしました。

○三井生活環境係長 27 ページをお願いいたします。18 款 財産収入でございます。土地建物貸付収入ということで、高速、中原駐車場土地貸付収入ということで、76 万 8,000 円を計上させていただきました。

続きまして、34 ページをお願いいたします。22 款 諸収入でございます。09 の雇用保険

料本人負担分ということで、まず 0245 公共交通事業費ということで、1万8,000円、0254 戸籍住民基本台帳費ということで、5万8,000円、少し下に行きまして、0430 環境衛生費ということで、1万9,000円を計上させていただきました。

次に 35 ページをお願いいたします。中段でございます。19 節 ごみ処理費用有料化手数料でございます。こちら、ごみ処理有料化手数料ということで、まず、上伊那広域連合から市町村交付金ということで、2,199 万円と、ごみ袋の第 2 段階チケットの販売手数料ということで、60 万円。合計 2,259 万円を計上させていただきました。

続きまして、37 ページをお願いいたします。22 款 諸収入の 20 雑入でございます。37 ページ上段のほうですけれども、町内巡回バスのバス停掲載広告料として 7 万 5,000 円、車両の掲載広告料として 16 万 8,000 円、あと、伊那松島駅乗車券販売手数料として 64 万円 7,000 円を計上させていただきました。

続いて、38 ページをお願いいたします。38 ページの中段でございます。ゼロカーボン推進事業費関連でございますが、マイボトルの制作企業協賛金ということで 60 万円、あと市町村振興協会基金交付金ということで 370 万円を計上させていただきました。

歳入についての説明は以上でございます。

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 ちよっとすみません。訂正と補足をさせていただきます。申し訳ございません。102 ページのほうをお願いいたします。0436 ゼロカーボン推進事業費ですけれども、先ほど 18 の負担金等でちよっと説明が誤ったと思いますので、再エネ設備系統接続負担金でございますが、これ 20 万円かける 4 か所プラス税ということで、先ほど 5 か所という説明しましたけど、4 か所になりますのでお願いいたします。またこれ再エネを余剰電力を系統へ中部電力の線を使って流すというかたちになる調査費というかたちでお願いいたします。それから次のページの 103 ページのところ住宅用 PPA 導入推進協力金ですけれども、PPA とグループパワーチョイスという説明でしたが PPA のみを協力金の対象としてますのでお願いいたします。また、その下の再エネ利活用地域新電力出資金でございますが、これは住宅から出る余剰電力をここへ集約をして、とにかく庁内で使えるような仕組み立てを立てるために出資するというものでございます。出資割合として 2%相当になります。これは国の会計検査院からも出資をして株主として発言権を持つことが重要だというふうな指摘もありましたので、そういう調整をして実施したいものでございますのでよろしくをお願いいたします。それでは住民環境課に係わる説明は以上になりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございますか。青木委員

○9 番 青木委員 102 ページですね。みどりの資源リサイクルステーションの管理業務委託料とリサイクルステーション整備事業、先ほどの説明ではフェンスで囲うと。それから管理業務委託料は指定日を設けるとかどのような管理業務、不法投棄を減らすのが目的だと思うんですが、もう少しこの辺の説明をお願いしたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 それでは委員さんのほうからご質問ありましたみどりの資源リサイクルステーションの件について回答いたします。みどりの資源リサイクルステーションですけれども、現在剪定枝とか伐採木等持ち込んでいただいているんですけれども、ルールが守られていない状況がございまして、葉がついているものとか本来持ち込んではいけない木の種類ですとか、そういったものが入ってきております。そうした場合、チップ化する作業がなかなか出来なかったり。また、木ならいいんですけれども、草だとか葉っぱだとか、要は剪定枝以外のものもあそこに持ち込まれておいて行かれる状況でございまして。そういった状況の中で、管理人をまず配置いたしまして、こちらはシルバー人材センターにお願いをします。基本的には管理人さんが見ている、不適正なものであればそこでお話をさせていただいて持ち帰っていただくと、いうこととございまして。当然のことながらどこからでも入っていけるような状況でございまして、フェンスを囲みまして、予定では高さ150cmで、プラス忍び返し45cm、57mの延長で、入っていくところと出ていくところに扉を2か所設けるといふフェンスを作りまして、通常はそのフェンスは鍵をかけて搬入できないという状況にします。予定ではフェンスの設置が終わってからでございまして、令和5年の6月1日から毎週火曜日、木曜日、日曜日、週3日で、午前9時から3時まで開けて、搬入していただくと。その間、シルバーさんをお願いした管理人さんが常駐して監視というか指導というかしていただくと。いうこととございまして。あと剪定枝のほかに南側に資源物の回収のところとございまして、そちらは今まで通り1日とか、365日、年末年始お休みになりますけれども今まで通りおいてもらおうと考えてございまして。

以上です。

○9番 青木委員 そうすると、フェンスを囲う、通常はそこは鍵をかけて入れない。管理人がいるときは管理人がこれは受け入れられませんよとか言うんだね。そうすると、あそこで作業をしている人が2人いる。そうすると作業をする人と入ってくるその受け入れはもう別物。作業は作業、それで管理人は管理人と、こういうイメージ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 管理人は管理人、今まで作業している方たちは作業だけということとございまして。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございましてか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 今の件に関連してですけど、チップのほうですけど、行ってもあまりない感じはするんですけど。それで、それもやはり火、木、日というような、やっぱり限定で搬出可能と、そういうことでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 チップについてもフェンスの中に置くと確かに委員おっしゃるとおり火・木・日のみの搬入ということとございまして。確かにそうすると欲しい方が自由に来れないということもあるので、フェンスの外に置いたらどうかというような声もあつたりし

たんですが、そうした場合、そこへチップ化したものを運ぶのがまた大変かなということもございまして、その辺はどうするか、またちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 業務委託料が123万円、実際に伐採した人が61万円、この管理人は今言うように火木土3日間のみですよね。そうするとバランスが、作業している人が二人でやって62万、火木土出てきて9時から3時まで。ちょっと費用のバランスがどうかなと思うんだけど、どうでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井生活環境係長 すみません。管理につきましてはシルバー人材センターへお願いをいたします。そうした場合に時給で1,321円、1日6時間、週3日で年間52週と考えるとだいたい130万円くらい。で、チップ化の作業につきましては民間というか個人の方へお願いをしております、どうもかつてはシルバーさんへお願いをしたりもしたようですが、やはりその経費的に高くつくということで個人の方へお願いをしまして、その分若干金額的には抑えられているかなというふうに思います。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長兼ゼロカーボン推進室長 今回のチップの週は毎週やっているわけでもない。作業を。特に冬場はほとんど今作業は動いていないという形にもなりますので、ちょっと日数的にはかなり。また1日やっているときもありますし半日しかやらないときもあるので、なかなかトータルとしてはちょっと計算しづらいところがあるというような状況でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 あくまでも時間給でいうとその管理する人と、時給は1,320円って言ったけど、ほぼ同じくらいのあれになるってということかね、毎日やらなんでもいいんだけどね、課長言うように。

○三井生活環境係長 そうですね、時間給で計算したことがないのであれですけど、バランス的に考えれば、議員おっしゃる通りのふうにはなってくると思いますが、先ほど課長からも説明あったとおり、やるタイミングだとかやる日も時間もばらばらなので、それ個人の裁量ということでお任せしているの、その分もこのシルバーの方へお願いをするよりは、安くというか、ということだと思います。

以上です。

○9番 青木委員 分かりました、私が言いたかったのは本来の業務のほうが63万円ぐらいで、管理のほうが金がかかっているというのはさ、バランスが取れないんじゃないかということでお伺いしたんだよ。分かりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あわせて意見もごございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。次に討論に入ります。討論ごございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第16号 令和5年度箕輪一般会計予算住民環境課に係わる分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

【住民環境課 終了】

2日目

午前9時 開会

⑤請願・陳情

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまより委員会審査を開始します。まず陳情を議題といたします。本日は請願団体より出席の依頼がありましたのでこれを許可いたしました。まず請願団体より陳情書の説明を求めます。

○金田陳情者 よろしくお願ひいたします。先に自己紹介をさせていただきますが、恐れ入ります。私のほうが上伊那医療生活協同組合のほうの労働組合の書記長なんですけれども、長野県医労連のほうの実行委員のほうを務めさせていただいております金田と申します。よろしくお願ひいたします。ごめんなさい。長野県医労連の執行委員のほうを務めさせていただいております。金田と申します。よろしくお願ひいたします。今日は上伊那民医連労働組合の委員長の伊藤のほうと一緒に伺いまして、現場の職員の状況というのは委員長のほうがよく把握しておりますので、ご説明させていただけたらということでお願ひをさせていただきます。お手元の資料等は以前も配付させていただいてあって、趣旨説明等についても、ちょっと固い文章にはなっておりますが、一応私たちの労働組合のほうで医療や介護・福祉の労働者でつくっている組合なんですけれども、非常に働く現場が大変ということでぜひ処遇改善ということでお願ひをしたい。今も今日の朝なんかでもニュースで、大企業のところの賃上げ等が労組の要求とおりの満額回答とかということで、国の制度のほうもやはり国民生活のためにも賃上げをということで、かなり今年の春闘は期待が高まっているところなんですけれども、私たち医療介護労働者のいわゆる賃金というものは、診療報酬とかどうしても介護報酬によって左右されてしまうものですから、やはりそのところでしつ

かり予算を組んでいただかないと、賃上げに結びつかないというところがあります。ぜひそういう状況を考慮していただいて、各自治体のほうからも処遇改善の要請を国のほうにお願いしていただけたらということで、長野県医労連のほうで昨年の秋から各自治体のほうにお願いをさせていただいている一環として、箕輪町議会にもこのような形でお願いをさせていただきます。今日は直接ご説明をいただく機会を与えていただいて本当にありがとうございます。現場のやっぱり状況をしっかりお聞きいただけるのは何よりかなと思いますので、委員長のほうから現場の介護労働者とか医療労働者の状況についてご説明をさせていただきます。

○伊藤陳情者 伊藤と申します。よろしくお願いいいたします。介護・医療現場のほうは本当に大変逼迫しております。普段の状況さえ職員不足といったところで、長年人員不足で大変苦勞しているところではあったんですけども、今回コロナという、感染的にリスクの大きい病気のはやったことによって、病院はもちろんですけど、今介護施設も本当に大変で、職員さんたちお休みも取れない中で頑張っているのが現状です。夜勤のところですけども、1人夜勤、小規模多機能とかグループホームとかは1人夜勤ということで、制度が改善をぜひ求めていきたいところではあるんですけども、私たちが働いていくのも大変ではあるんですが、やはり利用者様、患者様のところに直接ケアが行き届かない、ちょっと待っててねという言葉が毎日のように飛び交ってしまっている現状です。私は今グループホームに勤めておりますけれど、デイケアから療養と、私このお仕事始めてもう18年目になりますけれども、今までにない危機だと思っています。利用者さんからも忙しすぎて声がかけれないという現状もあります。グループホームは本当に今、特老化している現状がありまして、最後までお看取りをするケースが大変増えてきています。そういった中で、職員が夜勤のところ一人という形ですと、休憩も取れずに1人の方をケアしていると、もう1人ケアすることができませんので、もう一睡もしないまま朝を迎えております。自分がトイレに行く時間もないほど。自分がいなかったときに、やはりリスクも大変大きいので、現場は本当に逼迫している状態です。お給料のほうもなかなか年々やはり大変厳しい状態で、辞めていく職員も大勢います。新しい職員もなかなか入ってこなくて、今介護現場、医療現場のところでは、新しい人たちが入ってこられるようにということで、職場のほうでもいろんな対策をして、いろんな環境づくりをして頑張っているところではあるんですけど、大変制度的な課題が大きくてお給料面もそうですし、やはり利用料が上がってしまうといったところでは現場としては大変苦しい、利用者さんのところへお金が、請求になってしまうところ、大変苦しいところです。それが故に、ケアのところを充実させたいという思いでいるんですけども、大変厳しい現場がほとんどです。ぜひ、働く側もそうですし、利用していただくご本人、ご家族様の負担のところも考えていただきながら、自分たちがいずれそういうところにお世話になるんだよ、ということをおっしゃいますので、ぜひ暮らしの場、安全に医療生活できるように、介護現場のほうも含めてお願いをしていきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは説明が終わりましたので、陳情項目1番から4番について質疑を行いたいと思います。質疑ございますか。中村委員

○14番 中村委員 一人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすることって書いてありますけど、今でも大変厳しい中で、1人じゃなくて2人にするということになると、もっと厳しくなっちゃうんじゃないか、という考え方はないですか。

○伊藤陳情者 今本当に休憩も取れずに仮眠もできない状態でいますので、現場のところは大変厳しい状態です。利用者さんのところのやはりケアのところが一番響いてしまう部分、それから職員の健康面も長時間睡眠も取らずに働いているという過酷な状況がずっと続いておりますので、せめて休憩が取れるような形での配属をお願いしたいなと思っております。例えば1人というわけではなく、0.5でもいいですし、休憩の間交替できる仕組みをつくるとか、いろんな形でできるかなと思っておりますので、夜勤を今1人、現場のほうでは頑張っておりますけれども、制度のところのやはり見直しをしていただかないと、法人のほうと話し合ったときにも、制度上では特に違反になっていないという理由でやはり人を増やしてもらえませんので、現場は大変緊迫している中で、働く人たちがいなくなってしまう。ぜひ、そこの改善を求めたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 ちょっと勉強不足であれなんですけれど、配置基準を抜本的に見直して大幅に増員するにはどういうふうにしていったらいいっていうことでしょうか。

○伊藤陳情者 看護師も介護士もということですか。一応看護師の配置基準というのが診療報酬上定められていて、入院基本料とリンクしているところがあるんですが、最も手厚いとされる配置基準の7対1、患者7人に対して看護師1人でも、所定の通常のお休みをちゃんと取得したりとか夜勤の負担の軽減を図れるような勤務というのがなかなか組めないですし、今回の本当にコロナのようなところでパンデミックみたいな対応できるだけ余力がないということで、やはり介護とか特養とかでも入所者3人に対し職員1人の3対1とかいう場合でも、実際には基準を上回る配置をしていないときちっと余裕のあるというか、温かみのある介護はできない状況になっているということがありまして、やはり実態に即した配置基準というか、お願いしたいなというところなんです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 私も夜勤体制のところは分からなくてお聞きしたいんですけど、夜勤に就く方というのは昼間からずっと続けて夜勤に入るんですか。シフトが昼間休んだ方が夜配置されるとか、そういうことではなく。

○伊藤陳情者 今、介護現場はいろんな事業所がありまして、夜勤体制のところは現場によって時間も違いますし、今人手不足で午前中出勤をして、夜また夜勤で出ていくというケースが出てきています。もしくは朝帰れなくて、お昼まで勤務をしている、もしくは人手がないときはその日夜勤をしたまま半日勤務というような形で、その事業所によっては違うんですけども、人手不足によって生じている勤務体制というのが多々あるという現状です。

○金田陳情者 ちょっと補足しますけど、病院とか大きな老健とかですと、基本的にはうちの事業所だと2日連続勤務みたいな形になるんですけど、夕方4時くらいに入って、翌日の9時明けですか、だから約16時間の連続勤務なんですけれども、一応それ労働基準法では2日というふうにカウントをされて、月ごとの変形労働制というかですね、取っている中で、その中でちゃんと収まれば勤務時間の長い日であったとしても大丈夫という形の組み方になっていくかと思えます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 すると制度的にあるんだけど、人がいないからオーバーワークちゃうことですね。その原因は人がいないからということだね。(シフトが決められているんだけど、人手不足のためにオーバーワークになっているという現状、そういう意味で取っていい訳だね。基本的にはそういうことなんだね。分かりました。

○金田陳情者 ちょっとフォローなんですけれども、人手不足も当然そうなんですけれども、要は正規職員、夜勤ができる職員さんと、あとはやっぱり昼間しか働けないパートさんというのそのバランスがかなり崩れてきてしまっていて、いわゆる夜勤ができる職員が減ってきてしまっているという現状があります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 大きい病院も含めて、小さいところも含めて、1人夜勤というのは制度的に決められていると思うんですよ。何以上なら何人とか。それも現状はなかなかできない。制度の中で収まらないという意味ですよ、1人夜勤というのは。今7人と言ったけれども、その辺ちょっと分からないので教えてください。

○金田陳情者 基本的には病院、うちの病院も大きな病院ではありませんが、病棟とか老健とかは1人夜勤という形にはなってはいないです。そういう意味でいうと。入所者の方とか患者さんの数が多いので基本的に配置される(聴取不能)、ただ一応小規模の事業所ですよ。地域密着型のとか。そういうところが利用者さんとかも少ないのでどうしても職員の配置が少なくなって配置上は1人という形になってしまうと形になります。

○9番 青木委員 例えば生協病院なら、1人夜勤ということはないわけでしょう。その辺も教えてくださいよ。全然現場が分からないんで。夜勤は何人ですか。

○金田陳情者 病院のほうは1人夜勤はないです。ないです。グループホームとか小規模多機能という地域密着事業です。そこのところが利用者様9人なんですけれども、1人夜勤という形で、本来は休憩が取れるという形での夜勤になっているんですけども、1人なので夜勤が取れないですよ。休憩が。で、今先ほどもちょっとお話ししましたが、グループホームも大変重度化してきていまして、介護度4、5の方、大変見守り介助の人たちが増えてきているので、横になることが一切できない状態なんです。なので、本来はある程度認知症があっても、自分たちが生活ができる範囲の方たちをご利用してくださる、という仕組みの中でグループホームは本来はやっているんですけど、認知症の、本当に自分の名前も分からない、ご家族も分からない、トイレも分からない、中には本当に便を握っていても何だろう

これ、という人たちがばかりです。そういう人たちが大勢いらっしゃる中で、夜も地域密着事業ですので、お家の生活と同じ形で環境を整えて生活しているので、コール対応じゃないんです。用事のある方は鈴みたいになちょっとした音で呼んでくれる形を取っていますので、本当に静かな中でかすかな音を察知して、スタッフが飛んでいく形です。中にはご自分も分からない方が多いですので、トイレに行きたくても行けない。それを夜中に布団が動いただけでも飛んでいかなきゃいけない。布団が動いて、立った状態で転んでしまうという方たちが大勢いらっしゃいますので、そんな中で休憩は取れないんです。1人という配置自体が取れない環境となっていますので、そういったところが交替できる人員配置というのを望みたいと思っています。そういう中ではアクシデントも非常に増えていまして、アクシデントの対策を見ても、現場では少ない人数、休憩取れない中でどうやっていったらいいだろうというカンファレンスを毎回しておりますが、やはり人がいないということ、職員が足りないというところの原因というものが大変大きいと思います。

○9番 青木委員 そうしますと7人に1人ということだったんだけど、制度的にはそれでは5人に1人とかいえば2人体制になる可能性のあるということですね。そういうこととも違うんですか。今7人に1人なら今1人なんだけれど、5人の制度あるいは4人の制度になりゃあ2人になると、そういう意味でいいの、制度を変えれば。

○金田陳情者 そうですね。何人に対して1人という、考え方のところが大変難しいところかなと思っております。夜勤時間帯で休憩が取れる仕組み、というふうな考え方にしてもらえないかなと思ってます。3人だろうが4人だろうが、そういう利用者さんが3人いれば取れないんです。人数じゃないんです、現場ってやはり。なので、交替できる要員という形での改善が何か考えられないかなと思っているんですが。

○9番 青木委員 なぜそんなことを聞くかという、制度があるもので、そうすると現場っていろいろあるじゃないですか。上から改善しようとしたときに、基になるのは制度だと思うんですよ。そうすると今7人に1人の体制なら、4人に1人なら人を増やせるんじゃないかとかね。それを改善要項としていけばすっきりなるということ。だから、生協病院さんの体制と、それからグループホームの少人数と違うじゃないですか、聞いてても。だから、基準となるものがないと、やっぱり国の制度だから、私はその辺が、改善するなら、そうしたら7人のほうを4人にしてくださいとか、そういう訴え方のほうがいいと思うんだけどね。どうですか。

○伊藤陳情者 そうですね、小規模多機能グループホームは私たちの医療生協だけじゃなくて、多くの現場からそういう声が上がっていますので、確かに。

○9番 青木委員 一口になぜかという、規模が全然大きいところから小さいところ、それで一緒くたに出しても分かんないと思うんだよね。例えば伊那の中央病院みたいにちゃんと守られているところもあれば、今大変なところ現場もあるもので。そうするとその違いは何かということになると、やっぱり制度ですよ。そこをいじらないと変わっていかないと思う。

○伊藤陳情者 お手元にお配りした資料の中に入っているかどうかなんですが、やはり医労連のほうも各事業所とかその施設の形態によって、介護施設の1人夜勤の実態というのを把握してまして、やはりグループホームや小規模多機能型では100%1人夜勤ということなので、その施設の形態に応じた配置というものをやっぱり見直してもらおうという柔軟さが必要かなというふうには思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○1番 入杉委員 最初に昨年の暮れ、母が大変お世話になりまして、ありがとうございます。地域包括で自宅での見守りが実現できまして、母も私も大変感謝いたしております。その中で二つほどお伺いしたいのですが、今青木委員からもお尋ねがありましたけれども、要するに制度を整えたとしても、マンパワーがなければそれに対応できない現実があると思うんです。それは地域に適正な施設の数なのかどうか、ということもあるかと思うんです。ですから、制度が先なのか人員確保が先なのか、鶏と卵みたいな表現で失礼ですが、私も娘が介護施設で勤務してまして、やはりこの1人夜勤を体験して、しかも子どもが学校に上がった時点でもう本当に強制的に1人夜勤を勧められちゃって、本当に泣きながら勤務しておりましたけれど。そんなことを考えたときに、そうすると本当に私が思いますのは、制度が先なのかマンパワー確保が先なのかって、同時にできればなおよろしいんですけど、今本当にどんな企業、職業の現場も人手不足でいる中で、保育士さんも足りない看護師さんも足りない、みんな足りないという状況で、そこが何か私は一番ネックになるんじゃないかなというふうに思うんです。ちょっとこの陳情の内容がぼやけているというか、どこに焦点を当てたらいいのかというところが、私は重要なんじゃないかなというふうにこの陳情書をね、読ませていただいたときに、あれもこれも要求するのではなくてというところが、私には少し気になったところです。

○伊藤陳情者 ありがとうございます。こちらとしては、医労連としてはですが、多職種があるものですから、看護師さんから介護士さんから。現状のところやっぱり職員とか働く人たちの思いとかをできるだけくみ上げて、それを制度改善に結びつけたいということで、おっしゃるとおりちょっとかなり欲張りな陳情にはなっていることは事実というか、否定できないと思います。なので、こちらとしてはできるだけ共感いただくところ、ご理解いただくところに絞り込んだ形でも十分構いませんので、一応地域のね、やっぱり介護や医療を支える職員の少しでも処遇改善を進めていただくことが、結局そこにお住まいになっていらっしゃる皆さんの老後の安心というかね、実際には。それは当然、若い方にとっても介護しないといけないご両親とかそういう世代をお持ちの方にしてみれば、自分たちの働く条件をやっぱり維持するためにもそういう引受先の施設は当然必要となってきますので、そういう意味でご理解いただいて、ご理解いただいた範囲で、こちら案として上げさせていただいておりますので、文面を直しいただいて上げていただくこともお願いできればというふうには思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 ですからそういった意味で、例えば2番は介護の現場、介護の内容ですよね。ですけれども、3番は感染症の現場、コロナ対応というか、ですのでこれ両方をとるのはちょっと引っかけたんです、私的には。

○伊藤陳情者 介護現場のところでは、建物はあるんですけれども、うちの今のなないろもそうですが、本来グループホーム、二つのユニットでやっていたんですけれども、スタッフがいないことで一つ閉めています。生協ばかりでなく、ほかの事業所も建物や設備はあるんですけども、職員がいないことでそこが開所できないというところも多いのが現状だと思います。先ほどの大変勉強になるところをご意見いただいたので、今後も検討していきたいと思いますが、働く職員もやはりまず増やしていくこと、それを増やすには制度も一緒に含めた中で、働き方改革のところを進めないで、やはり人は入ってきませんし、人が入ってこなければ事業所を開けることもできませんし、人がいなければ受けることができないんです。ですので、ケアの内容がもう今、最低限といったところで、絞らざるを得ない現状になっていて、悪い環境が巡ってしまっているというのが現状だということを、少しお伝えしていきたいなと思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 本当にコロナ禍の中での介護とかそういう現場を、ニュースで聞いたりする範囲ですけれども、お聞きしてたので、本当に大変だなと思ってそこを乗り越えてやると、少し落ち着いてきたところなんですけれども、落ち着いてくると、少し医療現場とか介護のほうも楽になってくるので、いいかなとは思いますが、今後もし5類になったときの予想できる様子もお聞きしたいことと、もう一つ、1年か1年半くらい前に介護現場の職員さんの処遇改善のために、職員さん当たり1万円の昇給をしたことがありますよね、施設を通してそこへ、職員さんに行くようにということは一過性のものだったのか、その後毎月行っているのか、処遇改善はされていたはずなんですけど。どうなんでしょうか。

○金田陳情者 去年、岸田首相のほうから1人当たり9,000円の手当てを支給するといった政策のことですか。事業所によって対応が異なっております。うちの病院というか上伊那医療生協の場合は、一応定期昇給はあります。毎年、5千円から6千円ぐらいの。この間もずっと介護職員の処遇改善というのは、そういう加算というのはずっと行われてきてまして、介護事業所の中には定期昇給もないところも、かなり小規模のところ含めてあるということで、一応要件に対して、例えばうちの法人の場合は既に定期昇給によって処遇改善の要件は満たしている、というふうな評価をいただいているんですよね。そうすると、実際のところはもうそこで定期昇給で渡っているのもということで、処遇改善の加算を法人としては申請してもらっているんですけれども、実際に個々の職員に対して今回の手当だよという形で支給されるような仕組みには、うちの法人はなっていません。ただ、定期昇給のない事業所を中心に、今回の手当を企業のところでは手当として支給するところもありますし、それは各事業所によって、範囲ですよね、本当に介護職だけではなくて、その事業所のケアマネさんとか事務の人にも対象にしているとか、そういう配慮が認められていますの

で、そのあたりによって対応が異なっているかなと思います。

○3番 釜屋委員 その現場において、それぞれが違う中で、同じ処遇改善のためにされたその補助制度というか、こういうふうな制度が見えないというご意見もあったりして。その辺が働く人の気持ちの上でのやりがいというのに続くかどうかということが、やはり施設側の問題もあるんだなと思われれます。だから、政府とすればそういうこともやっていますよ、ということで一つはね。それで人員確保につながればということの基にそういうことがされていると思うんだよね。だから、その辺のところも全くやってないということに取られると、取り方が違うかなというふうに思うんですね。それともう一つ、陳情項目の中の4番目の医療現場と介護現場と、また患者様の立場もみんな入っているので、ここのところ、患者、利用者の負担軽減というところが本当にそぐわないような気がしておりますが、どんなふうに皆さんが考えるか、ちょっとまたお聞きしたい。

○金田陳情者 ありがとうございます。先ほどの改善のことなんですが、今回そのような形で手当が支給されるということが、進んだというのはやっぱりそれは現場の思いを受け止めていただいているということの表れということで前向きに受け止めてもいるんですけれども、お手元の資料にあるかどうかですけれども、介護職員自体の給与水準というものが他業種に比べて、やはり平均して月収で7万円ぐらい違ってくるといって形になってはいますので、そうするとやっぱり長い人生、30年、40年働き続けて、それでまた年金額にも反映されるわけですよ。そうすると、本当にやりがいというか、ある仕事ではあるんだけど、やっぱり本当にその職業についてそれをやり通すことができるのかというところで、やっぱり皆さん、悩まれる方も多いでしょうし、離職される方も多いと思うので、そういう意味では少しずつ改善が進んでいるということはありがたいことですが、もう少し進めていただくほうが、先々に少子化の社会の中で介護職とか医療職というものをきちんと確保していくということがとても大切だなと思っています。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 陳情項目でね、人員確保のためケア労働者賃上げを支援する。ここは私はいいいと思うんですよ。今言うように7万円差があるんで、これを大幅に見直して、皆さんがね日本で働く女性の平均給与ぐらいは上げてほしいというのでしょうか。今言っているのは。だから7万円も差がありやね、大いにこれ賃上げしてもらって結構だと思うんだよね。1番は。それからね2番目はね、人手不足と言っているけれど、人手不足は今後どの業界もあるんですよ。医療・介護じゃなくて。実は箕輪町でも知っている建設会社がもう年内で閉じるとかね。人手不足のために建設会社が。それから人でいうと、例えばあそこのココスって行って喫茶店があるけど、2人でやっているんですよ。それでロボットがこう走ってね。この間、ロボット変えたから、従業員何人でやっているのって言ったら、2人でやっている。つまり人手不足なんていうのは、業界問わずみんなそうなんです。だから医療現場もそうだけれど、人手不足はみんな全て日本中がそうだから、あまりそこは言わなくて、もう賃上げがほしいと。人確保するため上げてよと。それで私はいいいと思っている。3番目は、公

的病院を拡充強化しとある。私も1か月、中央病院にベッドで横になっていたけれど、これはぼけちゃう。そういうことも言う。皆さんが小さなホームのあれを絞ったほうがいいと思う。だから伊那中央病院の公的病院の拡充なんていうことはこれ言わなくて、保健所も常設なんて言わなくて、もう絞っちゃう。それから患者利用者の軽減負担、これもうんと曖昧。よく分かんない。だからこれも削除。要は人手確保のために賃金上げてよ。そのほうがすっきりする。聞いてて。介護現場は苦しいと、小さいところ。そういうふうには絞ったらどうですか。私の意見はそう。これちょっとぼけちゃう。うんと大きいところの病院もあれば、全く小さいところもある。どうですか、という私の意見です。

○金田陳情者 ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 私のほうからも二、三ちょっとお尋ねしたいことが、よろしいですか。陳情項目の中で1番2番について、法人側との話合いを持たれたということなんですけれども、その回答の状況というのはどうだったのかというのが1点と、あとこの配置基準ですよ。この見直しを求めているんですけれども、もし配置基準を満たさない病院というのが出てきた場合はどうなるのか。というのは、例えば今ちょっと調べたら、患者16人に対し医師1名という配置基準を、例えば8名に対し医師1名配置しなさいという基準に、基準を見直しましたというときに確保できるのかと。確保できなかった場合、配置基準を満たさない病院というのはどういう扱いになるのか、それが2点目です。配置基準と、あと法人との話合いで、要は制度がこうなっているから対応できないという話だったんですけど、制度を変えれば医師、看護師、介護士というのは増やす用意があるという意味合いなのかどうかという。あとやっぱり4番の患者利用者の負担を軽減するという、この具体的な内容がちょっと分からないので。要は負担っていうのはいろいろあって交通、足の問題であったりとか、多分この保険料の軽減と書いてあるんで、恐らく保険料減額してほしいということだと思うんですけど、もしそうであれば、4番は保険料の減額というふうに入れてもらったほうがいいと思うんですけど。それはちょっと先ほど委員さんが質問したんであれですけど。1点はその法人側の回答と、2点目のその配置基準を見直した結果、人員が確保できなかった場合の病院の対応というのはどうなるのか。ちょっと教えていただければと思うんです。

○金田陳情者 すみません。配置基準、例えば病院の関係だと思うんですけども、現にそういうところも出てきてるかもしれないんですが、（要は届出をしているベッド数というのがあると思うんですけども、そのベッド数を減らすという形で対応していくことも一つあるのかなというふうには思います。というか、そうすると結局、一応地域のニーズに合わせてその病院のベッド数というのが決められてきているところがあると思うんです。配置基準を満たせないからということで一応ベッド数を絞ると、やっぱり受け入れられる患者さんも減ってしまうという形になるかなと思います。法人との考え方ということなんですけど、一応法人としてはその配置基準に応じて、例えば介護報酬とか診療報酬上のいわゆる収入に依拠して経営を行っているものですから、そこのところで、しかもそれでないと経営が

成り立たない、もらうお金でそれでやっとなりぎり回しているところなので、それを上回るということになると、ある意味法人側の持ち出しというか、別の原資を用意してそこでやっていかなきゃいけないということが今の仕組みとしてはかなり難しいというんですかね、ところがあるので、法人としてはやはり配置基準に基本的には従って、現場の現状も分からないわけではないけれども、それより人員等をプラスするだけの経営的余裕がないというのが今回の説明です。なので、その点については法人も労組も一緒になって、国とか自治体とかに対してもう少しそういう意味で処遇改善の契機につながるものを配慮をしてほしいという訴えをしていきたいと思いますというところになるんだと思うんです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ということは、要は配置基準を見直して例えばお医者さんの配置、例えば8人に1人とした場合、上伊那の場合はもうお医者さんの確保ってもうめちゃくちゃ難しいということで、配置基準を満たさないということになれば要は病床を減らして対応という形になるということですよ。そういう弊害も出てくるということですね。青木委員

○9番 青木委員 結局ね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 先、入杉さんが先手を挙げました。一応順番で行きます。ちゃんと指しますから。じゃあ入杉委員

○13番 入杉委員 でもちょっと関連なら。私ちょっと違うので内容が。

○9番 青木委員 やはり制度的な問題だと思うんですよ、私は。だから、今委員長言ったように。診療報酬にしても国の基準で、現場としては何、普通のあれなら利益になるんだから給料払うんだけど、制度の中であるもので、要は制度の見直しということを訴えたほうがいいと思うんですよ。そうすると、医療現場、医者も足りないとか、今言うように看護師も足りないとかそういう問題は全ては制度。だから賃金を上げるにしても、制度をいじらないと賃上げも私は思うにできないと思うんだよね。そこに絞ったほうがいいと思う。医療現場って上から下までうんと幅広いじゃないですか。そんなこと言ってみても、みんな分かっているんですよ。大変だなということは。だから、ぜひもう医者を増やしてほしいとか、看護師を増やしてほしいとかは国の制度だから、それから賃金を上げるのも国の制度だから。そこを重点にしたほうがいいと私は思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 何かありますか、答弁。どうですかね。

○金田陳情者 ありがとうございます。おっしゃられること、大変ごもつともというふうには受け止めております。特に1のところだと思うんです。安心・安全の医療・介護の実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直しというのが、趣旨としては制度を変えて配置基準を見直してほしいと。おっしゃられたとおり、安定した人員確保のためにはまず賃上げを支援していただけるようなやっぱり財政的な措置をお願いしたいという。で賃上げをしてもらえれば、介護人材も少しは増えていきますし、全体1人夜勤も減らすような形にも出てくるかもしれないとかっていう、そのとおりなんです。ちょっともう少しこちらの文面もそういう意味でいうと、1のところを制度をまずとにかく改善してほし

いということを行っている趣旨なんですけれども、文言によってはちょっとぼけてしまっているところもあるかなというふうには思いますので、そのあたりは先ほども申し上げたとおりに、あくまでもこれ案という形ですので、本当にどのような形でご理解いただいた範囲でももし意見書を上げていただくことができるならば、本当にそれだけでも大きな力になりますので、そういう形でご検討いただければありがたいなという。あと、患者利用者さんの負担を軽減することというのは、本当に保険料のこともありますし、実際に今回、高齢者の方の窓口割合を増やすという、社会保障の問題は若い世代の負担のことも考えて、本当に総合的に考えなければいけない大変難しい問題ではあるんですが、ただやはり現実、医療費と薬価と窓口で2倍になるということに対して、非常に生活にこたえると。特に今物価高騰という意味でもお金がかかるときになってしまっていますので、そういうご意見もお聞きしています。やはり人生100年時代と言われている中で、安心した老後を過ごしていただくために、やっぱりもう少しより細かなとか、やっぱり負担増にしてみてもそういったところを検討していただきたいという思いで多分こういう文章に上げさせていただいているという、趣旨だけはちょっとご理解いただければと思いますので、申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 重ねてあれになるかもしれませんが、この陳情書の最初のタイトルといいますか、介護実現の安心・安全の介護の実現のためという文言になっておりますし、それからコロナが第5類に変わりました、そして世の中もそんな状況になって落ち着いた状況になっているので、やはり私は新たな感染症の発生があるまではこの3番の文言は入れないほうがぼけないかなというふうに。ちょっと医労連のほうがどのようなご要求で、この陳情になっているのかちょっと分かりませんが、私的には1番、2番に集中すれば賛成できるかなという今気持ちでありますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○金田陳情者 ありがとうございます。今後の推移という中でなんとも分からないとか、コロナ自体が収束したとしてもまた別個の感染症が発生する可能性があるかなというところと、あと現実問題として、今のオミクロン株が比較的軽症でそれほど重症者というかが出なくて済んでいたというところもあるかと思えます。昨年のデルタ株のときですかね、現実問題としてやっぱり受入れできる病床数が少なかったりとか、保健所のほうも手が回らなくて自宅で手遅れで亡くなられた若い方とかもいらっしゃるという、一つ一つの命の尊さというかに思いを、私たち医療者としては救える命が救えなかったという思いがやっぱり心の中には強く残っているんですね。現場としてもやはり。そういう思いの中で、もう少しやっぱり公立病院とか保健所機能というものがもう少しその段階で機能して、もう十分頑張って、現場の保健所の皆さん頑張ってくださいと思うんだけど、してあればもう少し1人でも2人でも救える命が救えたんじゃないかというような思いがあって、多分この3の項目は残させていただいているのかなというふうには思います。医労連としてはそういう思いで上げさせていただいた要望であるということを一応加味させていただいた上

で、委員会の方で審議していただいてまとまったところを出していただければそれでありがたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 その陳情書の題目が人員増と処遇改善ということなので、ここが一番訴えたい眼目だと思うんです。その人員増で先ほどの配置基準についてなんですけども、介護だったんだけど、要は何人に対して1人、医者だったら16人に対し1名で、それを患者8名に対し1名とか例えば配置基準を見直した結果、医師が確保できなかった場合、病床を減らす。これはもうしょうがないよねというのが、病床は減らすのはやむを得ないというのは、組合としてはやっぱり一つの方向性でまとまっていると理解していいですか。配置基準の見直すことはいいと思うんですよ。結果、医師が確保できるのはまた別問題になってくるので、確保できなかった場合、先ほど病床を減らすということだったので、そこがちょっとね僕の中で理解が。要は配置基準を見直しました。もう病床を減らさざるを得ないという中で、それは組合としてはそれでもやっぱり配置基準を見直してほしいという内容でよかったか、確認なんですけれども。

○金田陳情者 すみません。恐らくセットというかリンクしているということで、こちらとしてはお願いをさせていただいているというふうには思うんですよね。その配置基準を現状として、当然医師と看護師と介護職員というか、やっぱり地域性がある、特にこれ地域、長野県とかの医師体制の非常に厳しいところについてはちょっと一概には言えないところも多分にあると思うんですよね。その配置基準自体は全国统一のところがあったりとかするので、なのでちょっとこれは長野県医労連として上げさせていただいているものですから、個別のところではどちらかというと、比重的には看護師とか介護職員の処遇改善を大きく求めたいというところが率直なところではあるので、医師体制の配置基準のところにあまり無理を言って地域のニーズに応えられないということの想定は全然しておりません。ただ一応対象としては医療職ということでここに医師とは上がってはおりますが、やはりそこはちょっとこちらの説明不足というか、伝え方不足もあるとは思いますが、その医師体制の配置基準を絞り込んで大幅な病床の削減を来すようなことというのは、将来的に実際にそうすると結局職を失ってしまう可能性が場合によっては出てきたりしますので、看護師とか介護職というかがね。そういうことを想定しているわけではなくて、やはりもう少し安心・安全というリスクを回避するような形の配置基準を見直してもらって、その分のいわゆるその診療報酬、介護報酬の上澄みとか、そうした上で人員確保と賃上げをリンクするような形をお願いしたいというちょっと希望は希望なんですけど、そういうことで上げさせていただいているというふうにご理解いただけるとありがたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 私も伊那中央病院の中央行政組合というのが運営するその議会があるんですけども、その議員として派遣されていて、毎年のように医師については増やすように増やすようにという、取組はどういう取組をしているんだというのを質問して、中央病院も人員確保を何とかしたい。ただなかなか難しいということがあるので、要は配置基準を見直したときに要はなかなか集まらないぞというのが現実的なところで。

そうなる就先ほどの病床を減らすとかになってくるというのがちょっと懸念されたもので、最初にちょっとお尋ねしたんです。要は処遇改善がやっぱり最優先というか処遇改善する中で、これだったら業界に入ってきたいなということで、人員が増えていくという順番なのかなという印象を受けましたけども、ちょっとその点はお尋ねさせていただきました。

青木委員

○9番 青木委員 最後、最後。この文面の中で今委員長が言ったとおり、うんとぼけているんですよ。皆さん方が言っている内容とこの文面はちょっと違うんだよね。例えば、新たな感染症に備えるため平時から必要な人員確保を国で責任を行い対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充の機能を強く求めます。これはいいんだけど、皆さん方は今2人聞いている現場のあれが、素直に訴えたほうがいい。こういうことはやっぱり（聴取不能）国のあれだと今委員長言ったように難しい問題じゃん。だから皆さん方の生の声が伝わるような文面のほうが、私は訴えられると思う。本当に現場が大変だから、医療制度の見直しで賃金を上げてよ。そういう書き方にすればさ、いいじゃん、それは大変なもので拍手だよとなるけれど、公的病院の拡充などの言っちゃうと、うんと幅が広がっちゃって、皆さんの訴えと違うとこだと思う。これは、文面が、どう。

○金田陳情者 はい、ありがとうございます。ちょっとここまで率直に申し上げてどうかというところはあるんですけども、長野県医労連が、私たちは民医連労働組合なんですけど、厚生連とか赤十字とか、あるいは国立病院系の労組と全部入った労働組合になっております。なので、どうしてもやはり公的病院としての役割を任されている日赤さんとか厚生連さんが今非常に（聴取不能）の削減ということを強く求められたりとかしておりまして、見直しとかも含めて、地域医療をこれで守り切れるのかという思いも強くあり、そういう労組も一緒になっている医労連なので、この文言を、やはり構成団体の関係上、入れないわけにはいかないというちょっと内部事情もございまして。

○・・・（聴取不能）ところと（聴取不能）のね（聴取不能）している。

○金田陳情者 そうです。そこは申し訳ないですね。本当にちょっとこんなのを言っちゃいけないかもしれないんですけど。申し訳ありません。なので本当にあくまでもご理解いただく範囲で、これは案としてこちらとしてはご提示させていただいているものなので、ご検討いただくことをお願いするしかないのかなというところで、申し訳ありません。すみません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 先ほどもお伺いしたように、建前と本音があるところが垣間見えちゃったんですけど、この陳情書をこれから検討するに当たりまして、ご要求のとおりにしたほうがいいのか、それとも本音のほうだけを要求したほうがいいのか。そこが非常に迷うところです。

○3番 釜屋委員 今日質疑の場で質問だもんでさ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それは答えづらいんじゃないですか。

○13番 入杉委員 いや分かっているんだけど、そこを聞いとかなければ、討論になれな

いじゃん。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 協議会に切り替えますか。答弁あれば、どうぞ。

○伊藤陳情者 私は労働組合の委員長なんですけれども、率直に申しますと、やはり医療現場、介護現場、これから職員さん本当に今減ってきている状態で、ただ地域密着事業はこれから在宅で、私も母を3年前に亡くして、在宅で看取りながら仕事もしながら、孫も見ながら、という中で働いてきたんですが、やはりお家で最期を迎えたいという方が非常に多いです。ご家族さんも働かなければならない現状がある中で、やはりこの事業はとても大事な事業だと思いますし、国でもお家に帰って、一緒に暮らしていくというスタイルを勧めていると思うんです。それを守っていくためにも、やはり介護職、医療現場といったところの働き手、をとにかく私としては仲間を減らしたくないという思いが第一です。一緒に、大変、亡くなっている方たちを見ますと、もう少し人がいたらなって、それが全てです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○10番 唐澤委員 お忙しい中お越しいただいて、長くなって申し訳ないと思うんですが、先ほども話をちょっと触れられてましたけどね、やはり私たちの中、まさに命に関わる部分で、今回のコロナの中でも命を守り切れなかったという思いがあった、人の命を救えなかったという思いがあるということ、本当に私も大事だと思います。我々いろいろ考えなければいけない優先順位があるんですけど、やはりこの命に関わる部分については非常に優先順位が高いと思っていますんですけど、最後のほうで私としては、守れなかったというか、じくじたる思いというか、その辺の思いを現場の思いを、あと補足的にあれば述べていただければありがたいなと思います。

○伊藤陳情者 あと、すみません、処遇改善のところ、介護職のところですけども、働く場所によって、病院だとそこが対応にならないとか、そういう制度になっています。介護職の仕事って病院でも介護現場でもどこでもみんな同じ仕事をしています。そういった中で、働く場所によって、せつかく国で設けていただいた処遇のところ、各現場に下りてこないという部分が非常にこの間も大きかったので、もちろん法人のところでのかなりもあるとは思いますが、制度を改善していく中では、ぜひ職種によって、場所によって、働く場所によって違ってくるところはなるべく格差が出ないような形でお願いしたいと思いますし、働く現場によって7万円も10万円も違えば、やはり地域密着で働くには厳しくなってきますので、そういった意味で、なるべく平等な形で処遇の改善が行ってもらえるような制度にしていってもらえるといいかなと思います。実際、生協でも病院で働いている2階、4階の介護スタッフには今回の9,000円のほうではない、その前に出た処遇改善のほうも出てなくて、年間にすると大きく違う額がありまして、病院の介護職では働きたくないという声もあります。それから地域密着事業のところでは、先ほども労働条件的には休憩も取れない中で、でも拘束（聴取不能）同じ時間で働いている。先ほども言いましたが、本来では特老状態にならない形でのグループホームの新設だったけれども、やはり重度的な部分での介助も増えているという中では、お給料と見合わない形での中身といった事業

も非常に多くなってきている。ただ、お年寄りも増えている中ですので、皆さん本当に利用者さん、患者さんたちのことを思うと、頑張ってるしかないという思いで一生懸命働いているのが現状です。ぜひ、その中身と見合ったお給料だったり、処遇改善のところを私としては一番求めたいところではあります。よろしくお願ひいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。では、質疑を終了して、一旦協議会に切り替えます。

【請願・陳情 延会】

⑥文化スポーツ課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)文化スポーツ課に関わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)文化スポーツ課に係る部分について、担当の係長のほうからご説明させていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館係長 それではよろしくお願ひいたします。図書館に関する部分の補正予算となります。ページでございますが、33ページをご覧ください。歳出でございますが、中ほどでございますが、1075図書館管理費18の1、負担金の補正予算となります。長野県市町村共同電子図書館の電子書籍の購入負担金を9万9,000円減額するものでございます。この内容でございますが、この8月に稼働を始めました長野県と全市町村で運営をいたします電子図書館の書籍の購入を行うための負担金でございます。当初、全体で800万円、箕輪町の負担金はそのうち9万9,000円であったものでございますが、令和4年度につきましては、長野県市町村振興協会の宝くじ助成金を受けることができたため、この負担金800万円が支出しなくてもいいということになりました。したがって、9万9,000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 併せて、ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)文化スポーツ課に関わる部分を、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算文化スポーツ課に係る部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算文化スポーツ課に関するものにつきましてご説明を申し上げます。緑色の表紙箕輪町予算に関する説明書にてご説明をさせていただきます。歳入につきましては、課長の私から一括してご説明申し上げます、その後歳出につきましては担当係ごとご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは説明書17ページをお開きください。15款 使用料及び手数料でございます。10目 教育使用料でございますが、01節の社会教育施設使用料につきましては、文化センター使用料から次ページの屋外体育施設照明使用料まででございます。そのうち03、04、05、06と使用料の合計が73万円ということございまして、ページをめくっていただいた02 保健体育施設使用料につきましては、613万円でございます。ページをおめくりいただきまして一般20ページでございます。2項2目 国庫補助金の総務費国庫補助金の中の01節 総務費補助金でございます。こちらの中もページをまたぎますが、21ページ1段落目の一番最後になりますが、1090文化センター管理費の中に5,508万7,000円の歳入を見込んでございます。こちらにつきましては、ゼロカーボン、脱炭素の再エネ交付金の中に入っておりますので、文化センターにゼロカーボン関係の太陽光パネルや蓄電池を入れるものの財源となっております。ページをおめくりいただきまして、22ページでございます。16款 国庫支出金の中の10目 教育費国庫支出金04節 社会教育費補助金の中の最下段になりますが、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金1,807万円、博物館の管理費ということで、こちらについてはアスベスト除去に充当する補助金となっております。ページを数ページをおめくりいただきまして、27ページでございます。18款の財産収入でございます。1項1目 財産貸付収入の中の1節 土地・建物貸付収入でございます。これにつきましては、例年どおり松島コミュニティセンターの公共用地の貸付収入ということで33万円を受けるものでございます。2目 利子及び配当金、1節 基金運用収入でございます。こちらにつきましても、④図書館の基金積立ての利子分の運用収入ということで3万円を見ているところでございます。ページのほうをめくっていただき、お進みいただき、30ページでございます。20款の繰入金の中の2項8目 生涯学習まちづくり基金繰入金としまして40万円、保健体育総務費のほうに繰り入れるものでございます。これにつきましては、フェンシングの全国大会の経費となっているところでございます。18目 ふるさと応援基金繰入金としましては最下段になりますけれども、1072博物館の管理費としまして800万円、こちらの応援基金はふるさと納税の関係の割振りということで、財政当局のほうでこのような割振りをされ、博物館の工事費に充当するものでございます。ページをお進みいただきまして33ページになります。22款 諸収入でございます。5項1目 雑入の中の03 複写機使用料でございます。こちらにつきましては、博物館、図書館、文化セン

ターのコピー機の一般の方からの使用料の収入で、3施設合わせて8万7,000円を見込んでいます。なお博物館につきましては、来年から工事等にかかってまいりますので、博物館に関するこういった収入の一部もの、前年対比にしますと若干減といったところも加味をさせていただいているところがございます。ページをおめくりいただき、34ページでございます。09 雇用保険料の本人負担分ということで、ページをまたぎますが、35ページ2行目の1060 社会教育総務費から、下から二つ目の1093 保健体育総務費までが、当課の会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分で、トータル14万2,000円を見込んでございます。その下段になりますが、文化センター自主事業の入場料としまして、チケット売上代等で180万円の収入を見込んでございます。20節 雑入の中でございますが、02 自動販売機電気料としまして、文化センター、地域交流センター、それとながたドームにある屋内体育施設の自動販売機の電気料業者負担分ということで合わせて18万3,000円を見込んでいます。09 各種冊子売捌代でございますが、博物館のほうで2万円、それから不用物品の売却代ということで、解体工事等に伴う搬出の際に鉄くず等売上になるものにつきましては、1万円の収入を見ているところがございます。ページをおめくりいただき、進んでいただきますが、39ページになります。22款 諸収入でございます。こちらにつきましては、1070 青少年健全育成費から最下段までのみのわナイトウォーク参加者負担金までの部分でございます。こちらにつきまして、1,111万円の歳入を受けるものでございまして、その中の主なものとしましては、ナイトウォーク t o t o 助成を引き続きお願いをしたいということで、申請を出して収入を見込んでいるものでございます。ページをお進みいただきます。41ページをお開きください。23款 町債の部分でございます。1項10目 教育債の部分でございます。06節 社会教育施設整備事業債としまして、文化センターの冷暖房の機械の更新等に係る起債の関係3億2,540万円、それから郷土博物館のリニューアルに関する、長寿命化等に関する起債として2億6,670万円、下段になりますが、7節 体育施設整備事業債としまして1億5,300万円を計上させていただくところがございます。体育施設につきましては町民体育館の設計業務委託、それから番場原運動公園の照明施設LED化等に伴うものでございます。歳入につきましては以上となります。歳出につきましては随時担当からご説明申し上げます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 生涯学習係に関する説明をさせていただきます。150ページの下段からになります。社会教育費の関係で、1060 社会教育総務費でございます。主に増減等あるところにつきまして説明をさせていただきます。

まず最初の01 報酬の関係でございます。03 非常勤職員報酬でございますが、会計年度任用職員の報酬でございます。これにつきましては例年1名分でございますが、新年度は2名分ということで381万円を計上してございます。02 の給料以下、共済費までにつきましては、一般職員、それと会計年度任用職員の給料、手当等になりますので省かせていただきます。07 の報償費の関係でございます。報奨金の関係でございますけれども、一番下の文

化芸術大会出場者激励金でございます。昨年度までは3万円計上させていただきましたが、結構、利用者が多いということがございまして、5万円計上させていただきました。内訳としましては、個人分1万円を3人分、団体2万円を1組分ということでございます。あと、その下の旅費でございます。普通職員の旅費でございます。これにつきましては、関東甲信越への社会教育大会に会長が出席してもらうための普通旅費を計上し2万3,000円でございます。その下でございます。需用費の関係で消耗品でございますが、成人式の抗原検査キットを49万5,000円ほど計上させていただきます。これにつきましては、一応5月にコロナの基準が変わるということもございまして、まだ感染対策が必要ということもございまして、一応計上させていただいたところでございます。その下の13 使用料及び賃借料の関係でございますが、公用車のリース料として16万7,000円。これにつきましてはちょうど4月から6月までの3か月分でリース料が満了するというので、昨年度よりも低くなってございます。代わりですが、それに関連しますがその下の備品購入費というところがございます。リースが明けるということで、現在乗っているキャラバン、バンの自動車でございますが、それを買い取るという形で備品購入費として100万円を計上してございます。その下の18の負担金、補助金及び交付金関係でございます。下の03 交付金としまして、新たに信州室内オーケストラの事業交付金ということで、100万円を新たに計上したものでございます。社会教育総務費の関係につきましては、合わせて3,654万1,000円で、昨年度対比として440万4,000円の減となっております。おめぐりいただきまして152ページ、一番上でございます。1061の人権教育費の関係でございますが、報酬としまして非常勤職員の報酬、人権尊重まちづくり審議会の報酬ということで、昨年と変わってございません。

以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○原公民館主事 続きまして、公民館管理費に関する説明のほうをさせていただきます。項は06で目は02の1065の公民館管理費になります。前年度2,807万7,000円に対して、今年度は2,688万4,000円計上させていただきます。119万3,000円の減となっております。1065の公民館管理費について説明させていただきます。01の報酬に関しては、今年度、非常勤職員等の報酬としまして621万円を計上させていただいております。02の給与に関しましては、一般職員給与としまして394万7,000円を計上させていただいております。03の職員手当等になりますが、こちらも例年とおりの形になります。職員等の異動等がありましてちょっと減となっておりますが、417万2,000円計上させていただいております。04の共済費に関しましては、247万8,000円計上させていただいております。08の旅費に関しては、27万8,000円計上させていただいておりますが、今年度なんです、2年に1度の公民館運営審議会委員研修視察がありまして、前年度なかった14万円のほうを計上させていただいております。09の交際費なのですが、公民館長交際費として例年どおり7万4,000円計上させていただいております。需用費に関しては1万6,000円計上させていただきます。12の委託料に関してなんです、こちらのほう庭木等の手入れ業務管理委託

料、松島コミュニティセンターのほうの関係になりますが、こちらも例年どおり9万円の形で予算計上させていただいております。そうしまして、次のページ、153ページのほうになりますが、負担金の関係で、18の負担金、補助金及び交付金の関係になりますが、上伊那地方視聴覚教育協議会負担金と公民館大会等参加負担金、こちら（聴取不能）の関係になるんですが、合わせて21万8,000円計上させていただいております。トータルで、前年度が1,881万2,000円に対して今年度が1,748万3,000円という形で132万9,000円の減となっております。

続きまして、153ページの1066公民館事業費に関して説明させていただきます。01の報酬なんですけど、こちら非常勤職員の報酬となりまして、（聴取不能）さん、視聴覚部員さん、分館長さんとか公民館役員の報酬の関係となりまして、367万5,000円計上させていただいております。次の07報償費なんですけど、こちらの関係が機材借用謝礼等の文化祭、町内一周駅伝関係の謝礼となりまして、こどもほぼ例年とおりでありますが、168万5,000円計上させていただいております。10番の需用費なんですけど、こちら公民館の消耗品の関係、需要の消耗品の関係と印刷製本費の関係で127万7,000円計上させていただいております。11番、役務費の関係、手数料の関係等や賞状筆耕料の関係、公民館の保険の関係なんですけど、合わせて14万9,000円計上させていただいております。12番の委託料の関係なんですけど、こちらが文化祭の関係、照明等や舞台の委託料関係、あと町内一周駅伝の警備、あと花火打上関係としてトータルで159万6,000円を計上させていただいております。13番の使用料及び賃借料なんですけど、文化祭機材借上げ等や複写機の借上げ等、パフォーマンスチャージ料、町内一周駅伝大会の借上料、合計として14万円、こちらほぼ例年とおりでありますが計上させていただいております。これで以上となりまして、1066、公民館事業の関係なんですけど、前年度839万4,000円に対して今年度852万2,000円計上させていただいております。比較で、12万8,000円ほど増えているんですが、これまた印刷代の関係が、値上がりという関係と警備料の関係ですね、町内一周駅伝の、多少値上がりしたという関係で増という形になっております。

続きまして、次の154ページお願いいたします。1067の成人講座事業費の関係を説明させていただきます。こちらのほうなんですけど、07の報償費につきまして、公民館学級の関係、あと公民館講座の講師の謝礼金としまして66万円計上させていただいております。去年と例年と同じ水準となっております。10需用費につきまして消耗品と燃料費という形で18万5,000円計上させていただいております。燃料費の値上がりという関係がありまして、需用費に関しましては8,000円増という形になっておりますので、お願いいたします。13番の使用料及び賃借料の関係になりますが、こちら公民館学級の館外研修施設入場料、こちら博物館等施設、公民館学級で館外研修する際の入場料となっております、複写機パフォーマンスチャージ料として合わせて3万4,000円計上させていただくという形になりまして、1067の前年度が87万1,000円に対して本年度が87万9,000円という形で燃料費の増額分が増えている形になっております。

以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 続きます、03 青少年健全育成費、文化スポーツ課に関わる場所、1070 青少年健全育成費の関係につきまして、説明させていただきます。01 報酬から11の役務費までですが、項目と金額等につきましては今年度と変化はございませんので、省かせていただきます。12の委託料でございます。この中の児童遊園遊具点検委託料としまして4万7,000円計上してございます。これにつきましては、今年度の予算としまして、町内全域の児童公園の3年に1度の点検料ということで計上させていただいて、済んだところでございますが、これにつきましては、木下の旧北保育園及び南保育園が町の直接の管理という形になりますので、遊具の管理範囲が広がるということと、(聴取不能)の管理という形になりますので、その点検委託料が4万7,000円ということになりますので、計上させていただくところでございます。

続いてその下の、使用料及び賃借料でございますが、この336万6,000円を計上してございますが、昨年よりも18万円増えてございます。これにつきましても、先ほどのお話ししたところの木下旧北保育園の借地の部分がございます。これを子ども未来課から文化スポーツ課のほうに移行するという形で、その借地料18万円分が増えているところでございます。工事請負費のほうにつきましては、昨年同様26万8,000円の撤去費を計上してございまして、下の負担金、補助金及び交付金の関係でございますが、これにつきましても昨年と項目、金額等変わりはございません。総額634万3,000円を計上しまして、前年度比較としまして17万円の減という形になってございます。

以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 博物館費について説明をいたします。155ページの下のほう、04 博物館費ということでお願いします。本年度3億6,508万4,000円ということで、前年度から3億3,000万円ほど増額になっています。このうちのまず1072の博物館管理費ですが、3億5,852万9,000円ということで、前年比3億3,784万円の増になっております。主なものということで、おめくりいただきまして、156ページの真ん中辺にあります、委託料があります。641万5,000円、このうちの下から2行目ですが、郷土博物館耐震改修工事の管理業務の委託料ということで512万6,000円計上しております。それから二つ下の14番、工事請負費のところ、01 工事請負費としまして3億4,000万円計上しております。こちら郷土博物館のリニューアル工事の工事費ということで計上してありますが、こちらの事業につきましては建物の健全化、それから時代に即した館内設備をつけるということ、そのようなことを主な目的としまして、令和5年の4月から令和6年の秋頃をめどに休館にさせていただいて、この間に工事を行うというものです。3億4,000万円の主な工事の内容ですが、一つは建築本体工事ということで、そちらの中身は解体工事、アスベストの除去工事、耐震補強工事、内部改修工事及び外構の工事に

なります。それからその工事とは別に、電気設備の工事、機械設備工事、それからその他の諸工事を含めまして、3億4,000万円の工事費を計上しております。工事管理と合わせまして3億4,512万6,000円ということで、このうちの先ほど歳入で説明申し上げましたように、アスベストの国庫補助金が1,807万円、それから起債の分が2億6,670万円ということで、一般財源が6,000万円ほどを予定をしております。このような形で工事を行いまして、令和6年の秋にリニューアルオープンできるように進めていきたいと考えています。なお、この間の仮事務所は産業支援センターの1階、オフィス1というところに設置をしまして、各種の埋蔵文化財の届出ですとか、事務的なことはこちらでほうで承わるというような形をさせていただきたいと思っております。

それから続きまして、157ページのところです。1073の博物館事業費ということで、こちらについては426万円の予算を計上しております。こちらにおきましては、博物館は休館ということになるんですが、休館中でも町民の皆様に町の文化や歴史を知っていただくための活動は引き続き行っていくための予算になっております。具体的な内容につきましては、博物館自身が使えませんが、文化センターの展示ホールのほうで、博物館の特別展といいますか、こういったものを年2回開催すること、それから博物館の講座は4月から12月の間に月1回ペースで行うということ、それから学校や分館やいろんな個人のグループも含めまして、今年度に引き続きまして箕輪学の出前講座を実施します。さらに、ケーブルテレビを活用したテレビ博物館ですとか、ホームページを使ったweb博物館、あるいは今年から博物館資料ということで冊子の刊行を行っているんですが、新年度も博物館冊子を刊行していくというような、このような活動を継続して行っていきたいと思っております。予算の主なところとしましては、真ん中辺ですが、07の01、報償金及び賞賜金ということで、26万6,000円を計上しております。それからその二つ下の10のところですが、消耗品費15万円、印刷製本費45万円等計上しております。こちらのほうで冊子を作ったり、そういった活動をしていきたいと考えております。もう一つ、1083資料収蔵施設管理費ということで、こちらのほうは外部収蔵施設の維持管理費になります。中原の資料収蔵施設とか長岡の資料収蔵施設の維持管理ということで、本年度の予算は229万5,000円を計上しております。前年比では287万9,000円の減額になっております。主な予算ということで、一番下の需用費のところ燃料費、光熱費、修繕料等を合わせまして80万円計上しております。それからおめくりいただきまして、158ページの12の委託料のところ、長岡それから中原ともに、警備等を行ったりということで、このような予算を計上しております。

博物館費については以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館係長 それでは図書館に関する最終予算につきまして、ご説明いたします。1075の図書館管理費でございます。こちら図書館の維持管理・運営についての予算を計上してございまして、今年度は2,568万8,000円を計上をいたしております。まず01報酬でございますが、協議会の委員報酬、館長、司書の報酬を計上をしております。02から04

につきましては人件費となっております。それから159ページでございます。13でございますが、使用料及び賃借料の中ほどでございますが、図書館の管理システムのリース料377万6,000円を計上させていただいております。これは図書館のシステム、貸出しですとかカード発行ですとか返却等、そういったシステムに要する経費でございます。図書館のみならず学校図書館のシステムも含まれているものでございます。

続きまして、18の01の負担金でございます。負担金の一番下でございますが、10万1,000円、市町村と県による共同電子図書館の負担金を計上させていただいております。これは、デジとしょ信州、電子図書館でございますが、この資料の購入に要する箕輪町負担分でございます。その下、24積立金でございますが、3万円計上させていただいております。これは運用利子相当分の積立でございます。

続きまして、160ページをご覧いただきます。1076図書館事業費でございます。610万4,000円を計上させていただいております。報償費でございますけれども、成人向けの各種講座謝礼といたしまして13万円計上させていただいております。本年度も開催いたしました文学講座でございますが、本年度は箕輪町出身の編集者の方の文学講座を開催いたしました。そのついで、令和5年度におきましても文学講座を開催する予定でございます。謝礼も5万円増額をさせていただき、10万円を計上させていただいております。需用費でございますが、図書館の図書購入費500万円、例年どおり計上させていただいております。1078子ども読書推進事業費といたしまして168万円を計上させていただいております。報償費でございますが、昨年より3万6,000円増額をさせていただいております。令和5年度につきましては、毎月司書が行っております読み聞かせの中に、英語絵本の読み聞かせも入れていくということで、その謝礼分3万6,000円を増額させていただいております。

以上が図書館に関する歳出の予算でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 続きまして、その下の文化財保護費について説明をいたします。文化財保護費全体といたしましては935万2,000円ということで予算計上させていただいております。そのうちの一つ目、1081文化財保護費ということで、こちらにつきましては、国・県・町等の指定文化財等の保存に関する経費になります。文化財保護費、新年度予算は660万2,000円ということで、前年比197万5,000円増額させていただいております。主な内容についての説明ですが、次の161ページの真ん中辺にあります。12の委託料ということで、県・町史跡整備業務委託料あるいは天然記念物枯枝等除去等委託料ということで、62万3,000円計上しております。それから、新規と申しますか、新しいものなのですが、一番下の18番、負担金、補助金及び交付金の02、補助金の一番下段になります。松島神社の本殿保存事業の補助金ということで、10年前から10年後に補助金出してくれと言われていて、昨年また要望がありまして、本殿の（聴取不能）を改修するということですので、そちらの補助金ということで、200万円の補助を行う予定でございます。おめくりいただきまして、162ページになります。1072埋蔵文化財保

護費ということで、こちらにつきましては、開発事業等に伴います遺跡の発掘調査等に係る経費になります。予算額は211万6,000円ということで、前年度からは14万2,000円の減額になります。主なものといたしましては、真ん中辺の07報償費の関係ですが、発掘に従事して下さっている方の謝礼等が68万4,000円、それから一番下の使用料及び賃借料ということで、調査に使うバックホー等の機材の借り上げ料としまして36万5,000円を計上してあります。それからその下の1086東山山麓歴史コース整備事業費ということで新年度は63万4,000円の予算を計上してあります。前年比では22万8,000円の増額になります。主なものといたしましては、2段目の需用費の06修繕料ということで上げてあるんですが、造ってからどこも10年以上経過しまして、いろんな案内板とか説明板とかをメンテしながら来ておりますけれども、新年度におきましては三日町のエリアに置いてある大看板の内容とか、外側というか修繕の必要なところがありますので、そちらの修繕ということで32万8,000円を計上してあります。文化財保護費については以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 引き続き、文化センター費の関係について説明をさせていただきます。まず1090文化センター管理費でございます。文化センターの維持管理に関わる経費の項目でございまして、事業費から役務費に関しましては、項目、金額等今年度と変わりはございません。12の委託料の関係でございます。これにつきましても、A、B音響設備の保守点検から電動（聴取不能）観覧席までの項目が変更ございませんが、この中で中ほどより下ほどに、浄化槽維持管理業務委託料とございますが、これが80万6,000円計上してございます。これにつきましては、今年度の法定点検を行いまして、その点検の指摘事項の中で（聴取不能）浄化槽の（聴取不能）に対して点検数が、回数が少ないのではないかと指摘を受けました中で、これまで2週間に1回やっていたものを週に1度やるという中で約30万円ほど増額をさせていただくところでございます。

続いてその下の、（ゼロカーボン）が2行ございます。ゼロカーボン空調設備等改設計・監理業務委託料、これは後ほど説明させていただきます工事に係る施工管理業務の委託料として1,429万4,000円。で、その下の同じく（ゼロカーボン）太陽光等太陽光パネル蓄電池等の設置工事に係る施工管理業務委託料としまして478万1,000円、これにつきましては概ね工事費の5%を見込んでございます。その下の（聴取不能）下の下ですが、建物設備点検委託料でございます。これにつきましては今年度も予算計上させていただきました。今年度は設計と調査に係る図面等の作成をさせていただきまして、点検の調査につきましては5年度にやらせていただくということで64万9,000円を計上させていただきました。その下13ページの使用料及び賃借料の関係でございますが、複写機のリース料の関係でございますが、これにつきましては年度当初、4月いっぱいリースの契約が切れるということで、それと再リースということの計上ですので、昨年度より減った形になってございます。おめくりいただきまして164ページの上でございます。14の工事請負費の関係でございます。まず、中央監視盤設備の交換工事ということで、今年度も工事を計上して現在やって

ところでございますが、今年は盤そのものの、コントロールする部分の操作盤のところの工事でございます、二期目として工事としましては、それを受けた形の中のコントロールする部分の機械を改修するという形で計上させていただいております。それと次に先ほど申しあげましたゼロカーボンの関係でございますが、空調設備の改修工事ということで、こちらの予算の概要案の36ページにも説明してございますが、空調設備が老朽化してきたということで、懸案事項でございますが、現在、灯油を燃料としてボイラーで熱源を確保する形式のものから、オール電気、電氣化するという形の全面改修をするということでございます。併せまして、ゼロカーボンの関係で太陽光パネル、その電源を補充する形の設備として太陽光パネル、それをできた電気をためる蓄電設備等の工事をするものでございまして、総額で4億248万1,000円を計上するものでございます。

続いて17の備品購入費の関係でございます。簡易舞台ということで、現在、ホールの舞台の奥行きが狭いということもございまして、催物の関わりの中で、前面の、前の部分ですね、そこに要するに平台と箱物を組みまして、簡易のいわゆる舞台を広げる形、前面に広げる形を取ってまいりましたけれども、それだと安全的なことも含めて、あと平台等の部材も足りなくなるということもありましたので、簡易舞台を6台購入するという形で321万4,000円を計上するものでございます。負担金については(聴取不能)と変わりません。併せまして、今年度の予算としましては4億5,014万8,000円の計上で、前年度よりも2億7,520万7,000円の増額となっております。

続きまして、1091文化センターの事業費、ソフトの関係の事業費の関係でございます。これにつきましては、まず12の委託料の関係でございますけれども、総額1,238万7,000円のうち、自主事業の委託料といたしまして、489万2,000円を計上してございます。日本の太鼓、あと人権講演会、それと豊島区との交流事業の分、それと自主事業の関係、総額合わせて492万円でございます。合わせまして、総額1,462万6,000円で、16万2,000円の増となっております。

続いて、地域交流センターの関係でございます。1092の地域交流センター管理費でございます。これにつきましても、需用費から委託料に関わりまして、項目、金額とも前年と同額を計上させていただきました。一番下の工事請負費の関係でございます。電気設備点検指摘改修工事ということで、地域交流センターにあります高圧電気(聴取不能)設備がございますけれども、その遮断機が大体15年で交換ということの指摘を受けましてのその交換、及びそれに係るケーブル等を交換するという形で、改修することで118万8,000円を計上するものでございます。総額でいきますと、656万8,000円に対しまして前年度よりも85万1,000円の増となっております。

以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 スポーツ振興係長

○木村スポーツ振興係長 続きまして、1093の保健体育総務費でございます。本年度、3,059万6,000円の計上で、前年比較814万3,000円でございますが、この増につきましてははほ

とんど給料関係、人件費関係の増という形になってございます。01 報酬でございます。スポーツ推進委員報酬、フェンシング指導員、事務会計年度任用職員の報酬となります。報償費につきましては、例年どおり各教室の謝礼という形での支払いという形となります。12 委託料でございますが、プロスポーツ連携イベント事業委託料として山雅のサッカー教室を想定して、例年どおり開催したいと考えてございます。また、フェンシング普及啓発事業業務委託料といたしまして50万円の計上ですが、フェンシングの競技人口拡大というところに視点を置いた事業を令和5年度は行っていきたいというものでございます。備品購入につきましては、ニュースポーツ、令和5年度につきましては、スマイルボウリングというものを購入したいと考えております。負担金、補助金につきましては例年どおり負担していくものでございますが、目白ロードレースの参加者の負担金として、令和5年度はこちらの保健体育総務費で支出したいというものでございます。補助金につきましては、例年どおりフェンシングに関する補助金を行っていきたいというものでございます。

続きまして、1098 スポーツ振興事業費でございます。こちらにつきましては、恒例となっておりますみのわナイトウォークを令和5年度も開催をしていきたいということで、令和4年度並みの事業を行ってきたいというものでございます。

続きまして167 ページ、1094 屋内体育施設管理費でございます。委託料につきましては、例年どおりシルバー人材センター等をお願いをしながら、屋内体育施設の維持管理を行っていくものでございます。ながたドームにつきましては、振興公社に一部委託を行うことを想定しております。また一番下、定期報告対象建築物点検業務委託につきましては、3年に1回定期点検を行わなければいけないながたドームの点検を行うものでございます。おめくりいただきまして168 ページですが、使用料につきましては、例年どおり土地の借り上げ、NHKの受信料等の支払いとなります。

続きまして1095 屋外体育施設管理費でございます。基本的には例年どおりの事業の管理という形を想定しております。報償費といたしまして、スケート場の協力謝礼、マレットゴルフ場の整備協力謝礼の支出となります。12 委託料につきましても、例年どおりの体育施設、番場原公園、屋外体育施設の整備といったものの計上となっております。13 使用料及び賃借料ですが、沢の運動場、上古田運動場の土地の借り上げ料の計上となっております。

続きまして、1099 体育施設整備費でございます。こちらにつきましては、1億1,574万4,000円ということで、令和5年度、先ほど収入の部分でもありましたが、委託料として町民体育館・武道館の設計等業務委託料5,300万円、14 工事請負費といたしまして、番場原テニスコートの照明、番場原第一グラウンドの照明、いずれもLED化工事といたしまして、二つ合わせて6,274万4,000円を計上させていただくものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 以上、歳入歳出とも文化スポーツ課に係るものをご説明させていただきました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。中村委員

○14番 中村委員 151ページ、社会教育総務費の比較で、440万4,000円減となっていますけれど、この内容の主なものはどういったことですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 これにつきましては、先ほどの説明の中で少し省いたところがございますが、給料、職員の手当につきましてはうちで計上したのではなく、総務人事係のほうで計上した金額の差がこの金額になっているという形です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 同じページの一番下の交付金で、信州室内オーケストラ事業交付金、これはどういう内容ですか。どういう交付金ですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 これにつきましては、信州室内オーケストラということで、2年前から町の文化センターのホールで演奏会を開いているという（聴取不能）、今年度、町のほうに理事の方々、指揮者の方も含めて以上二人、町のほうにお見えになりまして、その中で何とかこの事業を継続してやっていきたいという陳情がございまして、その中で何かしら、今まではどうも国の補助金を使いながら事業も進めていたようですが、このコロナ対策という形の中での補助金ということで打ち切られる形の中で何とか町にも協力願えないかという話の中で、その事業補助という形で100万円を計上させていただいたというところがございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 関連の質問ですが、このオーケストラのメンバーだとか、実態というか、この人たちはどこに属して、どこにというと失礼ですけど、伊那にあるとか駒ヶ根にあるとか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 この母体ですけれども、一応信州は伊那ということで、伊那市が拠点となっている、伊那市の方が主催して、同じ理事が箕輪町出身、在住の方ということで、要するに地元で設立された（聴取不能）という形になっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 交付金の内容は分かった。補助金が打ち切ったから交付金に切り替えたということだね、基本的には、100万円。それで対象団体というのは幾つ予想、団体で何団体を。一つとか予想される団体はどうなるんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 1団体です。

○9番 青木委員 1団体。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 35 ページですね。一般、35 ページの文化センター、収入のところですが、雑収入のところですが、ここで文化センター事業費として入場料のところが出てくるんですが、また支出のほうでもこれはあるんです。ここで見ると、180 万円ということで、コロナのところでもいろいろこの辺、(聴取不能)を減らしたり、いろいろしたこともあると思うんですが、この辺が結局戻るといことなのかなとか、ちょっとこの辺、それから私も自主事業、楽しみにしている一人なので、どんなことを予定されているかお願いしたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 いろいろ交渉は当たっております、既に。そのあたりの中でこれという形で候補者を挙げているところはございます。今ちょっと名前がこれから公表させていただくところがございますので、差し控えさせていただきますが、パフォーマンスをする、歌とか踊り、踊りというか、ではないですけど、歌ではなくそういう、いわゆる芸人さんというか、パフォーマーというか、そういう方をお呼びできたらということで、今その話を詰めているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 それで 180 万円ということで、結局フルの座席で幾らぐらいの入場料を見込んでいるわけですか。フルかどうかということもあるんですけど。

○赤松生涯学習係長 その件につきましては、一応 1 人当たりチケット代 4,000 円の 450 人、満杯で今一応 500 席ありますけども、もし状況によって、張り出し舞台をつけたりすると、その分席が減りますので、450 ぐらい、マックスを見て 180 万円という金額を計上させてもらいました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにありますか。青木委員

○9番 青木委員 ちょっと細かいことなだけで、163 ページの、具体的にいうと、ピアノ調律手数料で 8 万 3,000 円計上する。それから委託料として保守点検業務委託料で 15 万 4,000 円、手数料と委託料の違いはわかりますけれど、調律の中に点検業務は含まれる、こういう解釈はできないんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 ピアノに関しましてはただ置いておくだけ、弾かないでおいても、段々要するに音程が変わってくるというか、狂ってくるということで、調律をかける場合につきましては、その催物でピアノを使うとか、そういうときに狂った音程を全部戻すというか、そういう作業が調律に当たりますので、そのときに一緒に点検もしてくれるときもサービスはあるんですけども、基本はその音程を正確に戻す作業という形になりますので、ピアノに関しては、ここで委託料でもってある委託料というのは、ピアノそのものを保守をするという内容でございます。

○9番 青木委員 一般的に点検業務の中に含まれてもいいような気がするんだけど、調律は調律で手数料として判断するということなんだね。手数料は調律だと、点検業務は違う

と、こういう判断だね。そういうことか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今の説明なんですけれども、点検業務委託というのはメーカー、あれスタインウェイ製でございますので、年に1度スタインウェイ社にそういう機材を取り扱っている業者さんが来て調律というか機材の点検をし、この上の部分の調律手数料というのは各イベントごとで、町が主体となってやるようなイベントごとに、直前でこの音をきちんと合わせるということで発注先が異なりますので。メーカーに今1回で出しているやつが点検業務委託料、その都度行事ごとに調整をしていかなければいけないということになると調律師さんのほうに出しているのが手数料の部分になってございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございませんか。入杉委員

○13番 入杉委員 再度の質問で申し訳ありません。先ほどの信州室内オーケストラですけれど、これは今年度初めてですか、ずっと前からですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 先ほども申し上げたところでございますけれども、来年度だと3年目になります。過去、2年続けてやっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 きっと私が気がつかないでいました、申し訳ありませんが。先ほど、伊那市が拠点とありました。そうすると、伊那市も協力しているということですね。箕輪だけじゃないですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 先ほど来この団体につきましては、3年前から箕輪町の文化センターのほうでこのコンサートを行っていただいております。信州室内オーケストラさん。伊那市が母体の団体ですが、主催のその理事の中に箕輪町の方がいらっしゃって、要はコンサート経費に充てているものでございます。ですので、先ほど来お話をさせていただいているように、過去2年間はコロナの関係で、国の補助金を用いてやってきたんですけれども、今年度につきましてはぜひそういったものを継続開催をして、今後地区の文化活動のお手伝い、例えばですけれども、将来的には中学校の運動部活動、文化活動等の中で、例えばお手伝いをするような人材派遣をするためというか、そういうような形も踏まえて、地域にもう少しこの文化を定着させたいということで申請がまいりましたので、今年度につきましては町のほうからコンサートをしていただくという形の中での交付金という形でございます。ですので所属の団体は伊那市が拠点でございますけれども、主にはこの交付金は、箕輪町の文化センターを用いて秋にコンサートをやる経費の一つに組み込まれているというところでご理解いただきたいと存じます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 そうすると会場は箕輪使えば、ほかの申請があればその交付金の対象となるという判断でいいわけですか。(聴取不能)が箕輪を使っているのならというような

判断のように聞こえたんだけど。ほかの団体が申請すれば、交付金の対象となるという判断でいい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今回の件につきましては、過去の実績から踏まえましてそういった形になってございますので、当該年度で来年からこれをやりたいというような形の中急に話が来られても大変厳しいかとは存じますけれども、こちらの件につきましては理事者等との相談はさせていただき、今年度につきましては交付金対応をして地域に文化を根差したらどうかという中で、交付金を排出させていただきたいと考えたところでございます。

○9番 青木委員 今までの交付金の対象になった、文化センターで何人ぐらい集まったんですかね。ちょっとそれをお聞きします。100万円を、予想されるあれは。今までの過去3回目というんだけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 すみません。ちょっと資料がないので詳細なことは分からないので、申し訳ありません。あくまでも過去2年につきましては、町は会場を貸すという形、使用するという形での協力をさせてもらいましたが、あくまでも主権がその財団なり、実行委員会で行われたもので、そこで人数を多分出していると思いますが、マックス450から500入る中で大体300人前後は入っていたかと記憶してございます。

○小池文化スポーツ課長 申し訳ございません。手元の正確な数字はないのですが、先ほど貸館事業という中で職員が見ておりますが、概算の数字でそのようなイメージという形で、正確な数字がご入用ということであれば、すみません、ちょっとお時間をいただきまして、ご報告をさせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 補足しますと、私は2回全部見ているんですけど、ほぼ満席。オーケストラ。入場料取って、入場料は忘れちゃったけど、2,000円だったか、3,000円だったか。

○小池文化スポーツ課長 (聴取不能) 国の補助金がありました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほぼ満席というイメージ。

ほかにございますか。

じゃ、1点私のほうから、そのオーケストラの事業交付金の件なんですけれども、ちょっとこれ一応単年度になるのか、要は一応次年度以降も継続しての前提の交付金なのかというところは、今のところ、どのような検討で。課長

○小池文化スポーツ課長 先ほど申し上げましたように、コロナの中でそういう音楽活動を継続していくと中で始まった事業ではございますが、少し申し上げますけども、今後の例えば中学生さんへの広がりとかそういった方々とのつながりとか、そういったものも踏まえていきたいということで、今年度は取りあえず上げましたけれども、翌年度以降につきましてはちょっと検討させていただきまして、この事業が有益なものというふうに判断され

れば、次年度もまた計上させていただきたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 それでね、協議会でもいいんだけど、今言った対象が1団体ということだけでも、コンサートに限って言えばね、音楽、500人も満席になったコンサートまだほかにあるわけですよ。課長ご存じのようにね。その申請すれば、これ使えるか使えないかということはどうなんですか。これをお聞きしたいのでけれど。今、1団体だけ100万円の交付金を。そうすると500ぐらいの実際にコンサートがあるんで、そのコンサートの理事者が申請したら受けれるかどうかということを知りたいんですけど。

○小池文化スポーツ課長 すみません。500人がいっぱいになるというキャパの音楽コンサートと、町が主催以外で貸館でというようなところ、町が主催のものは私ども把握しているんですけども、いっぱいというと具体的にいうと例えば自衛隊さんとかそういうことですか、満席ですね。ちょっとその部分から自衛隊様からそういうふうな町のほうに交付金を出してください、というようなご依頼は今のところ直接は頂戴しておりませんので、ただ今回のこれにつきましては、その団体様のほうからの申出と、それからコロナ禍の中で始まった、そして地元への還元が将来的に見込めるといような形の中で、今年度については決定させていただきたいと、予算計上させていただいたところでございます。ですので、演者様が単純に来て、そのままここでコンサートをして実施事業ではないですけども、過ぎ去っていくというものではないという形の中で、交付金として今年度は活用させていただきたいというところでございます。

○9番 青木委員 多分、私は思うけれど、委員長もそうだけれど、お金が足りないことは確かなんですよ。知らないちゆうことだと思う。交付金を受けられるのを、今の自衛隊も。満席500人になるけれど。だから申請すればありがたいなという話なると思いますよ。分かりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 1点お尋ねしたいんですけど、500人いっぱいになれば交付金対象になるというふうにしていて、やっぱり自衛隊も対象になるので、いわゆる今回は公益という面があると思うんです。おさらいでこれ、実行委員会形式だったと思うんですけど、多分単にこのオーケストラが主催して500人集めたということじゃなくて、みのわ祭りみたいに実行委員会形式だったと記憶しているんですけど運用はどういった形式ですか、おさらいで。町長も何か役員だったりした記憶があるんですけども、ちょっと。違ったかな。

○小池文化スポーツ課長 分かる範囲でよろしければですが、私どもで聞いているのが、主催は信州室内オーケストラという一般社団法人さんが主催するんですけども、その中で（聴取不能）を中心とした実行委員会を組んだということで、その方々がチケット売りですか、当日のチケットもぎだとか、会場整備だといろいろそういう形のたしかお手伝いとか、いわゆる実働部隊としてやっていたというものは、把握はしております。そういうところも前までしかちょっと把握はしていません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 どうします。ちょっと12時なので1回。

○9番 青木委員 なぜこんなことを聞くかという、さっきの説明だと、町のホールを使えば対象になるという話だったんですね。そうすると自衛隊が申請したときに、同じホールを使っているのになんで交付金の対象にならないのという話が当然出るよね。だからお伺いしているの。その辺を。町としてしっかりポリシーを持たないと、そこはなんで自衛隊、交付金対象にならねえのに、その会場を使えばこの団体は交付金を受けられるのに。その違いはなぜかって聞かれたときに、どう説明するのかっていうことが当然出るから私は今お聞きしているわけ。だからそこは判断を明快に持ったほうがいいと思う。そういうことです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 答弁は午後からということによろしいですか。12時過ぎましたので、昼食のため暫時休憩としたいと思います。再開、1時ということによろしくをお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 会議を再開します。そうしましたら、青木委員

○9番 青木委員 それではもう一度整理して、町の執行部の説明だと100万円の交付金は一つは補助金がなくなったから交付金を出すよと。それともう一つはその対象が団体は伊那であろうと箕輪であろうと基本的には関係ないという話ですよね。それからもう一つは町の会場を使えば交付の対象となりますと、こういう話でしたね。それから今の現状の100万円は1団体を予定している。こういう話ですね。それに対して私は、新たに交付金の対象が2団体になったらそれは交付金の申請した団体にどうなりますかというお話ですよね。聞きたいのは。それと、もう一つは基本的にはその対象になるのが明確になっていないじゃないかという話です。基礎ベースで。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 ただいま青木委員からご質問のありましたところについて何点か入っていますので、それぞれにお答えさせていただきたいと思います。まず交付先につきましては、先ほど団体が箕輪町ではないというようなお話ではございましたけれども、実はこのオーケストラの団体、理事長様が伊那市在ということ。それから理事の方が箕輪在ということで、それぞれどこに拠点があるかということではなくて、その演奏先といいましょうか、集まる先が集合というポイントになりますので、主には今までの実績から見ますと塩尻市のレザンホール様とか、それから箕輪の文化センターとかを主に使っているの、そういった面で箕輪の交付という形で適正ではなかろうかというふうに思います。それから、新たな団体が申請を上げてきたときにつきましては、こちらのほうでそれについて検討をさせていただきます。適合するかどうかということで検討をさせていただきます。それから確かに明確な基礎ベースというのがなかなかお示しできていなくて申し訳ないんですけども、今回のこちらの団体を認めた理由としましては、町への教育・福祉への貢献、それから地域音楽団体との連携を取れるといったところから、交付金を認めたところでございます。その中身でございませうけれども、教育・福祉への貢献というところでは、単年度計画としま

しては青少年との共演機会の創出であったり、それからコロナでまだちょっと分かりませんが、本来は慰問に行きたいということでございましたけれども、オンライン配信を検討していたり、それから中長期計画としましては、部活動の文化部系の地域へということで移行が考えられておりますので、その指導者となり得るような協力でしたり、中長期的にも青少年との共演の機会をつくったりしていきたいというようなことをごさいます。最終的にはジュニアオーケストラを箕輪町の中にできればいいなというような希望もあるようがございます。それから地域への音楽団体との連携ということで他の合唱とか合奏の団体とコラボレーションしたり、箕輪町の文化祭を発展的にさらに芸術祭へ結びつけるような活動をしたというのが長期的なビジョンというふうにお伺いしております。あとすみません。今までの補助金をやめて交付金ということでございましたが、補助金というのは国からの補助金という形の中で、その室内オーケストラ様が国からの補助金をそのまま直接取ってこられていたものですから、町が当然支出をしていないわけでごさいます。それに対してそれが終了したので代替財源をとというような形の中から今回町のほうに交付金で出してくださいませんかというようなご相談があり、このようなところを検討し過去の実績から踏まえて、今申し上げたような目標、目的等がございましたので、適正と判断し交付金として支出をしたいものでございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 どうして100万円になったのかは、50万円じゃ駄目だったのか。この辺はどうですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 実は100万円はかなり減額をさせていただいたところがございます。本来ですと最初のところでは、実行委員会形式、チケット等の販売等にもなっているんですけども、経費としては400万円、300万円というようなお話も出ておりました。ですが、規模の見直し等、センターのほうでできる見直しや、それから箕輪町の歌を作られた平井康三郎先生のご息様との編曲とかいろんなアイデアはあるんですけども、そういったところも可能な範囲でというようなところをすり合わせをさせていただき、財源でいきなりやはりそれだけの大きな金額を交付するというのは難しいというような判断に至り、100万円ということで調整をさせていただいているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。青木委員

○9番 青木委員 課長からの説明は分かりました。分かった上でちょっと質問します。それでコンサートをやる側としては、今言うように町民の皆さんにいろいろ指導するような話があったんだけど、今までの実績は例えば中学生の吹奏楽にご指導だったとか、そういうことは実際にあったんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今までの指導の実績はございません。というところは、実はやはりこのコロナ禍ということもあり、ここ2年でスタートしてコンサートのほうを始めたん

ですけれども、本来そういった目的も考えてはいたんですが、なかなか学校現場、それから福祉の事業所等にも伺うことはできなかったということで、こういったことを今後続けていきたいというところから出ているご提案でございます。

○9番 青木委員 それでね、今までは実績なかったけれど、その団体はこれからやりますよという前提に立って、今交付金を認めるわけですよ。やはりそういう立場ともう一つは、音楽だから聴衆の皆さんも私はコンサートなんか大いにやってもらいたいですよ。聞く側としては文化・芸術・音楽は広める意味ではそれは大いにやってもらいたい、こういう考えもある。だから2通りあるんですよ。聞く側とやる側が二つ両方セットにならなきゃ私は基本的にいけないと思っているんです。今課長の説明だと、やる側の趣旨を、それは申請するもので団体はこういうことで申請します、やりますよっていうだけが趣に聞こえるんですけど、町民の皆さんが豊かな音楽に接する機会なら、それは新たな申請、例えば検討すると言ったけれど、申請があった場合。この検討の基準がなぜか曖昧なんですよ、それだけだと。言われてる趣旨は分かりますよ。例えば中学生に指導したりとか、いろいろの箕輪町でやっている楽器をやっている人に指導したりとか、広げたいとか。だけどやっぱりそれだけならほかの団体が来たときに、どういうふうに検討してこういう基準だから認めません、認めますという判断が曖昧ということです。そこがポイントじゃないかと。なんでうちの団体は認めてくれないのと。必ず出ると思う。だから私は言っているわけ。そうすると100万円の基準はここをクリアしているから出しますよ、あなたの団体は対象外ですよ、という基準がやっぱり曖昧じゃないかということをやっているわけ。ただそれだけ。だから100万円を出すのは私はいいと思っているよ。いけなんて一言も言っていない。だからそこだけクリアできればいいんじゃないかなと。そういうことです。その明確な回答をもらえれば、じゃあ私はそこだけです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 基準が曖昧ということで、先ほど中村委員からも金額についてのお話も出ました。そういった目的というか、そこどころが合致したということで委員様にもご理解をいただけたかと思うんですが、確かに基準というところについては現在ございませんので、またこの基準の整備のほうを進めてまいりたいと考えます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。入杉委員

○13番 入杉委員 青木さんのご質問に補足といたしますか、先ほどの課長のご説明ですと、理事長が伊那に在住の方、それから理事者の人が箕輪の人だと。先ほど係長の説明ですと、理事者が箕輪の人だったのでという何か条件がそこにくっついていたような気がしますが、そうしますと、責任者もしくは理事者のような立場の人が箕輪在住の人であれば、あったからこの交付金が設定されたんだと。そういう経緯はあったんですか、なかったんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 経緯としましてはそういった方々がいらっしゃいましたので、

箕輪に主に関係があるという形の中で交付をしていくということの検討をしました。全く町内と関係のない方のお申出には取り合わないという形で基本スタンスはおります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では、私のほうから1点、すみません。今回ちょっと確認なんですけども、この100万円の使用の用途について、1回のコンサートにかかる費用ということでもよろしいですか。

○小池文化スポーツ課長 そのとおりでございます。そのとおりでございます。先ほど申し上げましたように、まだ現在の段階で希望する金額につきましては本来300万円、400万円というようなところを町のほうに交付を求められてきたところだったんですけれども、具体的な内容についてはまだちょっと精査をしていかなければいけないところですが、昨年の入場料等を見まして実績を申し上げますけれども、一昨年になるんですけれども、令和3年11月28日には225の方が入場しました。令和4年10月2日の日には、先ほどすみません、ちょっと状況つかめませんでした。先ほど委員長おっしゃっていたように、ほぼ満席ということで300人くらいだと思います。なぜかというところとコロナ対策で座席を2分の1にしておりましたので、大体225から300人くらいですと、ホールの中は満席だったというふうに想定されます。そのときなんですけれども、入場料としましては、大人は3,500円、学生は1,500円というようなもののため、ちょっとその内訳は分かりませんが、およそチケット売り上げで70万円くらいはあるかというふうに思われます。ですので、全体の音楽、その演奏者とかの集まる規模や演目によって変わってくるんですけれども、三、四百万円の中の70万円くらいはコンサートチケット代で入りますので、残りの部分相当額というようなところで、2分の1の形の中でおよそ100万円というふうな試算をさせていただいたところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 そうすると、活動そのものに100万円を補助するのか。あるいはコンサートの会場のその趣に交付金を出すのかということを考えてときに、先ほど課長の説明だと、音楽の指導をすとかそういうことも重要だという話がありましたね。そういうことを考えると、交付金として100万円は私は多いと思う。それだけを見たときに、町のいろいろな役場の活動に、1回のコンサートのためにそういう活動をしているために100万円を交付するというのは、ほかとのバランスがどうかということも一つ。それから、コンサートに来ていただく人たちのそういうことも考えて100万円ですよというところまで広げて考えたときには、それはそれじゃあその団体がなんであろうと、聞く聴衆側から見ると団体が何の団体か関係ないわけですよ。音楽という楽しみでいたときに。そうするとそれだけの説明だと、やっぱり100万円というのはバランスが取れているのかなというように感じますが、どうでしょうか。

○小池文化スポーツ課長 先ほど来申し上げますように、こちらの交付金につきましては、来年度のこのコンサートに充てていただく、実行委員会のコンサート経費として充てていただくところがメインでございます。ただ先ほどから申し上げているように、こういっ

た団体様にこうやって顔つなぎと申しませうか、箕輪との連携をさらに深めていただくことによつて今後中学校への指導とか、それから地域の音楽会とか芸術祭を盛り上げたり、他市町とのコラボというところにつながっていくための布石というか、そういうつながりを持つためだというふうに考えておりますので、先ほど申し上げた目的、理念に対しては確かに100万円は高過ぎるかもしれませんが、このコンサートに対して100万円を支出させていただきたいと考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

○9番 青木委員 もう一度整理すると、コンサートは主体というような説明だよね。一つのコンサートをやる。そのコンサートに100万円を交付するんだと。そういうことになつちゃうと、やっぱりほかの団体がコンサートをしたいというときに、繰り返しますが、日頃の中学生にいろいろ活動を支援するというのはまだ見えないから分からないけれど、グレーじゃないですか。その辺はグレー。だからはっきり言えば、そのコンサートをやつたという実績に100万円やるって割り切つたほうが、私はすっきりすると思う。これはほかの団体も申請したら、ああ、ほいじゃあ最初係長が説明したように、団体はどこであろうと町の文化センターを使って町の町民を対象にしたコンサートなら受け付けませう。そうしたら2団体さんだったら交付しますよと、明確に言つたほうがまだ納得できるんですけど、どうでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今のお話でござりますが、当町としましてもその団体にたまたまというかコンサートをやることに対して今回は100万円の交付金を支出させていただきたいんですが、狙いとしましては先ほど申し上げたように、教育や福祉への貢献や地域のほかの音楽団体との連携を図つていただくというそういう目的等がございます。そういったことをやるための布石として、つながりの一つとしてコンサートをやるということでしたので、こちらに交付金を支出したいというふうに考えております。ですので、他の目的で貸館事業的に満席になるようなコンサートも今までもございますが、そういった団体様からのお申出があつた場合、先ほどの基準が明確になっていないというところでもございましたので、整理を進めてまいりたいと思うんですけども、その目的が例えば会員勧誘とか特定の方々に利益が享受されるというものであれば、それに対してはこちらの交付金の対象にはならないよというようなルールづくりを進めていく方向かなというふうに考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。中村委員

○14番 中村委員 今回そのコンサートのことで100万円交付するってことです。この後はどうなるか分からないと先ほど答弁をいただいたような気がしますけれども、今回の100万は払つて、次の年もう駄目だよ、払いませんとなつたときに、町に貢献してもらつたことを進めてもらう意味においては、なかなか払いませんとも言いにくいような気がします。もし、100万円、10年だと1,000万円とかなつちゃうと、ええつとかいう金額になつてくる

んで、その辺はどんなふうになりますか。

○小池文化スポーツ課長 やはりその辺の貢献度というところで、先ほど青木委員さんからもお話が出ましたが、まだグレーな部分というか、実際に行っていただけるかどうかというか、感染症は落ち着いてくるとは思うんですけども、物理的にそういう環境が取れるかどうかということもありますけれども、何らかの貢献というところを見せていただいて、そういったところを確認させていただいた後、基本的には交付金の継続支出なり、減額なのか増額なのかちょっと分かりませんが、その時々々の状況に応じたものを捻出するようなことを検討していければと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。この件以外にも質疑等ございますか。じゃあ質疑を終了します。一回協議会にしますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 会議を再開します。質疑を打ち切ります。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算文化スポーツ課に係る部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

議案は以上になります。

【文化スポーツ課 終了】

⑦学校教育課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。次に議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号) 学校教育課に係る部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長 それでは議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)の細部について説明をさせていただきます。細部につきましては係長より説明しますのでよろしくお願ひします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 それでは補正予算(第9号)につきましてご説明させていただきます。予算書の32ページからお願いいたします。歳入は特にございませんので、歳出になりますのでお願いいたします。10款の教育費になります。32ページをお願いいたします。1005小学校管理費になります。1001消耗品費になります。こちら7万1,000円になりますが、箕輪東小学校で来年度、特別支援教室増設を予定しておりますので、そちらに必要な消耗品関係、学習に集中できるためのパーティションですとか、そういった環境に必要な消耗品の

購入に充てる予算となっております。

続きまして、1006の修繕料125万4,000円になりますが、同じく東小の特別支援教室のカーテン等の取替分、また同じく東小になりますが、校舎の電動の水抜き栓がございまして、現在故障している状況になります。こちらを修理させていただくことで電動の対応をできるように、また学校教育課所管の予算等で緊急修繕対応できるように増額を予定しております。

続きまして1101通信運搬費でございます。こちらは小学校の電話料が年度末になりましてかかっている部分がありますので、不足する見込みがあるために補正をさせていただく内容となっております。

続きまして1701備品購入費45万7,000円でございます。こちらにつきましては、先ほどお伝えしました東小学校の特別支援教室に、工作できる台ですとかキャビネットなどを備品として購入を予定している部分になってございます。

続きまして1010小学校教育振興費、同じく32ページになります。1001消耗品費になります。こちらは先ほどお伝えしました東小学校の特別支援教室の授業で使う部分、学習で使う部分に当たるものの消耗品として4万1,000円を計上してございます。同じく1701の備品購入費8万2,000円でございます。これにつきましては、同じく学習の中で使用するために教育振興費に備品として購入する分を計上しております。

続きまして同じく32ページの1045中学校管理費になります。1101の通信運搬費になります。こちらは中学校の電話料で不足見込みのある8万円を計上させていただいております。

続きまして、1401工事請負費14万2,000円でございますが、こちらの中学校で電話回線を1回線を増やすための工事費用として計上しております。

続きまして33ページをお願いいたします。1071学童クラブ運営費になります。1002燃料費に2万円となっております。学童クラブで不足が見込まれる灯油代として2万円を計上しております。1005の光熱水費になります。こちら学童クラブの電気料で不足が見込まれる分の電気料を増額ということで計上させていただいております。22の01償還金利子割引料ということで100万4,000円となっております。こちらにつきましては、過年度の国庫支出金分の返還分として計上させていただいております。令和3年度の子ども・子育て支援交付金というような、学童を運営するための国庫補助に該当する部分になりますが、こちらは年度当初につきましては交付申請をする際には事業費の基準額、国で定めている基準額によって申請をする内容となっております。年度途中の12月頃に変更の交付申請というタイミングがあるんですけれども、その時点ではちょっと全体の運営に係る経費が把握できない部分がありますので、どうしても翌年4月に実績報告をする際に、こちらで最終的な報告をさせていただくために返還が生じるというような内容となっております。箕輪町につきましては、支出額が基準額よりも少ない実際の支出額で最終的に実績報告をさせていただいておりますので、最終的には多く申請した分の実際の差額の分を返還というふうに

なっております。事務事業の誤りですとか、そういった計算ミス等ではございませんので、このような形で実績報告をさせていただくため、今回の補正ということになっておりますのでお願いいたします。

以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 ちょっと聞き漏らしたので、最後に説明していただいたのは、ごめんなさい、間違いました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 併せて、ご意見ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 これ燃料費とか光熱水費、ちょっと金額、これでいいのかなという感じしますが、これでいいんですか。ちょっと少ないように思うんですが。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 学童クラブに関してになりますので、2月分までの支出は既存の予算内で収まっておりますが、3月のみの不足分を計上させていただいております。3月分、3月に支出が見込まれるものだけ。

○13番 入杉委員 ものだけ。分かりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第1号 令和4年度箕輪町一般会計補正予算(第9号)学校教育課に係る部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案通り可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算学校教育課に係る部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長 それでは議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算の細部につきまして、係長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 それでは令和5年度当初予算の細部の内容につきましてご説明いたしますのでお願いいたします。予算説明書の歳入からになりますので、15ページからお願いいたします。14の分担金及び負担金ということになります。03民生費負担金でございますが、こちら一番下の行になります。学童クラブの運営費負担金の現年分ということで保

護者負担分の歳入見込みとなっております。

続きまして16ページになりますが、学童クラブの運営費負担金の滞納繰越分ということでの歳入見込みとなっております。

続きまして22ページをお願いいたします。国庫支出金になります。10の教育費国庫補助金になりますが、02の小学校費補助金になります。まず、02の特別支援教育就学奨励費補助金になりますが、特別支援学級に在籍する児童生徒の奨励費の補助金が国庫補助でありますので、こちらの歳入見込みとなっております。また、03の理科教育等設備整備費補助金ということで、理科振興に関わる整備の補助金になっております。03の中学校費補助金、03の理科教育等設備整備費補助金、こちらは中学校における理科設備の補助金になっております。04の社会教育費補助金ですが、04子ども・子育て支援事業補助金になっております。こちら、国庫補助で学童クラブの運営に係る国の3分の1の補助金になっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。県支出金になっております。10の教育費県補助金になります。03の中学校費補助金ですが、03部活動指導員任用事業補助金になります。こちらは中学校で任用している部活動指導員の国と県を合わせた分の3分の1、3分の1になっておりますので、その合わせた分の補助金として見込んだ歳入になっております。その下の子ども・子育て支援事業補助金ですが、先ほどお伝えしました国庫補助のこちら県の補助にあたる3分の1の歳入見込みになっております。

続きまして27ページをお願いいたします。財産収入になっております。01の財産貸付収入ですが、一番下の教職員住宅貸付収入ということで、教職員住宅の管理に関する歳入見込みとなっております。02の利子及び配当金ですが、こちら米山教育振興基金、やまと教育振興基金、大下宇陀児教育基金の運用収入ということで、それぞれ計上させていただいておりますのでお願いいたします。

続きまして29ページになります。こちら19の寄附金でございますが、教育費寄附金ということで予算計上だけになります。毎年寄附金がございますので、寄附金ということで予算計上しております。

続きまして30ページをお願いいたします。繰入金になります。こちら、やまとの教育振興基金の繰入金ということで、中学校で楽器を買うための基金ということでこちらを繰り入れての歳入になっておりますのでお願いいたします。

続きまして、34ページ、35ページは雇用負担の関係の歳入になっております。歳入の関係は以上となっております。

続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。55ページからお願いいたします。歳出の2款の内容になりますが、0232の財産管理費になります。こちらは12の01委託料の中の中学校建物管理業務委託料92万5,000円になります。こちらは中学校の朝と夜の建物内外の開錠・施錠を安全点検等を委託しておりますので、こちらに関する予算になっております。

続きまして、139ページをお願いいたします。こちらから10款 教育費になりますので

お願いいたします。1001 教育委員会費になります。こちらは町の教育委員会の運営に関する事業費になっておりまして、教育委員の報酬また上伊那市町村教育委員会の負担金等の計上になっております。こちらの内容につきましては、例年どおりの予算計上となっておりますのでお願いいたします。

続きまして、1002 の事務局費になります。140 ページをお願いいたします。こちら事務局費になりますので、小中学校全体に関するもの、また学校教育課全般に係る事業費になっておりますので、お願いいたします。主な内容といたしましては、01 報酬の 03 非常勤職員報酬になります。会計年度任用職員報酬の中で学校教育指導主事がありますが、428 万 2,000 円ということで、こちらが来年度から複数体制ということで学級づくりの充実、また中学の制服、部活動の地域移行、キャリア教育、教育 DX を中心に対応するというので、複数名体制に主要主事の体制を構築するための形で増額となっておりますのでお願いいたします。それから 07 の報償費になります。こちらにつきましては、寺子屋、スタディサポート等、講師謝礼につきましては前年度同様になっております。報償費の一番下にあります子育て応援小中学校入学祝金になりますが、こちらにつきましては、例年小学校 1 年生、中学校 1 年生に 1 万円ずつ交付しておりましたが、来年度から小学校 1 年生 1 人につき 2 万円、中学校 1 年生 1 人につき 5 万円ということで、増額ということで今回対応させていただいております。小中学生の中で一番費用がかかると思われる小学校 1 年生、中学校 1 年生の保護者ということで、支援対策ということで実施をさせていただきますので、お願いいたします。

続きまして、141 ページをお願いします。引き続き事務局費になっております。主な内容といたしましては、12 の 01 委託料になっております。3 行目のところになりますが、外国語教育支援業務委託料ということで 2,733 万 9,000 円の計上となっております。こちらは例年どおりの内容となっておりますが、小中学校に外国人講師を配置いたしまして、1 人 1 台パソコンなど活用しながら、英語によるコミュニケーション能力を養うということで、そういった授業を引き続き実施をしてみたいと思いますのでお願いいたします。それから、(DX) とかいてありますが、ホワイトボード設置業務委託料 235 万 7,000 円になります。こちらにつきましては、中学校の普通教室の黒板をホワイトボード化いたしまして、現在使っている大型提示装置、プロジェクターになりますが、こちらを全画面表示に対応できるように、まず中学校からということで整備を進めさせていただきたい内容になっております。その下になりますが、認証印刷設定業務委託料 155 万 7,000 円になります。こちらにつきましては、定額制の印刷機を今度導入を予定しております。こちらにつきましては、トナーですとかそういった消耗品経費が不要になりまして、カラー印刷も含めて毎月定額で印刷ができるというメリットで、今年度試験導入を無償でさせていただきましたので、来年度導入を決定いたしまして、進めていくという内容になっております。こちら、それに関わる設定の業務委託料になっております。その下の 13 の 01 使用料及び賃借料になっております。こちらにつきましては、情報教育の関係、セキュリティの関係、リースの関係など、

ライセンス等がいろいろ計上させていただいております。こちらにつきましては、学校の小中学校合わせて必要な経費として計上させていただいておりますので、お願いしたいと思っております。先ほどの定額制の複合機の今度使用料に係る部分は142ページの上から3行目のところに定額制複合機利用料ということで載っておりますので、こちらが使用していく分の利用料となっております。その他、ドリル学習ソフトの利用料としまして、キュビナのアカウント利用料、また、学習デジタル教材等を予定しておりますのでお願いしたいと思っております。14の01ですが、工事請負費として通学路等に関係する関連工事の内容となっております。また、17-01で備品購入費ということで教育用の360度カメラを購入を予定しております。事務局費につきましては以上になります。

次に同じページの1003教職員住宅管理費をお願いいたします。こちらにつきましては、教職員住宅の維持管理に関する予算支出の内容となっております。特に大きな増減等はありませんので、電気料、修繕料等例年どおりの予算計上となっております。

続きまして、143ページをお願いいたします。1005小学校管理費になります。こちらにつきましては、小学校の施設・校舎管理等に関する費用となっております。0103の非常勤職員報酬になりますが、こちらにつきましては非常勤職員ですので、学校の事務、図書館司書等に関する費用の報酬となっております。

続きまして10-01の消耗品費になります。こちらにつきましては、学校管理に必要な消耗品、コロナ対策の消耗品などを含む消耗品の予算支出となっております。こちら、小学校に関するものの全部の計上となっております。10-06の修繕料になります。こちらは、学校施設で必要な修繕箇所、遊具ですとか消防設備、プールなど、施設に関する各学校で要望等確認しながら、必要とされる修繕料の計上となっておりますので、お願いいたします。12-01の委託料をお願いいたします。こちらは教職員の健康診断の関係、また児童の尿検査、心電図等の関係、それから電気保安管理の点検業務の関係、また施設警備等の点検業務の関係などの委託料が全て、小学校に関するものが載っておりますので、お願いいたします。

続きまして144ページをお願いいたします。委託料は続きで載っておりますので、先ほどご説明した内容の業務の一覧が載っております。14の01工事請負費になります。こちらは学校施設における必要な修繕工事、教室の床等の対応となっております。令和5年度の主な内容としましては、特に大きな金額の工事はございませんので、各学校に必要な非常階段等の塗装ですとか、手すりの塗装ですとか、床の関係ですとか、そういったものが中心の工事となっておりますので、お願いいたします。17-01の備品購入費をお願いいたします。これにつきましては、各学校施設の中で必要な備品購入に充てる費用となっております。主な内容といたしましては、つい立てですとかワイヤレスマイク、テント、可動式の棚ですとか、学校施設に必要な備品、各学校に必要な備品を総額して計上しておりますので、お願いいたします。

続きまして、1010小学校教育振興費をお願いいたします。同じく144ページになります。こちらは小学校の授業、学習活動に関する予算支出となっておりますので、お願いいたしま

す。10-01 消耗品費になりますが、こちらは児童図書の購入の関係、それ以外は授業に必要な消耗品ということで、各学校に必要な消耗品を、小学校の分を合計した金額になっております。次のページの145ページの10-06 修繕費となります。こちらは楽器ですとか、体育備品、理科の備品ですとか、授業で必要な物品等に関する修繕の合計の金額になっております。13-01 の使用料及び賃借料になります。こちらにつきましては、ここにも記載がございますが、タブレットパソコンのリース料、それから大型提示装置のリース料、こちらは小学校は令和3年度に導入したプロジェクターのリース料の引き続きの金額となっております。また、授業支援ソフトライセンス利用料ということで、学校で現在使っているソフトのライセンスに関する利用料ということで、引き続き使用する金額ということでなっております。17-01 の備品購入費をお願いいたします。こちらは学校の授業に関する楽器ですとか体育の関係が中心になりますが、アコーディオン、オルガン、マットなど、音楽や体育の授業に関する備品が小学校の関係が多くなっております。19-01 の扶助費になります。こちらは就学援助に関する費用になりますので、小学校の関係の準要保護、それから特別支援教育の奨励費ということで、こちらの予算計上になっております。

続きまして、1015 小学校給食費をお願いいたします。こちら、小学校の給食調理員ですとか、給食室等に関する予算支出になっております。01 の03 非常勤職員報酬ということで、こちらは会計年度任用職員、給食調理員の報酬に関する費用ということで予算計上させていただいております。146 ページをお願いいたします。10-06 の修繕料になりますが、こちらは給食室内の調理器具ですとか換気扇等に関する修繕費用の小学校に関する予算の修繕料になっております。12-01 の委託料をお願いいたします。小学校給食調理業務委託料ということで、現在中部小学校、北小学校に給食調理を業者へ委託しておりますので、それに関わる引き続きの委託の費用が中心となっております。14 の01 工事請負費になります。こちらにつきましては、給食室ですとか関係する工事の費用になっております。給食室内の洗浄室のエアコンですとかサッシの交換、床の改修等給食室の設備に関係する必要な工事費を、小学校に関係したものの計上となっておりますのでお願いいたします。

続きまして、147 ページをお願いいたします。こちら、中学校のほうに移ります。1045 中学校管理費になります。こちらは中学校の施設維持管理、備品の消耗品などの予算費用になっております。01-03 の非常勤職員報酬でございますが、こちらにつきましては学校の事務、図書館司書等に関する費用の内訳になっておりますのでお願いいたします。10-01 の消耗品費になります。中学校の学校管理に必要な消耗品、コロナ対策等で必要な関係の消耗品の合計になっておりますので、お願いいたします。

続きまして、148 ページをお願いいたします。すみません。修繕費がありまして147 ページの10-06 の修繕料になりますが、こちらは中学校のカーテンの取替えですとか清掃用具入れ、消防設備に関する修繕の合計になっておりますのでお願いいたします。148 ページをお願いいたします。委託料になります。12 の01 委託料ですが、こちらは中学校の関係の委託になりますので、電気保安の管理業務、また教職員の健康診断費、消防設備点検、生徒に

関する尿検査、心電図等の委託に必要な予算の計上となっております。14の01工事請負費になります。こちらにつきましては、中学校の設備関係になりますが、大きなものとしたしましては中学校内の電気設備の改修が予定をされております。また、理科室の実験台の天板の貼り替えですとか、その他学校内で必要な工事の総額になっております。17-01の備品購入費でございますが、こちらは中学校の中で保健室の薬品関係の戸棚ですとか、健康診断表の格納庫ですとか、主に保健室に必要な棚の関係の備品ということで予算計上がされております。

続きまして、1047 中学校教育振興費をお願いいたします。こちらは中学校の授業、学習活動に関する予算支出となっております。10-01の消耗品費でございますが、こちらは148から149ページにまたがる部分になりますが、生徒図書購入費用、それから授業に必要な消耗品などの購入費に充てる内容となっております。10-06の修繕料ですが、こちら中学校の授業に関するものとしては、理科の備品関係、楽器関係の修繕、それからパソコン機器の周辺機器関係の修繕が中心となっております。13-01の使用料及び賃借料をお願いいたします。こちら主な内容としたしましては、中学校にも大型提示装置のリース料ということで、計上させていただいております。こちらは、令和2年度に入れておりますプロジェクターの1、2年生の教室分につきましては継続でのリースを予定しております。また、令和5年度につきましては、大型提示装置の3年生の教室分を以前に入れたものの不具合が多い機器の更新を予定しておりますので、先ほどお伝えしましたホワイトボード化によって全画面表示などにも対応できる新しい機種に入れ替えるということで更新を予定しております。その部分のリース料が入っておりますので、お願いいたします。17-01の備品購入費になります。こちらは中学校に関する楽器関係、また体育設備関係の予算計上となっておりますのでお願いいたします。それから19-01の扶助費ということで、こちら就学援助費ということで中学校に関する準要保護、また特別支援教育関係の奨励費の補助金ということになっておりますのでお願いいたします。

続きまして、150ページをお願いいたします。1049 中学校給食費に関する内容となっております。こちらは中学校の給食調理員、また給食室等に関する予算支出となっております。01-03の非常勤職員報酬になりますが、こちらは中学校の会計年度任用職員、給食調理員の報酬ということで、その関係の費用となっております。その他、給食の関係につきましては、例年どおりの支出ということで、特に大きな変動はございませんので、お願いしたいと思っております。155ページをお願いいたします。1071 学童クラブ運営費になります。こちらは各小学校に学童クラブ、それぞれ5講開設しておりますので、それに関する費用となっております。10-01の消耗品費、また10-06の修繕料でございますが、こちらは学童クラブの各教室で必要な物品修繕等に関する費用となっております。また、主な内容としましては13-01の使用料及び賃借料の中で学童クラブICTシステム利用料ということで、こちら継続としての予定となっております。こちらは各教室で入退室の管理ですとか、出欠席に関して現在システムによって管理運営しておりますので、こちらに関するシステムの引き続きの使

用料ということで予定をしております。予算説明につきましては以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございますか。副委員長

○6番 松本委員 141ページの外国語の教育の事業委託料というのがあるんですが、この内容はどんな感じになるんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 10-02の委託料の中の外国人の支援業務委託料でございますが、まず各小中学校に外国語講師を配属するという、人件費に関わる部分の一つになります。それプラスとして箕輪町としましては、それをサポートする支援業務というのが入っております、コーディネーター役の人がいまして、その方が小学校を中心になるんですが、各学校を回って、各学校の英語の進捗状況ですとか、各学校に差がないかというのを回っていただきながらそういったサポートをしております。外国語講師につきましては、ちょっと配置する人数の体制によりまして変動がありますが、基本的には総枠の人数は変わっていないんですが、お勤めする人のパートの方とかもいらっしゃるんで、大体5人とか6人という配置で今予定をしております。詳細については今確認中でございます。

以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。ほかにございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 二、三お伺いします。142ページの一番上にありますドリル学習ソフトがあつて、その下に定額制複合機利用料つてあります。これつて何ですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 今ご質問いただきました142ページの関係ですが、ドリル学習ソフト、一般質問等でもありましたが、キュビナというドリル学習ソフト、パソコンを使いまして、子どもたちが書いたりですとか、直接してそのAIが判定して個人が苦手なものをサポートしてくれたりですとか、そういったものを今回アカウントを追加で購入いたしまして、そういった学習支援をするというドリル学習ソフトに特化したものが一つ、予算計上を予定しております。その下の定額制複合機というのは先ほどお伝えもしたんですが、学校の教職員の方が中心なんですけども、毎月定額で定められた金額の中で印刷し放題といいますか、定額制の予算の中でコピーができるための導入になります。カラーコピーとかも可能になりまして、今まではトナーですとか、そういった印刷に関わる消耗品類をプラスで購入していたのですけれども、そういうのがなくなって、一律定額で、コピー機になります。

○13番 入杉委員 コピー機。失礼しました。

○三井学校教育課長 補足としまして、コピー機兼印刷機ということで、印刷機も大量印刷になりますので、それも兼ねて定額でできるようにと、予定しております。

○13番 入杉委員 もう一点ですが、その次の143ページの一番下にストレスチェック業務委託料とありますが、これの中身をちょっと説明してください。どのような先生が何人ぐらい対応する予定、予定というところちょっと、今年度の事例を見て、これ多分予算つけたん

だと思えますが。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井学校教育課長 教職員のストレスチェックの業務につきましては、今のところ町の会計年度任用職員に当たる町費と言われる職員の部分と、今こちらに予算計上があるのは県費職員と言われる県の配属による職員の分と分かれて部分の、県費の先生に当たる部分のストレスチェックの金額を予定しております。基本的には、大規模な事業所に対応するストレスチェックになるんですけれども、今までは、町のほうの職員は役場のほうで対応していたんですけれども、この部分については学校教育課所管でやっておりましたので、その県費職員と言われる県の採用による職員の先生方のストレスをシートでチェックしまして、その判断という（聴取不能）。

○13番 入杉委員 全員。

○三井学校教育課長 全員です。を診断するという内容になっています。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ちなみに、何人ぐらい対象になりますか。

○13番 入杉委員 対象、全員になるんですけれど。

○三井学校教育課長 人数、県。今の予算に関して。

○3番 釜屋委員 いいですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 今、お調べ中。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 215人です。小中学校合わせて215人です。

○13番 入杉委員 全部が。県費分が。

○三澤教育総務係長 県費分です。

○三澤教育総務係長 すみません、今215人とお伝えしたんですが、来年度の予算設計上で、県費は157です。町費分が58ということで。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 そのストレスチェックの結果ですけれど、やはり大変、重症の方とかそういう方たちがあつたりして、そういうときはお休みとか考えておられるのか、補充するとか。結果に関して、どんなことをされているのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 県費の内容、一般的な大企業にも対応するシートで、今のここを例えば体の状態とか心配事の状態とかそういう問いがあつて、それについてチェックを入れていって、やはりストレスが多い職員というのは見受けられます。多分、町もそうなんですけれど、その職場ごとの、要は個人のデータが即管理職の方に行くんじゃないで、この学校全体でちょっと全国平均より比率がこの部分が高いですよ、低いですよというくらいの形の情報が来ます。それに対して各職場でそういった部分の何か改善を進めていくというような形で。個人的にこうですというものではないです。ただ、個人用の結果シートは個人には行きます。あと、ある程度一定の30人なり50人の単位の部分の全国平均でお宅の職場はこ

ういう面がちょっとストレスが多いようですというような、概略的な結果が送られてくるというようなシステムになっております。

○3番 釜屋委員 分かりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 それでは、そのチェックは特に学校現場に特化したという、そういうものではないんですね。一般企業。

○三井学校教育課長 一般企業で、だから教職員用の何か専用のというわけではないです。

○13番 入杉委員 ないんですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 どのページだったかちょっとあれでしたけど、東小学校の特別支援教室のパーティションとかいろいろありましたね。特別支援教室というのは各学校にあるかと思ったんですが、東箕輪はなかったということで。パーティションだけを。

○三澤教育総務係長 東小学校には、今のところ特別支援教室はもともとありまして、自情障学級というのが一つありまして、今度は知障学級というものが一つ、プラスで出来ますので、それで合計2教室になるというところで、少し性質が違うのですけれども。

○3番 釜屋委員 それがどういうふうな感じで二つに分かれて（聴取不能）。各学校、皆そういうふうにならぬですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 情障学級というのはちょっと情緒不安定というか、教室から出て行っちゃったりとかそういう部分で、知障学級というのは、やはりちょっと学力についていけないというか、そういった知的障害的な部分があるお子さんという2種類という形になります。

○3番 釜屋委員 そのパーティションというのは、二つを一つの教室の中で分けるということですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 パーティションを分けるほうのパーティションではなくて、集中してできるような遮断といいますか外部を目隠し的なようなほうのつい立てといいますか、そちらのほうになってます。

○男性委員 （聴取不能）

○三澤教育総務係長 じゃないんです。一つの教室を分断するためのものではないんです。1教室、もう一つ別の教室という。

○3番 釜屋委員 集中できるようにパーティションを。

○三澤教育総務係長 その中で一つ、つくと。

○3番 釜屋委員 私たち視察をしてなかったし。（聴取不能）できることがなかった。

○13番 入杉委員 それはグループ学習っぽくできるふうにするものとはまた違う。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 パーティション自体はグループ学習とかではなくて個別に集中できるようなもの、ただずっと一人ということではなくて、その学習に集中できるためのものの必要なものとしての購入になっていますので、それをずっと使うということではないです。

○13番 入杉委員 よく（聴取不能）あるような囲い、一人囲いみたいな感じですよ。

○三井学校教育課長 そういうイメージです。

○13番 入杉委員 個別にお勉強ができるようにするために、私のところだけちょっと囲ってみたい感じの。ないけどそういう感じなんですね。だから私、お部屋を仕切るのかなと思ったんです。

○三澤教育総務係長 すみません。ではないです。

○13番 入杉委員 分かりました。

○三井学校教育課長 各校、いろんな窓から見えちゃってちょっと勉強に集中できないことでちょっと周りを囲んでという。

○13番 入杉委員 障がいというか、人のレベルによって違うので。

○三澤教育総務係長 また別部屋を用意します。

○13番 入杉委員 それもパーティションと言うんですね。

○三澤教育総務係長 表現がすみません。パーティションではなく、つい立てと言ったほうがいいのか。

○13番 入杉委員 つい立てのほうがいいのかもしいないですけどね。パーティションというと、（聴取不能）こういうもの、イメージ的にこういうのがパーティションなので、つい立てというか。

○三澤教育総務係長 つい立てに近いイメージ。

○13番 入杉委員 塾で使っているというのと、つい立てになるから。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 ちょっと関連でいろいろ聞きますけど、そうすると、各学校そういうのが標準的な生徒の対応というかそういうふうになっているのか、東箕輪がこれからそういうことが既にほかの学校も二つ、そういう（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 こういった特別支援学級というのは1人生徒さんがいればできるというあれじゃなくて、やっぱり一定の複数人ずついた場合に、それが何年か先まで見越して在籍予定だと特別支援学級の設置基準に見合う状況になったときに設置ができるんです。

ただ、全部の学校にあるかというのと、先ほどの情緒障害と知的障害とあるんですが、全部が全部でないと思います。今まで東小については20年ぐらい前まではそういった特別支援学級はなかったです。一つだけは途中からできてあったんですが、今回新たに知的障害の学級のほうを追加で増やして二教室になるということです、特別支援教室が。

○3番 釜屋委員 さらにお聞きして申し訳ないですが、それは学年の、例えば1年生から6年生までできた（聴取不能）と分けて、一緒の学年、（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 学年は混在になりまして、指定された、判断された学級に基づいて一クラスが形成されるようになりますので。

○3番 釜屋委員 (聴取不能) というかクラスに戻ることもあるし、そっちでお勉強することもあるんですか。

○三井学校教育課長 そうですね、授業の内容によって、この授業のときは支援学級に行つて、またみんなで体育とかやるときには戻ったりとか、そういう行き来は当然あります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。青木委員

○9番 青木委員 26 ページの教育費の県の補助金、前年に比べて減っているんですが、この辺の減額の要因と、それから具体的な、部活動の指導員の補助金ということだけど、例年とこの辺は補助員はどうなんですかね、増えてる。現状維持。県の補助金が減額された要因は何ですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 部活動指導につきましては、令和2年度から始まりまして、二つの部、女子卓球部とサッカー部に任用しております。来年度につきましては、今増やす見込みで最終調整をしております。それが4つなのか5つの部なのか今調整している段階なんですけれども、最大限見込んだ歳入を国・県合わせた分が県費として入りますので、その部分の見込みとして歳入を今、計上しております。最終的には今調整している段階です。あと、学童クラブの運営費に関する補助金になりますので、こちらは申請時につきましては先ほどもお伝えしましたが、基準額というのがありましてその運営している教室数が実は去年と今年少し変わってしまして、支援の単位というのは大体、40人を一つの支援の単位、クラスのようなものなのですけれども、その計算でいく学童の教室もあれば、少人数のところは一つ、二十何人とかそういう想定がありまして、基準額で示しているこの項目に該当するのは何人利用する想定教室かというのと、掛ける何教室かという、計算の合計によって国費と県費の総額の見込みを出しておりますので、もしかしたらその関係で引っ張ってくる基準額が昨年度よりちょっと細分化されて、結果的に減っているという可能性はあります。あくまで見込みになりますけれども。

○9番 青木委員 さっきの説明だと3分の1、国・県3分の1ずつ。内容的には今、三澤さん言ったように増やす傾向にあるわけよね。そお中で減額されているちゅうもんで、何でかなと思って今日、そういう判断でお聞きしたんだけどね。学童のほうが主。

○三澤教育総務係長 学童のほうは数は増えていますので、はい。

○9番 青木委員 そういう話なら分かるね。中身でね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 学童の場合は多いところ40人に、学童何人に1人の指導員が決まっていますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長 一応一つの、先ほどの支援の単位に2人の指導員をつけなさいという基準になっています。うち1人は指導員資格を持った指導員が当たりなさいという一応決まりはございます。

○13番 入杉委員 場所に、じゃなくて何人に。

○三井学校教育課長 ですので40人程度ですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 併せて、ご意見ございますか。

それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第16号 令和5年度箕輪町一般会計予算学校教育課に係る部分を原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案どおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

○三井学校教育課長 ありがとうございました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 じゃあ予定された案件はこれで審査を終わります。

では、協議会に切り替えます。課の方から何かございますか。

【学校教育課 終了】

3日目

⑤-2 請願・陳情

○5番 寺平福祉文教常任委員長 会議を再開いたします。入杉委員。

○13番 入杉委員 ここで会議の前に私から。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 どうぞ。

○13番 入杉委員 この陳情書を検討しましたが、内容を一部認めるといいですかね採択するとして、一部採択の動議を出したいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 どの項目。項目は。

○13番 入杉委員 1と2ですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 1と2の採択。

○13番 入杉委員 で、表題の人員増というのを削除して処遇改善に焦点を絞りたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 今ただいま動議が出されましたが、賛同される委員さんはいらっしゃいますか。はい。賛同委員がいらっしゃるの、この動議は成立いたします。

釜屋委員

○3番 釜屋委員 私は一部採択ではなく、この趣旨を採択するという意味で内容はよく

分かるんです。大変よく分かります。そしていろいろ説明をいただいた中でも言われておりました。出されるその範囲があまりにも県の医療従事者であったり、国であったり、介護の現場であったり、またこの利用者、患者様、そういったところまで及んでいて、ちょっと精査するのも焦点が合わない、そこのところは皆さんも一致したと思いますけれども、こういう内容でこの安心・安全の医療・介護の実現のために人員増と処遇改善、この人員増と処遇改善だけでは解決できない問題も多々ありますので、ちょっと内容を精査して提出し直していただければいいかなと思います。そして、またその出された内容が11月11日時点のものでして、状況も社会的に変わってきておりますので、改めて出されることをお勧めしたい。私としては趣旨採択です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいま趣旨採択の動議が提出されました。この趣旨採択の動議に賛同される委員さんはいらっしゃいますか。賛同される委員さんがいらっしゃらないので、この動議は成立いたしません。

まず採決の手順ですけれども、まず一部採択に関する採決を採ります。可決されれば一部採択になります。もし否決されれば、次に陳情書の原案に対する採決をします。その原案書が可決されれば原案書が可決、否決されれば原案書も全部否決という形になります。そういう手順になりますけれども、よろしいですかね。もうじゃあ討論に入りますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは陳情書に対しての一部採択に対する討論を行います。討論はございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 昨日の提出者の説明を縷々お伺いしました。そこで先ほども一部採択の理由を申し上げましたように、安心・安全の医療と介護の実現ということに提出者の方々も非常にそこに重点を置かれておりました。陳情の内容の3番と4番につきましては昨日も意見申し上げましたように、状況がこの提出のときと変わって変化しております。またそれから4番の患者利用者の負担の軽減というのが少し焦点がぼやけているといえますか、内容が具体性に欠けておりますので、ここはひとまず介護の現場の状況に焦点を絞った陳情にしたほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、1番と2番を一部採択という内容にしたらいかがかなと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 反対討論、小出嶋議長

○小出嶋議長 今回とは関係ないけど、一部採択って、それとこの今のこれとこれはいいよというような入杉さんの話があったけど、そういうことで認めるということになるとこの陳情者の趣旨とは反するもので、反するんだよね。それで決まればの話だけど、今の話。だから意見書は出さないということは承知をしておいていただければと。この陳情の趣旨を勝手に変えちゃうことはできない。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 昨日陳情者はこのうちの賛同する部分だけ上げてほしいという説明があったので、陳情者の意向は。

- 13番 入杉委員 (聴取不能) ありましたね。
- 小出嶋議長 陳情書の内容を変えることはできない。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 削除。
- 7番 唐澤委員 3番と4番のところは削除ちゅうかね、それだけあれして基本的には認めるということで、この陳情項目の3番と4場はある意味では附帯的な内容なのでともとメインじゃないので1番と2番がメインなので、メインだけ残していわゆる附帯条項は外すということですよ。
- 13番 入杉委員 そうですね。
- 7番 唐澤委員 基本的には採択だけでも、いわゆる附帯的な事項については削除をするという。
- 13番 入杉委員 この陳情項目の3と4を外すと(聴取不能)ですよ。
- 3番 釜屋委員 だから修正するのは(聴取不能)
- 9番 青木委員 だから議長の言っているのは、この文章を変更してもいいのかっていう話でしょう。多分。陳情にならねえんじゃねえのっていう話だから。
- 小出嶋議長 陳情書はね、出したら(聴取不能)。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 ちょっと1回協議会に、協議会に切り替えます。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 賛成討論が終了しましたので、反対討論はございますか。釜屋委員
- 3番 釜屋委員 意見書の提出については、ただいま町の議会で大幅に変えて出すというご意見ですけれども、そういうことも含めて提出者の趣旨を踏まえて少し整理したものを文言をきちんと次でもその次でも、これが11月11日に出されたもので少し事情も変わっていますので、出し直していただければまた賛同できるというところもあると思いますので、まずはしっかりとこの陳情者の趣旨を整理して再提出していただきたいと思います。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 ほかにございますか。よろしいですか。討論を打ち切ります。それでは陳情書一部採択の動議について採決いたします。動議の内容は陳情項目1番2番について採択するという動議です。挙手によって決定したいと思いますので、賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

- 9番 青木委員 だけど、3、4はどうするかっていうのも言ってくれない。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 3、4はなし。
- 9番 青木委員 それを言ってくれない。今言わなかったんで。1、2を(聴取不能)して3、4はここから省くというのを。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 そういうことです。1番2番は採択するということなので3番4番は採択しない。
- 9番 青木委員 (聴取不能) 言い切らない。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 失礼しました。1番2番について採択。3番4番は採択

しないと。一部採択。過半数の賛成の委員がございますので、一部採択と決定いたしました。意見書はこちらの、提出するということによろしいですかね。ちょっと一部採択できないという議論ありますのでそれは別として委員会として出すということで、意見書を準備したいと思います。

○井上監査委員事務局次長兼議会事務局次長 じゃあ3、4はちょっと（聴取不能）なしにしといたほうがいいですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 はい。

○井上監査委員事務局次長兼議会事務局次長 ちょっと一回（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 暫時休憩で、準備のため暫時休憩いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議の再開をしたいと思います。意見書の提出をさせていただきました先ほどの陳情の一部採択を受けてのものでございます。これからは委員会独自の意見書の作成ということになりますので、先ほど反対された委員の方も混ざっていただいてなるべく一致点を見つけていきたいと思います。なのでご意見いただければと思いますけれど、よろしくお願ひします。表題とか先ほどちょっと議論になりましたけど。一回朗読します。

○井上監査委員事務局次長兼議会事務局次長 陳情第15号 朗読

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいま意見書案の朗読が行われましたので、ご意見をよろしくお願ひします。青木委員

○9番 青木委員 この文章で毎年のように発生している自然災害、ここは機能強化を強く求めます。この部分はカットしていただきたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ここ一段落。毎年のように発生している。要は公立病院や保健所の。

○9番 青木委員 喫緊の課題ですすで終わり。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 要は3番、4番の削除した部分だから。

○9番 青木委員 そう。削除したから。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 どうですか。ほかにございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 今のあれで賛成です。カットしていいと思いますが、それで文章の構成上、上から4行目までですね、大きな原因ですと、それでここで段落を変えて人手不足が続いているというような形で整理するといいいんじゃないかというふうに、ちょっと今の時点で思ったんですけどね。これを今毎年のようにから強く求めるを削除したときに、この段落を一つ増やしたほうが文章的に整理ができるじゃないかと、そういう意見です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 人手不足から段落を変えるという。ほかにございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 この記書きの1、2についてちょっと印象としていわゆる労働組合が雇用中心に要求をするような内容になっている雰囲気があります。ですので、これを国に要望するのに何か一言つけ加えるとか、現場の問題で要するに労使の問題に取られかねない内

容の雰囲気があるんですけど、いかが。皆さんどう思いますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 じゃあ1番。

○3番 釜屋委員 いわゆる経営者側の問題も入っているようなふうになっているんですけども、賃上げにしても直接国はあるときに少しずつでも、昨日も言いましたけど、9,000円ずつ賃上げをしたという経緯があるんです。そこは直接介護者に反映されていないというところの現実とかですね。それから夜勤の1人夜勤に対して、これ、できない現実は分かるんですけども、これをなくすというのを直接国にでなく、そういう人員を確保すべく、いわゆる介護者の人材育成の問題ですね。そういうことも入ってくるんじゃないですかね。直接これを国に言うのではなく、ある意味国に言うのにふさわしい内容に少し入れてもいいかなど。例えばというと私はすぐ（聴取不能）。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まず1番の。

○3番 釜屋委員 私は思うんですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まず1番のその安全・安心のから大幅に増員するということまでの箇所と、2番の②③ということですか。

○3番 釜屋委員 夜勤交代業務に係るということですよ。これ1、2、3番。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ①は財政支援を求めることだから、これを国に。②③の取扱い。1の前半と②③の。

○9番 青木委員 だから釜屋さんが言おうとすることは、文言的に言うとうどうに言い換えるってこと。具体的に言ってみて。

○3番 釜屋委員 印象がね、そういう。

○7番 唐澤委員 ちょっと議論だから手を挙げて。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 ちょっと確認というかあれですけどね、提出先はどこでしたか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。あと。

○7番 唐澤委員 この意見書のこちらの意見書案のとおりということですか。ほかにつけ加えることはないということですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 通常ですといつも衆議院議長、参議院議長ですね。うちの議会は。

○7番 唐澤委員 意見です。だから、ちょっと提出先をまず確認していただいて、そしてそれに合わせた形で文言を整理したらいかがでしょうかということですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 一応、陳情者からは内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣なんですが、箕輪町議会はいつもそれに加えて衆議院議長と参議院議長にも出しているの。

○井上監査委員事務局次長兼議会事務局次長 それは書いてきてくださっているの、出している（聴取不能）

- 5番 寺平福祉文教常任委員長 なので衆議院議長、参議院議長に出します。
- 井上監査委員事務局次長兼議会議務局次長 いいんですか。じゃあ追加で。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 いや、出しているつもりだったんだけど。
- 井上監査委員事務局次長兼議会議務局次長 いや、それは（聴取不能）
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 それでいいんで、ここで決めればいいんですよ。ここで決めればいいんですよ。
- 井上監査委員事務局次長兼議会議務局次長 じゃあ出すということでもいいんですかね。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 いいですね。
- 1番 入杉委員 必要性があります。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 ある。一応提出先も決めなきゃいけないんです。本当は。
- 13番 入杉委員 そうじゃなくて、衆議院議長、参議院議長。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 いや、いいです。ここで議論して必要なければといえれば必要ないですし、ときによっては出すべきだという意見も出されるときもあったので。青木委員
- 9番 青木委員 やっぱり議会を通じた、議会から議会という筋、私はいいと思います。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 じゃ、衆議院議長、参議院議長。そうすると、変な話衆議院、参議院議員にも一応一覧表が回るんで、提出先が衆議院と参議院だったら。
- 9番 青木委員 さっき釜屋さんが言ったことをちょっとね分かるんだけれど、もうこの段階だから具体的に釜屋さんのほうから文書で述べてもらいたいと思います。
- 3番 釜屋委員 いや、いいです。感じることは感じるけど、じゃ私がこれを言って大幅にまた趣旨が変わってもいけないので。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 この配置基準についてはいかがですか。入杉委員
- 13番 入杉委員 文言につきましては公のこういうところに出すわけですから、これで別に問題はないかと思えますけれど。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 表題はいかがですか。
- 13番 入杉委員 表題を変えるとちょっと難しいので。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 いいですか。
- 13番 入杉委員 いいです。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。青木委員
- 9番 青木委員 昨日の意見を聞いて1番2番でほとんど集約して絞られてきているんで、私は意見書の題も含めていいと思います。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 これでよろしいですか。じゃあまとめますと、今意見が出ているのは人手不足からを改行して段落にするのと、あと毎年のように発生している自然災害の項目については削除するというか採択されなかった3番4番に係るのでこの文書を削除するということまで意見が出ていますけれども、ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですかね。じゃあこのように決定して、特段もう削除するだけなので、あとはいいですね。新しい文章つくらなくて。ではこのように委員会として意見書を提出することと決定し、このあと後に賛同される委員の方は署名してください。これで審査終了でいいですね。

それでは委員会審査の一切を終了します。

【請願・陳情 終了】

午前11時00分 閉会